

2026年4月24日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

令和8年（ワ）第8637号 国家賠償請求事件

原告 相嶋 ほか2名

被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 野

隆

同 谷 口 太 規

同 井 桁 大 介

同 趙 誠 峰

同 吉 田 京 子

同 城 使 洸 司

同 南 里 俊 毅

同 戸 田 善 恭

同 拝 地 旦 展

同 矢 内 太 道

代

訴状訂正申立書

原告らは、頭書事件について、本年4月6日付訴状のうち3頁から末尾までを別紙のとおり訂正する。

以上



目次

請求の趣旨.....	6
請求の原因.....	6
はじめに.....	6
I 事案の概要.....	13
II 関係法令の定め.....	14
III 事実経過	14
第1 当事者等.....	15
1 相嶋静夫氏（前件控訴審判決 8、9 頁）	15
2 原告ら.....	16
3 被告（国）の公権力の行使に当たる公務員（静夫氏の身体拘束について判断をした裁判官ら）	16
第2 大川原社による噴霧乾燥器の輸出（前件控訴審判決 9、10 頁）	18
1 大川原社による噴霧乾燥器の取扱い.....	18
2 噴霧乾燥器の輸出.....	18
3 本件省令の要件充足性.....	19
第3 噴霧乾燥器の輸出規制の経緯等（前件控訴審判決 76～82 頁）	19
1 外為法及び本件改正前の輸出令の規定.....	19
2 AG（オーストラリアグループ）	20
3 2012 年（平成 24 年）AG 合意.....	20
4 ③の要件に関する AG テクニカルノートの内容.....	21
5 ③の要件の趣旨.....	21
6 AG 合意を踏まえた本件改正.....	21
7 AG の正式合意及びパブリックコメント.....	22
8 本件改正.....	23
9 経産省通達.....	23
10 システックの輸出管理品目ガイダンス.....	24
11 噴霧乾燥器の輸出に関する大川原社の見解.....	24
第4 捜査機関による本件要件への解釈（前件控訴審判決 10、55、87～91 頁）	25
1 捜査の開始.....	25
2 公安部と経産省との打合せ.....	26
3 公安部による捜査機関解釈.....	27
4 公安部による本件要件への該当性判断.....	27
第5 逮捕に先行する任意捜査等.....	27
1 捜査開始までの状況（前件控訴審判決 52、119 頁）	27

2	噴霧乾燥器メーカーからの聴取状況（前件控訴審判決53頁）	28
3	大川原社等に対する搜索差押え（前件控訴審判決11頁）	28
4	合計291回にわたる大川原社関係者の任意取調べ（前件国賠控訴審判決11頁）	28
5	本件各噴霧乾燥器の最低温箇所に関する供述（前件国賠控訴審判決59、60頁）	29
6	静夫氏の供述	30
7	「殺菌」に関する供述の不当な誘導（前件控訴審判決103、104頁）	30
第6	本件各事件についての逮捕、勾留及び公訴提起等	31
1	本件噴霧乾燥器1の輸出についての逮捕、勾留及び公訴提起	31
2	本件噴霧乾燥器2の輸出についての逮捕、勾留及び公訴提起	33
第7	大川原社による温度測定実験等（前件控訴審判決67、68頁）	35
第8	保釈請求、がんの発覚等	36
1	1回目の保釈請求	36
2	公判前整理手続の進行状況（第1事件の証明予定事実記載書等の提出）	37
3	2回目の保釈請求	37
4	公判前整理手続の進行状況（第2事件の証明予定事実記載書等の提出）	38
5	静夫氏の東京拘置所への移送	38
6	3回目の保釈請求	39
7	静夫氏の輸血処置及び消化管出血の疑い	40
8	4回目の保釈請求	40
9	静夫氏の胃がんの発覚	41
10	公判前整理手続の進行状況（第1回打合せ）	42
11	勾留執行停止及び進行胃がんの診断	42
12	5回目の保釈請求	43
13	東京拘置所長に対する治療の申入れ	43
14	勾留執行停止及び多発肝転移の発覚	44
15	公判前整理手続の進行状況（第2回打合せ）	44
16	勾留執行停止期間の延長	45
17	勾留執行停止の指定条件の変更	45
18	6回目の保釈請求	45
19	勾留執行停止期間の延長	46
20	公判前整理手続の進行（第3回打合せ）	46

2 1	7回目の保釈請求.....	47
2 2	静夫氏の緩和ケア病棟への入院.....	48
2 3	勾留更新.....	48
2 4	8回目の保釈請求、静夫氏の死亡及び公訴棄却決定.....	48
第 9	各公訴提起後の状況（前件控訴審判決 1 3～1 6、6 9、7 0 頁）..	49
1	公判前整理手続の進行状況.....	49
2	検察官の証明予定事実記載書の内容.....	49
3	弁護人の予定主張記載書面の内容.....	50
4	検察官による公判期日延期の求め.....	50
5	審理予定の策定.....	51
6	公訴取消し及び公訴棄却決定.....	51
7	公訴棄却決定.....	52
第 1 0	別件国賠訴訟における判断.....	52
1	警察官及び検察官の行為の違法性を内容とする国賠の提起.....	52
2	違法性の認定及び判決の確定.....	52
第 1 1	捜査機関による謝罪及び捜査・公判上の問題点等の公表.....	53
1	捜査機関による謝罪.....	53
2	最高検察庁による本件各事件の捜査・公判上の問題点の公表.....	53
IV	国家賠償責任.....	56
第 1	公権力の行使に当たる公務員該当性・職務関連性.....	57
第 2	違法性.....	57
1	裁判官の身体拘束に関する判断の違法性の前提となる憲法の規律... 57	
2	違法性の判断枠組み.....	58
3	違法性の当てはめ.....	64
第 3	故意又は重過失.....	100
第 4	損害及び因果関係.....	101
1	静夫氏に生じた精神的損害.....	101
2	原告らに生じた固有の慰謝料.....	104
3	原告[]氏に生じた経済的損害.....	107
4	弁護士費用.....	107
5	既払金.....	107
6	小括.....	107
V	結語.....	107

請求の趣旨

- 1 被告は、原告相嶋[]に対し、7347万9171円及び2021年2月7日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 2 被告は、原告相嶋[]及び原告相嶋[]に対し、各4767万4026円及び2021年2月7日から支払済みまで年3分の割合による金員をそれぞれ支払え
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

はじめに

これは裁判官がした裁判について、彼らが故意又は過失によって違法に市民に損害を加えたとして、国にその賠償を求める国家賠償訴訟である。2020年3月から2021年2月にかけて、東京地方裁判所に所属する37人の裁判官たちは、主権の存する国民の付託に基づき憲法と法律が彼らに付与した崇高な職責である、刑事訴追の対象となる個人の身柄拘束を厳格に規制し、正当性のない身柄拘束から個人を速やかに解放する権限と職責に明らかに背いて、相当な嫌疑も逮捕の必要性も拘禁の正当な理由もない、重い病気に苦しむ老齢のエンジニアを、逮捕しかつ長期間にわたって拘置所に拘禁した。その結果、エンジニアは満足な治療を受ける機会もなく、最期のときを安らかに過ごす機会すら奪われて無念のうちに亡くなった。この非人道的な取扱いに関与した裁判官には国家賠償法上の故意又は過失責任がある。

日本国憲法33条はこう言っている——「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」。この規定は、刑事訴追の対象となる個人の身柄を捕捉する (apprehend) するためには、原則として事前に裁判官による司法審査を経て、その発行する令状によらなければならないこと (令状主義) を定めたものである。

この規定は、合衆国憲法第4修正を参考にしながら、その要件をより厳格にしようとしたものである。第4修正では、個人の身柄の捕捉 (seizure) は、合理的なものでなければならないといい、令状は相当な犯罪の嫌疑 (probable cause) に基づき、宣誓または確約によって裏付けられなければならないとしているが、「令状主義」は規定されていない。日本国憲法が第4修正よりも厳格に、このような事前の司法的抑制=令状主義を定めたのは、憲法草案を起草したGHQの法律家の意図を反映している。彼らは、戦前から刑事弁護を担っていた弁護士らから得た情報などに基づいて、日本では十分な嫌疑もなしに長期間の身柄拘束が行われており、その間に自白を強要することが行われていることを知っていた。そうした「弊風 (abuses)」を除去するために、「権限のある裁判所の発した令状なしに、逮捕され [...] ないこと」を憲法改正案に「必ず含まれるべきもの」と考えていた (マイロ・E・ラウエル「日本の憲法についての準備的研究と提案」 (1945年12月6日))。この考えに基づいてGHQの法律家は憲法草案を準備し、改正案を審議した国会議員はそれを受け入れ、憲法33条が成立した。検察官に逮捕状発付の権限を付与した司法省の刑事訴訟法改正案はGHQによって拒絶された。そして、憲法発布の翌年に制定された刑事訴訟法は、逮捕状や勾留状の発付権限を裁判官に限定した (199条、207条)。

憲法34条はこう定める——「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」。

この規定の英語版は、以下のとおりである。なお、昭和20年から昭和27年までの間、官報は英文 (official gazette) でも発行されていた。そして日本国憲法の公布は昭和21年11月3日、日本語の官報とともに英文官報でも行われた (Official gazette 1946-11-03)。一般的な六法全書では「日本国憲法 (英文)」と一つの法規として収録されている。英語版憲法は、単なる英訳ではなく正式な公式文書である。日本語版の解釈にあたっては、英語版の参照が不可欠である。

“No person shall be arrested or detained without being at once informed of the charges against him or without the immediate privilege of counsel; nor shall he be detained without adequate cause; and upon demand of any

person such cause must be immediately shown in open court in his presence and the presence of his counsel. ”

この規定は、刑事訴追の対象として捕捉された個人の身柄を裁判官の前に引致するまでの出来事である「抑留」 (arrest) と、その個人の身柄を引き続き拘束し続ける「拘禁」 (detention) について、最低限守られるべき手続的保障を定めたものである。その内容は、次のとおりである。

A 抑留についても拘禁についても、対象となる個人に対して、その「理由」を「告げ」なければならない。ここで「理由」というのは“charge”すなわち刑事訴追の内容である。そして「告げられる」というのは、情報として確知させられる (informed) ということである。逮捕状をチラ見させるだけでは「理由を告げられ」たことにはならない。

B 抑留についても拘禁についても、対象となる個人に対して、それが行われるのと同時に「弁護人に依頼する権利」が与えられなければならない。ここに言う「弁護人に依頼する権利」 (privilege of counsel) とは、単に弁護人選任届に署名することを妨げられないということではなく、適格な弁護人によって身柄拘束からの解放を目指した弁護活動を行ってもらふ権利を意味する。

C 裁判官の面前への引致の後にも身柄拘束を継続する、すなわち「拘禁」がなされるためには、「正当な理由」がなければならない。ここでいう「正当な理由」とは、継続的な身柄拘束である拘禁を正当化する十分な理由 (adequate cause) という意味であって、単に訴追対象 (charge) の嫌疑があるというだけでは足りない。

D 拘禁がなされた場合、被拘禁者に限らず何人からのものであれ要求があった場合 (on demand of any person) には、被拘禁者とその弁護人が出席する公開の法廷で、拘禁の「正当な理由」が示されなければならない。「示されなければならない」 (must be shown) というのは、単に情報として告げられる (informed) というのではなく、その実在を法廷で示すということ、言い換えると、証拠によって立証するということであり、当然のことながら、この立証をするのは個人を拘禁している者である拘禁者である。そして、拘禁者が「正当な理由」の立証に失敗したときは、被拘禁者は直ちに釈放されなければならない。

憲法の制定と並行して制定作業が行われ、憲法施行の翌年に成立した刑事訴訟法は、憲法34条の保障については、その一部しか取り入れなかった。前述のAの保

障については、逮捕についても勾留についても「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある」（60条1項、199条2項）ことを要件とし、逮捕状や勾留状を執行する際には、被疑事実の要旨が記載された令状を被疑者に呈示しなければならないとした（200条、201条、73条2項）。

Bの保障については、身柄拘束の有無にかかわらず、捜査機関から犯罪の嫌疑をかけられ捜査の対象となっている個人（被疑者）は何時でも弁護人を選任することができるとした（30条1項）。しかし、弁護人が被疑者や被告人の身柄の解放へ向けた活動をすることを実質的に保障する規定を設けなかった。その結果、検察官が勾留状を請求するためあるいは保釈に反対するために裁判官に提供する資料に対する弁護人のアクセスが否定され、令状裁判官と検察官との秘密のやり取りだけで勾留状が発付されたり保釈が却下されるということが行われるようになった。

Cの保障については、刑訴法は勾留の要件として、犯罪の相当な嫌疑のほか、住居不定、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」または「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を定めた（60条1項）。また、起訴前の勾留期間を10日間と定め、勾留期間を延長できるのは「やむを得ない事由があるとき」に限定した（208条2項）。保釈の制度を定め、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」など一定の事由が認められない限り、「保釈の請求があつたときには、[...]これを許さなければならない」と定めた。しかし、英米で行われている、最初の引致の段階で勾留せずに保釈することや勾留後正式な起訴が行われる前の段階で保釈請求ができることを明文で定めなかった。そして、勾留審査や保釈審査の手続を公開の法廷で行い、検察官が提出した資料に弁護人がアクセスしたり、検察官の主張に反証することを認める手続規定を用意しなかった。

Dの保障は、もともと英米法で発展した人身保護令状（*Writ of Habeas Corpus*）を憲法上の保障とするための規定であった。GHQ草案の刑事人権規定の起草者である民政局法規課長マイロ・E・ラウエルは1946年1月11日付の覚書（「幕僚長に対する覚書—案件 私的グループによる憲法改正草案に対する所見」）の中でこう述べている。

日本では、個人の権利のもっとも重大な侵害は、種々の警察機関、とくに特別高等警察および憲兵隊の何ら制限されない行動並びに検察官（検事）の行為を通じて行なわれた。あらゆる態様の侵害が、警察および検事により、一般の法律の実施に際し、とりわけ思想統制法の実施に際して、行なわれた。訴追されることなくして何カ月も何年間も監禁されることは、国民にとって異例のことではなく、しかもその間中、被告者から自白を強要する企てがなされたのである。訴追されることがないまま拘禁されていることがないようにするための憲法上の保障を要求することが、非常に必要であると考えられる。これを実現するためには、逮捕された者を公開の法廷に出席させ、拘禁理由の説明を行なうことを警察に強制する、人身保護令状（writ of habeas corpus）類似の手続が必要である。

GHQの法律家だけではなく、政府の憲法草案を審議した国会議員や答弁に立った国務大臣も、憲法34条がわが国に*Habeas Corpus*を導入することを意図した規定であることを理解していた（例えば、安部俊吾議員と金森徳次郎国務大臣との質疑。1946年6月28日衆議院本会議 第90回帝国議会衆議院本会議録第8号111-112頁、114頁）。さらに、憲法制定直後に審議された人身保護法の制定に参加した国会議員も、人身保護法の制定が憲法34条の要請であることは十分に理解していた（昭和23年2月20日の第2回参議院司法委員会における伊藤修委員長による提案理由の説明。第2回参議院司法委員会議録第4号1頁）。

しかし、刑事訴訟法は、憲法34条が要請するものとは全くかけ離れた「勾留理由開示」なる制度を創作した。公開の法廷が開かれそこに被拘禁者とその弁護人が参加するが、拘禁者である訴追側は参加せず、勾留決定をした裁判官が勾留の要件を説明するだけの手続である。他方で、刑訴法とほぼ同時期に制定された人身保護法は、憲法34条の趣旨を実現するための規定をおいている：「何人も」

「法律上正当な手続によらないで、身体を自由を拘束されている者」の救済を請求することができる（2条）；「裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚する」（12条）；「審問期日における取調は、被拘束者、拘束者、請求者及びその代理人の出席する公開の法廷において、これを行う」（14条）；「請求を理由ありとするときは、判決

をもって被拘束者を直ちに釈放する」(16条3項)などと規定された。ところが、最高裁判所は、人身保護規則を制定して、人身保護請求は「[身柄拘束が]その権限なしにされ又は法令の定める方式若しくは手続に著しく違反していることが顕著である場合に限り」できるという規定(24条)を設けて、この救済手段が刑事手続上の身柄拘束に対する不服方法として全く機能し得ないものにしてしまった(最高裁大法廷もそれを是認した。最大決昭和29年4月26日民集8巻4号848頁)。

こうして、憲法34条が要求する、公開の法廷で拘禁の正当性を審議して、正当性が認められない場合には、直ちに釈放を命ずるという救済制度を定めた法律はこの国には存在しないという状況が出現した。しかし、現行法上それに類似した手続を行うことが不可能かというところではない。現行法のどこにも、勾留や保釈の審理を公開の法廷で行ってはいけないという規定はない。それどころか、それを行う根拠となる規定が存在している。刑事訴訟法43条3項は「決定又は命令をするについて必要がある場合には、事実の取調べをすることができる」と定めている。刑事訴訟規則は、事実の取調べとして、検察官、被告人又は弁護人を立ち会わせたうえで、証人尋問等を行うことを認めている(33条3項、4項)。

裁判官は憲法を尊重し擁護する義務を負う(憲法99条)。この義務を果たすためには、憲法が求めているもの、憲法が否定しているものが何なのかを理解し、それを実践しなければならない。そのために、裁判官は「その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」のである(憲法76条3項)。憲法のどこにも、裁判官は「それまで行われてきた実務慣行を守らなければならない」とか「先輩裁判官の評価を重んじなければならない」という規定はない。

裁判官は法律が定める手続によらずに個人の自由が奪われることを阻止しなければならない(憲法31条)。いうまでもなく、法律が定める逮捕・勾留の要件を証拠に基づいて厳格に判断しなければならない。保釈を拒否して勾留を継続するために法律が定める要件があるのか、厳格に判断しなければならない。憲法も法律も身柄拘束の「正当な理由」(adequate cause)を立証する責任は拘束者の側にあると定めている。「正当な理由」の不存在を立証する責任を被拘束者の側に負わせてはならないのである。これは憲法と法律がこの国の裁判官全員に要求している最も基本的な職責である。

相嶋静夫さんの逮捕状を発行し、その勾留を決定し、勾留延長を決定し、保釈を却下し、そして、それらへの不服申立てを退けた裁判官たちは、この最も基本的な職責に背いた。

I 事案の概要

相嶋静夫氏は、乾燥装置、焼却装置等の設計、製造及び販売並びに噴霧造粒装置等の研究、設計、製造、販売等を目的とする大川原化工機株式会社（以下「大川原社」という。）の顧問を務めていた者である。原告相嶋■■■■は静夫氏の妻であり、原告相嶋■■■■及び原告相嶋■■■■は静夫氏の子であり、原告らのほかに静夫氏の相続人はいない。

静夫氏は、大川原社の代表取締役である大川原正明氏（以下「大川原氏」という。）及び取締役である島田順司氏（以下「島田氏」といい、静夫氏、大川原氏及び島田氏を併せて「静夫氏ら3名」という。）と共に、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の規制物件である噴霧乾燥器を経済産業大臣の許可を得ずに中華人民共和国及び大韓民国に輸出したとの外為法違反の嫌疑で、2018年（平成30年）10月3日に会社事務所の搜索を受け、それ以降、大川原社の従業員とともに、任意の取調べに応じていた。

ところが、静夫氏ら3名は、東京地方裁判所の裁判官の発付した逮捕状及び勾留状により、2020年（令和2年）3月11日から逮捕・勾留された後、外為法違反及び関税法違反の公訴事実により公訴提起された（令和2年（特わ）第858号外為法違反被告事件（以下「第1事件」という。）及び令和2年（特わ）第1327号関税法違反、外為法違反被告事件（以下「第2事件」といい、第1事件と併せて「本件各事件」という。））。

静夫氏の弁護人は、合計7回にわたって保釈請求を行ったが、いずれも東京地方裁判所の裁判官により却下された。静夫氏は、同年10月には胃がんと診断されたが、なお保釈請求は却下され、迅速に適切な治療を受ける機会を奪われ続けた。2021年（令和3年）2月7日、約11か月間という長期にわたり身体拘束を受けた末、進行胃がんにより死亡した。裁判所は、検察官の申立てを受けて、同年3月、静夫氏の起訴に関して公訴棄却決定をした。

大川原氏及び島田氏に対する刑事手続はその後も継続したが、2021年7月30日、検察官は対象の噴霧乾燥器が法規制に該当することの立証が困難と判断

したとの理由により公訴を取り消し、これを受けて裁判所が同年8月7日に公訴棄却決定をしたことにより、本件各事件は終了した。

本件は、原告らが、被告に対し、東京地方（簡易）裁判所の裁判官らによる各逮捕状の発付、勾留状の発付、接見等禁止、勾留延長、勾留更新及び保釈請求の却下（これらに対する弁護人の準抗告に対する棄却決定を含む。）はいずれも違法であるから、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償（静夫氏の死亡慰謝料の各相続分、遺族固有の慰謝料等及び弁護士費用）の支払を求める事案である。

II 関係法令の定め

本件各事件に関する当時の関係法令の定めは別紙1のとおりである。

噴霧乾燥器が輸出の規制対象とされたのは、2013年（平成25年）10月施行の輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）及び輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」という。）の改正（以下「本件改正」という。）による¹。

III 事実経過

静夫氏は、大川原社及び同社の代表取締役らと共に外為法違反及び関税法違反で起訴されたが、その後、公判審理の始まる前に進行性胃がんにより死亡したため公訴棄却決定がなされ、また、大川原社及び同社の代表取締役らに対する刑事裁判は、公判審理の始まる前に検察官の公訴取消申立てを受け公訴棄却決定によって終結した（甲A1）。東京地方裁判所での公判前整理手続では、検察官及び弁護人の主張の整理と証拠の整理がされ、あわせて検察官による証拠の開示も行われた（甲A2）。この間、勾留の執行停止を除いて、静夫氏の身柄拘束が解かれることはなかった（甲A3）。

¹ なお、本件省令2条の2第2項5号の2要件ハは、本件各事件当時、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と定められていたが、令和7年11月14日号外経済産業省令第72号による改正により、「定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの」との文言に改められた。

静夫氏の弁護人は、静夫氏の無罪を示す資料を収集したほか、静夫氏が逃亡をしたり罪証を隠滅したりするおそれのないことを基礎づける資料を取り寄せていた。上記の公判前整理手続における証拠開示請求を経て、検察官から証拠の開示を受けた。これらのうち公判において取り調べるべきものを証拠として請求し、検察官に開示した（以上につき、甲B）。検察官は、公判前整理手続において証拠の一覧表（甲C1）に記載の証拠に基づいて立証等を検討したほか、身柄拘束に関する裁判においては、これらが含まれた一件記録（甲C2以下参照）を裁判官に提供した。

静夫氏は上記公判前整理手続の進行中に胃がんのために亡くなった（甲D1）。静夫氏の遺族である原告ら（甲D2）は、静夫氏の慰謝料請求権を相続によって取得したほか、その固有の慰謝料請求権を有する。原告らは被告に対する催告（甲D3）を経て本訴訟を提起した。なお、原告らは警察官及び検察官の違法行為について国家賠償請求訴訟を提起して勝訴し、その損害の一部の賠償を受けている（第一審東京地判令和5年12月27日判時2596号70頁、控訴審東京高判令和7年5月28日LEX/DB文献番号25622799。以下「前件控訴審判決」という。甲D4）。

静夫氏に対する公訴提起自体が誤りであったこと、無罪を主張した静夫氏が長期間にわたって身柄拘束されたこと、この身柄拘束のために適切な医療を受けることができないまま病死したことについては、検察庁による検証が行われた（甲E1）ほか、社会において広く問題提起がされている（甲E2）。しかし、令状を発付し、保釈請求を却下し続けた裁判官及びその判断を是認した裁判所の責任はいまだに明らかにされていない。

なお、前件控訴審判決が認定した事実のうち、本件と重複する事実関係については、前件控訴審判決の該当箇所を指摘する。

第1 当事者等

1 相嶋静夫氏（前件控訴審判決8、9頁）

静夫氏は、1948年（昭和23年）11月30日生まれの男性である（甲D2-1：戸籍）。静夫氏は、1985年（昭和60年）に大川原社（1980年

に設立された、乾燥装置、焼却装置等の設計、製造及び販売並びに噴霧造粒装置等の研究、設計、製造、販売等を目的とする会社）へ入社し、1996年（平成8年）から2014年（平成26年）まで大川原社の取締役を務めていた。静夫氏は、一度目の逮捕状請求、勾留請求及び公訴提起当時、大川原社の顧問であったが、第1事件で公訴提起された2020年（令和2年）3月31日をもって顧問を退任した。

静夫氏は、東京拘置所に留置されていた2020年（令和2年）10月に悪性腫瘍であると診断され、その後、勾留執行停止決定を受けて病院において入院治療等を受けていたが、2021年（令和3年）2月7日、進行胃がんにより死亡した。

2 原告ら

原告■■■■氏は、静夫氏の妻であり（甲D2-2：戸籍）、原告■■■■氏及び原告■■■■氏は、静夫氏の子である（甲D2-3, 4：戸籍）。

3 被告（国）の公権力の行使に当たる公務員（静夫氏の身体拘束について判断をした裁判官ら）

静夫氏に対してなされた逮捕、勾留、接見等禁止、勾留延長、保釈請求却下及び勾留更新（これらに対する弁護人の準抗告に対する棄却決定を含む。）の各処分を行った裁判官は以下のとおりである（職名略）。

(1) 2020年（令和2年）3月10日 静夫氏ら3名が、共謀の上、2016年（平成28年）6月2日、経産大臣の許可を受けずに噴霧乾燥器を中華人民共和国に輸出した外為法違反の疑いの事実（以下「第1事実」という。）により逮捕状発付 岡野清二

(2) 同年3月13日 第1事実につき勾留及び接見禁止決定 世森ユキコ

(3) 同年3月17日 第1事実の勾留に対する準抗告棄却決定 吉崎佳弥、井下田英樹、池田翔平

(4) 同年3月19日 第1事実につき勾留延長決定 島田一

- (5) 同年3月27日 第1事実の勾留延長決定に対する準抗告棄却決定 石田寿一、家入美香、一社紀行
- (6) 同年4月8日 保釈請求却下決定 遠藤圭一郎
- (7) 同年4月15日 保釈却下決定に対する準抗告棄却決定 蛭田円香、坂田正史、島尻大志
- (8) 同年5月21日 勾留更新決定 藤井俊彦
- (9) 同年5月21日 静夫氏ら3名が、共謀の上、2018年（平成30年）2月21日、経産大臣の許可を受けずに、噴霧乾燥器を大韓民国に輸出した外為法違反の疑いの事実（以下「第2事実」という。）につき逮捕状発付 長野慶一郎
- (10) 同年5月28日 第2事実につき勾留及び接見禁止決定 宮本誠
- (11) 同年6月1日 準抗告棄却決定 品川しのぶ、深野英一、渋谷俊介
- (12) 同年6月5日 第2事実につき勾留延長決定 岡田佳子
- (13) 同年6月9日 第2事実の勾留延長決定に対する準抗告棄却決定 小林謙介、西山志帆、松村光泰
- (14) 同年6月23日 保釈請求却下決定 遠藤圭一郎
- (15) 同年6月23日 勾留更新決定 宮本誠
- (16) 同年7月3日 保釈請求却下決定に対する準抗告棄却決定 楡井英夫、赤松亨太、竹田美波
- (17) 同年7月22日 勾留更新決定 本村理絵
- (18) 同年8月5日 勾留更新決定 宮本誠
- (19) 同年8月24日 勾留更新決定 藤井俊彦
- (20) 同年8月31日 保釈請求却下決定 宮本誠
- (21) 同年9月5日 勾留更新決定 道垣内正大
- (22) 同年9月16日 保釈請求却下決定に対する準抗告棄却決定 蛭田円香、島尻大志、佐藤みなと
- (23) 同年9月23日 勾留更新決定 佐藤薫
- (24) 同年10月2日 保釈請求却下決定 本村理絵
- (25) 同年10月6日 勾留更新決定 藤井俊彦
- (26) 同年10月21日 保釈請求却下決定 牧野賢

- (27) 同年10月22日 勾留更新決定 大伴慎吾
- (28) 同年11月4日 勾留更新決定 道垣内正大
- (29) 同年11月19日 勾留更新決定 本村理絵
- (30) 同年12月4日 保釈請求却下決定 三貫納隼
- (31) 同年12月17日 保釈請求却下決定に対する準抗告棄却決定 守下実、
家入美香、一社紀行
- (32) 同年12月21日 勾留更新決定 藤井俊彦
- (33) 同年12月28日 保釈許可決定に対する検察官準抗告認容決定 佐伯恒
治、室橋秀紀、名取桂
- (34) 2021年（令和3年）1月21日 勾留更新決定 道垣内正大

第2 大川原社による噴霧乾燥器の輸出（前件控訴審判決9、10頁）

1 大川原社による噴霧乾燥器の取扱い

噴霧乾燥器（スプレードライヤー）は、液体や液体・固体の混合物を熱風中に噴霧して、溶媒を蒸発させ粉末を得る装置であり、インスタント食品・飲料の粉末、化粧品、粉末洗剤及び乾電池の材料等の食品や日用品の生産等に利用されている。大川原社は、日本における噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、国内及び海外（東アジア、東南アジア、ヨーロッパ及び米国）の企業に多くの噴霧乾燥器を納入している。

2 噴霧乾燥器の輸出

大川原社は、2016年（平成28年）6月2日、その製造に係る噴霧乾燥器（RL-5型。以下「本件噴霧乾燥器1」という。）を、ドイツに本社を置く総合化学メーカーの子会社である[REDACTED] Co., Ltd. に納入するため、中華人民共和国に向けて輸出した。

大川原社は、2018年（平成30年）2月21日、その製造に係る噴霧乾燥器（L-8i型。以下「本件噴霧乾燥器2」といい、本件噴霧乾燥器1と併せて「本件各噴霧乾燥器」という。）を、総合化学会社である[REDACTED]の子会社である[REDACTED] Co., Ltd. に納入するため、大韓民国に向けて輸出した。

3 本件省令の要件充足性

本件各噴霧乾燥器は、いずれも、輸出の規制対象となる噴霧乾燥器の仕様を定める本件省令2条の2第2項5号の2の要件イ及びロに該当していた。もっとも、大川原社は、本件各噴霧乾燥器についていずれも同ハ「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（本件各事件当時。以下「本件要件ハ」という。）には該当しないため、本件省令に定める規制対象貨物には当たらないと判断し、輸出に際し、経済産業大臣の許可を受けなかった。この規定の制定経緯及びその内容については後記第3に詳述するとおりである。

本件各噴霧乾燥器の基本モデル図は、別紙2のとおりである。

第3 噴霧乾燥器の輸出規制の経緯等（前件控訴審判決76～82頁）

1 外為法及び本件改正前の輸出令の規定

1949年（昭和24年）12月に公布された外為法（昭和24年法律第228号）は、輸出の承認制（後に許可制となる）を定める48条の規定に違反した者について罰則を設けていた。その後、数次の法改正を経て、2009年（平成21年）4月に公布された改正法（平成21年法律第32号）において、外為法69条の6第2項2号は、外為法48条1項の特定の種類の貨物であって、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物に関して、同項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者について、懲役若しくは罰金又はその併科をする旨定められた。

外為法の委任を受け、輸出令1条1項は、外為法48条1項の許可を受けるべき輸出について、輸出令「別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出」と規定し、同別表第1・3の2の項(2)は、輸出規制の対象となる貨物について、「次に掲げる貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」と規定していたが、同別表第1の1号から8号までに列挙された規制対象貨物に噴霧乾燥器は含まれていなかった。

2 AG（オーストラリアグループ）

日本を含む複数の国々は、各国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発や製造等に関与している懸念国やテロリスト等の懸念組織に渡ることを未然に防ぐための枠組みとして、国際輸出管理レジームを組織している。このうち生物化学兵器の拡散防止を目的とするのがAG（オーストラリアグループ）であり、2023年（令和5年）2月時点で日本を含む42か国及びEUがこれに参加している。参加各国は、AGの下で行われる情報交換、政策協調を自国の輸出管理に反映させ、AGで合意されたコントロールリストに掲載された品目について国内法令を定め、同法令に基づいて輸出管理を実施している。

3 2012年（平成24年）AG合意

AGは、遅くとも2011年（平成23年）頃には、軍事転用に利用される懸念のある貨物の輸出の規制として噴霧乾燥器を追加することを検討するようになっていた。

2012年（平成24年）4月、AGにおいて、次の①から③までの全ての特性を有する、毒素又は病原微生物を乾燥させることができる（capable of drying toxins or pathogenic microorganisms）噴霧乾燥器（spray-drying equipment）を規制対象とすることが合意された（甲C2：コントロールリスト）。

- ① 水分蒸発量0.4Kg/h以上、400Kg/h以下のもの
- ② 既存の設備で、若しくは要求される平均粒子径を製造できる噴霧ノズルへの最小の部品交換によって、平均粒子径10μm以下の粉体を製造することが可能なもの
- ③ capable of being sterilized or disinfected in situ²

² このうち、disinfectedの訳文として、国は当時「殺菌」としていたが（本件省令2条の2第2項5号の2要件ハ）、前件控訴審判決を経て現在では「消毒」としていることにつき前掲脚注1参照。これにより現在の訳文としては、「定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの」とされている。以下においては、当時の国の訳語である「殺菌」を用いる。

4 ③の要件に関するAGテクニカルノートの内容

前項③の要件に関し、AG合意事項を列記したAGのコントロールリストには、2002年（平成14年）から規制対象とされているクロスフローろ過装置につき、噴霧乾燥器と同一の滅殺菌要件「capable of being sterilized or disinfected in situ」が定められていたところ、同年のAGの会議で上記滅殺菌要件の定義がテクニカルノートにより示された。このテクニカルノートの内容は、次のとおりである（甲C2）。

このコントロールでは「滅菌」とは、物理的方法（例えば蒸気）又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての生きた微生物を除去することを意味し、「殺菌」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊すること（the destruction of potential microbial infectivity in the equipment through the use of chemical agents with a germicidal effect）を意味する。

「滅菌」及び「殺菌」は、「洗浄」（sanitization）とは異なり、後者は必ずしも全ての微生物の感染性又は生命力を排除することなく（without necessarily achieving elimination of all microbial infectivity or viability）、機器の微生物含有量を下げるように設計された洗浄手順を指す。

5 ③の要件の趣旨

噴霧乾燥器の性能ないし仕様として前記③の要件が定められた趣旨は、噴霧乾燥器に軍事転用の可能性があるというためには、作業員の安全が確保されることが必要であるという点にある。すなわち、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができなければ、作業員が微生物に被曝する可能性があり、軍事転用は現実的に困難であることが考慮されたものである。

6 AG合意を踏まえた本件改正

AGの動きを受けて、日本においても、関連法令等の改正を行い、輸出規制の対象となる貨物の追加を行うことが検討されるようになり、一般財団法人安全保

障貿易センター（以下「システック」という。）が、経産省当局と連携し、関係者のヒアリング、関係者を交えた打合せを行うなどしていた。

2012年（平成24年）1月24日、経産省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課（同課は、安全保障貿易管理制度の管理運用、法令解釈等を主たる業務としていた。以下「貿易管理課」という。）の担当係長やシステック担当者が大川原社を訪問して噴霧乾燥器の性能等に係るヒアリングを行った。また、同年2月23日には、システックにおいて打合せが行われ、貿易管理課担当係長、システック担当者、静夫氏及び島田氏がこれに出席した。この打合せでは、その段階で明らかとなっていたAGの規制案の内容を基に、滅菌・殺菌の方法等について議論された。大川原社の出席者は、日本の実情では蒸気滅菌に限定すべきであるとの意見を述べ、当日の議論の方向もその意見を踏まえたものとなっていた。

もっとも、上記打合せに出席した貿易管理課担当係長は、同年3月12日に、上記の議論に関し、規制提案国であるデンマークの意見を踏まえ、蒸気滅菌とは別の方法である乾熱滅菌でも、ある程度滅菌ができるので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないかなどと記載した電子メールを島田氏に送信した。これを見た静夫氏は、そこでいう「乾熱滅菌」とは「殺菌」とは違うのであって、「滅菌」と「殺菌」の概念の異同の理解が不十分であると考え、同年3月頃、島田氏と共にシステックに出向き、貿易管理課担当係長及びシステックの担当者等に対しその旨説明するとともに、規制に際しては「殺菌」の定義を明確化すべきである旨の意見を述べた。しかし、同月以降、経産省ないしシステックと大川原社との間で、「殺菌」の意義についての議論がこれ以上深められることはなかった。

7 AGの正式合意及びパブリックコメント

AGは、同年4月11日付けで噴霧乾燥器の規制について正式に合意した。

大川原社は、同年12月、貿易管理課担当係長から、改正予定の政省令案の内容を明らかにする電子メールの送付を受けた。島田氏は、同月下旬、同係長に対し、政省令の改正案について、①AG合意中にある「capable of drying toxins or pathogenic microorganisms」（毒素又は病原微生物を乾燥させることができ

る)を省令に明記した方がよいのではないか、②「in situ」について「定置した状態で」ではなく「分解せずに」とした方が、意味が明確になるのではないかなどの意見を述べた。さらに、大川原社は、2013年(平成25年)8月、改正政省令案のパブリックコメント募集に際し、上記①と同様の意見等を提出したが、同意見は採用されず、後記のとおりの内容で本件省令の改正がされた。なお、AG合意後の政省令改正案についての上記やり取りにおいても、「滅菌」「殺菌」の意義が改めて論じられることはなかった。

8 本件改正

内閣は、AG合意を受けて、2013年(平成25年)9月13日、外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令(同年政令267号)輸出規制貨物を定める輸出令別表第1・3の2の項(2)に新たに「噴霧乾燥器」(5の2)を加える輸出令の改正を行った。経産省は、改正省令(平成25年省令51号)を制定し、規制対象となる噴霧乾燥器として別紙1関係法令の定め記載3のとおり定めた。

9 経産省通達

経産省(貿易経済協力局)は、輸出令及びこれに基づく本件省令の運用を明らかにするため「輸出貿易管理令の運用について」(輸出注意事項62第11号、62貿局第322号。以下「本件通達」という。)を定めていたが、本件改正に合わせて本件通達の改正を行い、輸出令別表第1・3の2中の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」につき、「物理的方法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まれない」と定めた。

10 システックの輸出管理品目ガイダンス

システックが発行する輸出管理品目ガイダンスの平成25年（2013年）12月版（甲C3・10頁）には、噴霧乾燥器の輸出規制に関する政令の解説部分がある。

同解説部分には、AGでは軍用の細菌製剤の開発、製造又は散布に用いることができる装置として、遠心分離機、クロスフローろ過用の装置、凍結乾燥器、噴霧乾燥器等を輸出規制の対象としており、これらの装置等は日本においても同じく規制対象としていること、また、これらに全般的に共通する仕様は、「研究や製造・保存過程において病原性微生物、ウイルス、毒の感染を防止するための洩れ・拡散を防止対策された機構・構造を具備していること」とであると説明されている。

11 噴霧乾燥器の輸出に関する大川原社の見解

大川原氏は、本件改正に際し、規制提案国であるデンマークの趣旨説明等から、今回のAG合意は、基本的に生物化学兵器を対象とするものであるから、規制対象も微生物を扱う機器であり、大川原社が製造する噴霧乾燥器は対象外であると考えていた。また、大川原社は、本件改正に当たり、「滅菌」と「殺菌」の意義が具体的に明らかにされなかったことには不満があったが、AG合意の趣旨と異なる規制を設けるとの説明はなかったことから、従前どおり、「殺菌」は「滅菌」と同程度の概念であり、いずれも微生物の感染能力等を高度に低下させるものを指すものと捉えた。すなわち、「殺菌」は、曖昧な概念であり菌を殺すこと以上の明確な定義はないものの、システックの作成した輸出管理品目ガイダンスの記載、アメリカ合衆国の規制内容等からすると、曝露防止性能が具備され、薬液等で洗浄を行うCIP（Cleaning In Place）機能を有する装置が規制対象であるなどとの考えから、大川原社の製品は本件省令による輸出規制の対象に該当しないと判断していた。

大川原社は、このような判断の下、2018年（平成30年）10月に捜索差押えがあるまで約60台の噴霧乾燥器を輸出し、その際、本件要件ハ非該当とする該非判定書を作成しており、経済産業大臣の許可を申請することはなかった。

しかし、大川原社がこのことについて、経産省から特段の指導、勧告等は受けたことは一度もなかった。また、大川原社と類似の噴霧乾燥器を輸出する複数の会社のうち、本件要件に該当として経済産業大臣の許可を申請した会社は、藤崎電機株式会社の一社のみであった。

なお、輸出令の該非判定に誤りがあった場合であっても、直ちに刑事処分がなされるわけではなく、経済産業大臣の審査を経た上で、再発防止のための指導がなされるにとどまるのが通例である。すなわち、経済産業大臣は、規制対象となっている輸出入等について必要な許可を取得せずに行われた可能性がある場合は、審査を行うものと定められている（輸出令7条）。この審査は「事後審査」と呼ばれ、経済産業大臣が事実調査を行い、違反原因等を分析し、再発防止を防ぐための取組みを行うよう指導するというものである（甲E3：安全保障貿易に関する無許可輸出等の審査）。経産省は、2019年度から2024年度までにおいて事後審査を行った外為法違反事例を公表している（甲E4：外為法違反事例について（安全保障貿易関係））。これによれば、違反事例のうち「該非判定」の誤り（「判定未実施・非該当思い込み」、「他者判定鵜呑み」及び「判定誤り・解釈誤り」を意味する。）は、いずれの年度も、全体の半数程度を占めている。もっとも、処分内容を見ると、「報告書」（違反原因の究明と再発防止の宣誓）で終了する事案が全体の6割から8割を占め、これよりも一段階重い「経緯書＋口頭注意」又は「経緯書＋文書注意」で終了するものが全体の2割程度を占めており、ほとんどの事案がこれらの措置により終了している。違反事例のうち、より重い行政制裁がなされたものは、2023年度の「5%」に限られる。いずれの年度でも、該非判定を理由に逮捕や刑事処分に至ったものは一つも見当たらない。

第4 捜査機関による本件要件への解釈（前件控訴審判決10、55、87～91頁）

1 捜査の開始

警視庁公安部外事第1課（以下「公安部」という。）は、2017年（平成29年）5月頃、本件噴霧乾燥器1を輸出した大川原社の行為が外為法48条1

項、69条の6第2項2号に違反している可能性があるとして、捜査を開始した。

2 公安部と経産省との打合せ

公安部は、経産省に対し、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性について判断するための法令の解釈や要件充足性等について意見を求めることとし、2017年（平成29年）10月6日から2018年（平成30年）2月27日までの間、合計13回にわたり、貿易管理課の担当者らとの間で打合せを行った。

このとき、貿易管理課の担当官から出た発言には、大川原社製の噴霧乾燥器が輸出規制の対象貨物に該当すると判断することについて懸念材料を示すものが散見される。その概要は、①本件要件ハについては本件通達があるのみで、その解釈についても文章以上の解釈をしていないのが現状である、②本件省令には不備があり、「滅菌」については、薬機法41条に基づき定められる「日本薬局方」に滅菌法の定義があるものの、「殺菌」については定義が曖昧であり、本件通達にも殺菌方法は明記されていない、本件省令には欠陥があると言いかねないし、省令の改正をしない限り、噴霧乾燥器を規制することはできないのではないかと考えている、③噴霧乾燥器の規制はAGが元になっているため、日本だけ突出した規制要件とするわけにはいかず、他国との並びを見る必要がある、④噴霧乾燥器の場合、デッドポイント（温度が上がらない箇所）が数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は、構造上、滅菌、殺菌ができないと主張される可能性もある、⑤結論として本件要件ハの該当性に肯定的な見解を示すことは難しい状況である、などというものであった。また、その後の打合せにおいても、経産省は、メーカーがCIP機能付きなど滅殺菌機能をあえて付加したもののみが対象であり、乾熱のように結果として菌が死滅するものは含まないなどとの見解を示していた。

以上のとおり、経産省は、本件要件ハ該当性について一貫して消極的又は慎重な見解を示していた。

3 公安部による捜査機関解釈

公安部は、前記第3及び第4・2記載の経緯があつたにもかかわらず、本件要件ハにいう「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」と解釈すべきであるとした上で、噴霧乾燥器については、付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として装置内部の何らかの細菌を死滅させることができればこれに該当するとした。その上で、本件省令2条の2第1項2号に列挙されている細菌は全て病原性微生物であることから、乾熱によってこれらのうちいずれか1種類でも死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するという解釈（以下「捜査機関解釈」という。）をした。

4 公安部による本件要件ハ該当性判断

公安部は、捜査機関解釈を前提とした上で、①大腸菌は乾熱で90℃以上を2時間保てば死滅させることができるとの有識者による実験結果、②本件各噴霧乾燥器は付属のヒーターによって装置内部を110℃以上に保つことができるとの実験結果等から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハの要件を充足すると結論付けた。

第5 逮捕に先行する任意捜査等

1 捜査開始までの状況（前件控訴審判決52、119頁）

2013年（平成25年）、内閣は、輸出令を改正し、噴霧乾燥器を輸出規制の対象となる貨物に追加し、経産省は、本件省令及び本件通達を改正し（いずれも同年10月15日施行）、本件省令の要件を満たす噴霧乾燥器につき大臣の許可を要するとする旨の規制を始めた。もっとも、公安部が後記捜査差押えに着手するまで、輸出する噴霧乾燥器が本件省令の要件を満たす可能性があるとて許可の申請をした例は、藤崎電機株式会社1社にとどまっていた。また、仮に大川

原社が本件各噴霧乾燥器について経産省に許可申請をしていた場合、本件各噴霧乾燥器は許可基準を満たしているから、経産省は許可したものと考えられる。

2 噴霧乾燥器メーカーからの聴取状況（前件控訴審判決53頁）

公安部は、2017年（平成29年）5月から同年7月までにかけて、噴霧乾燥器のユーザーやメーカーである複数の会社に聴取を行った。その結果、CIP機能が付いていないものは本件要件へには該当しないと理解しているなどの意見がみられた。他方、藤崎電機株式会社は、公安部からの聴取に対し、噴霧乾燥器の規制要件である「殺菌」の概念がそもそも曖昧であり、加熱すれば「ある程度殺菌」できる可能性はあるため、滅菌はできないが殺菌は「一応該当にした方がいい」と判断して輸出許可申請をしてきた、自社の製品の国内ユーザーで「滅菌・殺菌」しているところはない、などと説明していた。

3 大川原社等に対する搜索差押え（前件控訴審判決11頁）

公安部は、2018年（平成30年）10月3日、外為法違反の被疑事実により大川原社及び大川原氏の自宅等を搜索し、パソコン、書類（開発・設計に関する書類、受注・輸出等に関する書類、社内の議事録等の書類）、サーバーコンピュータなどを押収した。

4 合計291回にわたる大川原社関係者の任意取調べ（前件国賠控訴審判決11頁）

公安部は、2018年（平成30年）10月3日以降、大川原社の関係者に対して任意での取調べを求めた。これに対し、静夫氏ら3名のほか、大川原社の従業員を含む関係者50名余りが任意取調べに応じた。取調べ回数は、大川原氏が40回、島田氏が39回、静夫氏が18回であり、大川原社の関係者に対するものを合わせると合計で291回に及んだ。

5 本件各噴霧乾燥器の最低温箇所に関する供述（前件国賠控訴審判決59、60頁）

大川原社の噴霧乾燥器の設計等を担当していた技術者である[]氏（以下[]氏という。）は、2018年（平成30年）12月11日、公安部の取調べにおいて、「滅菌については、オープン型³、クローズド型に限らず薬剤や熱風がいきわたらない箇所が装置内部のどこかに発生するため、できません」と供述した（2018年（平成30年）12月11日付け供述調書（[]））。

また、大川原社取締役の[]氏は、任意の取調べが開始されて間もない2018年（平成30年）12月14日の取調べにおいて、公安部の示唆した乾熱殺菌について、これは難しいのではないかと、専用設計していなければ、噴霧乾燥器の構造上、熱風を入れるくらいしか方法はないが、袋小路は温度が上がらないのではないかと、具体的には、出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルターの差圧センサーの部分には構造上、袋小路になっており熱風が通り抜けず、排風口よりも温度は相当低くなるはずであり、長時間やればある程度上がると思うが実際に測ったことはないのだとどのくらい上がるか分からないと供述をした。

さらに、大川原社のエンジニアリング部に所属する従業員である[]氏は、同月25日の取調べにおいて、大川原社の噴霧乾燥器内部には測定器を設置する測定口が存在すること、測定口は袋小路になっているため、熱風が流れないなどの理由により温度が上がらないはずであり、大川原社製の噴霧乾燥器は本件要件ハを満たさないと思う旨供述した。

その他、大川原社の従業員の中には、噴霧乾燥器の温度や圧力を図るパーツの部分には風が通らず温まりにくいことに言及した者がいた。

もっとも、これらの供述内容については、[]氏を除き、いずれも供述調書が作成されなかった。

³ オープン型とは、付属の乾燥用ヒーターから装置内部に送り込まれる熱風が、乾燥室、サイクロン等を通過して、排風機からダクトへ排出される構造をいう。

6 静夫氏の供述

(1) 最低温箇所に関する供述（前件控訴審判決60頁）

静夫氏は、大川原社において、噴霧乾燥器等の設計を担当した経験を有していた。静夫氏は、2019年（平成31年）1月28日頃の入調べにおいて、噴霧乾燥器のマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び動圧管等極端に温度の低い箇所があることから、完全な殺菌はできないとの供述をしていた。ただし、静夫氏の同供述内容については、供述調書や捜査員の入調べメモには記載されなかった。

(2) 「殺菌」の定義に関する供述

静夫氏は、2019年（平成31年）1月頃、公安部の入調べにおいて、捜査機関が解釈している「殺菌」の定義は、AGハンドブックに定義されていることを指摘し（甲B1）、捜査機関解釈はAGの制定経緯に整合しない旨供述した（甲B2）。

(3) 曝露防止性能に関する供述

静夫氏は、2019年（平成31年）2月14日、公安部の入調べにおいて、曝露防止性能を備えた噴霧乾燥器は、密閉性を維持するために4、5倍のコストがかかることから、本件噴霧乾燥器1はこれに当たらない旨供述した。

7 「殺菌」に関する供述の不当な誘導（前件控訴審判決103、104頁）

大川原社の役員や従業員の中には、島田氏を始めとして、噴霧乾燥器の乾熱により「殺菌できると思う」旨の供述調書を作成された従業員が複数いた。

しかし、前件控訴審判決がその違法性を認定したように、少なくとも、島田氏に対する入調べにおいて、■■■■警部補は、島田氏に本件要件ハの「殺菌」の捜査機関解釈を明らかにせず、かえって「細菌が少しでも死ねば本件要件ハの『殺菌』に該当する」などとあえて誤解させた上で、「熱風で菌を殺菌できることは業界の常識でそのことは当然分かっていたのに、相嶋の身勝手な該非判定の下、大川原社において非該当等と判断し島田においてもこれに賛同した」などと本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」性能を有していることを認める趣旨の供述調書に署名押印するよう仕向けていた。

第6 本件各事件についての逮捕、勾留及び公訴提起等

1 本件噴霧乾燥器1の輸出についての逮捕、勾留及び公訴提起

(1) 第1逮捕

東京簡易裁判所の岡野清二裁判官（役職は当時。以下同じ。）は、2020年（令和2年）3月10日、第1事実（静夫氏ら3名が、共謀の上、2016年（平成28年）6月2日、経産大臣の許可を受けずに本件噴霧乾燥器1を中華人民共和国に輸出した外為法違反の疑いの事実）により、司法警察職員の請求に基づき、静夫氏ら3名の逮捕状を発付した（甲A3-1：逮捕状。以下、第1事実に係る逮捕発付を「第1逮捕」という。）。公安部は、同月11日、同逮捕状により、静夫氏らを通常逮捕した。

(2) 第1勾留

東京地方検察庁検察官の塚部貴子（以下「塚部検事」という。）は、同月12日、静夫氏ら3名の勾留請求及び接見等禁止請求を行い、東京地方裁判所の世森ユキコ裁判官は、同月13日、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由及び逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると判断して、勾留状を発付するとともに、接見等を禁止した（甲A3-2：勾留状。以下「第1勾留」という。）。

静夫氏の弁護人である河村尚弁護士ら（以下、単に「弁護人」という。）は、同月16日、第1勾留に対し、①約1年半もの長期にわたる任意捜査が先行し、多数の証拠が押収され、静夫氏ら3名及び大川原社の従業員らも任意の取調べに協力していたのであるから、身体拘束をしなければ収集できない証拠はなく、自白獲得を目的とした勾留である、②このような捜査状況からすると罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由はない、③静夫氏はこれまで任意取調べに応じており身柄引受人もいることから逃亡すると疑うに足りる相当な理由はない、④静夫氏は高齢であり不整脈など健康状態に不安を抱えていることから勾留の必要性もない旨主張して準抗告を申し立てた（甲A3-3：準抗告申立書）。

しかし、東京地方裁判所の吉崎佳弥裁判官、井下田英樹裁判官及び池田翔平裁判官は、同月17日、「本件事案の性質及び内容、被疑者や共犯者、関係者の供述状況、被疑者及び共犯者の同会社内での地位、捜査の進捗状況等に照らせば、

被疑者が、故意、共謀等の存在や犯行に至る経緯等の重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められ、被疑者が逃亡すると疑うに足りる相当な理由及び勾留の必要性も認められる」として、準抗告を棄却した（甲A3-4：決定書。以下、原裁判を含めて「第1勾留」という。）。

(3) 第1勾留延長

東京地方裁判所の島田一裁判官は、塚部検事の請求を受けて、同月19日、証拠の解析及び精査並びに検察官による多数の関係者の取調べが未了であるとして、静夫氏ら3名の勾留を10日間延長した（甲A3-2：勾留状）。

これに対し、弁護人は、同月27日、長期にわたる任意捜査が先行しており、証拠は十分に収集されており、これ以上捜査を継続したところで起訴・不起訴の判断に影響を与える新たな証拠が発見される見込みはなく「やむを得ない事由」はない旨主張して準抗告を申し立てた（甲A3-5：準抗告申立書）。

しかし、同裁判所の石田寿一裁判官、家入美香裁判官及び一社紀行裁判官は、同日、「本件事案の性質及び内容、被疑者及び関係者の供述状況並びに原裁判時の捜査の進捗状況等を踏まえると、本件事案の全容を解明し、被疑者に対する適正な処分を決するためには、証拠を精査し、検察官による多数の関係者の取調べを行った上、更に被疑者を取り調べるなどの所要の捜査を遂げる必要があり、そのためになお相当の期間を要すると認められる」として、準抗告を棄却した（甲A3-6：決定書。以下、原裁判を含めて「第1勾留延長」という。）。

(4) 第1勾留中における大川原社従業員の供述（前件控訴審判決63、64頁）

第1勾留期間中に、複数の検察官が大川原社の従業員等に対する取調べを実施したところ、2020年（令和2年）3月26日から27日までにかけて、複数の従業員が噴霧乾燥器には測定口など構造上熱風が通らない箇所があるので菌は死なないのではないか、噴霧乾燥器の一番低い箇所の温度は50℃ないし60℃になるのではないかなどと供述した。

(5) 第1事件公訴提起

塚部検事は、同月31日、第1事件につき、外為法違反の事実で大川原社及び静夫氏ら3名を公訴提起した（甲A1-1：起訴状）。

2 本件噴霧乾燥器2の輸出についての逮捕、勾留及び公訴提起

(1) 第2逮捕

東京簡易裁判所の長野慶一郎裁判官は、2020年（令和2年）5月21日、第2事実（静夫氏ら3名が、共謀の上、2018年（平成30年）2月21日、経産大臣の許可を受けずに、本件噴霧乾燥器2を大韓民国に輸出した外為法違反の疑いの事実）により、司法警察職員の請求に基づき、静夫氏ら3名の逮捕状を発付した（以下、第2事実に係る逮捕状発付を「第2逮捕」という。甲A3-11：逮捕状）。公安部は、同月26日、同逮捕状により、静夫氏らを通常逮捕した。

(2) 第2勾留

塚部検事は、同月27日、静夫氏ら3名の勾留請求を行い、東京地方裁判所の宮本誠裁判官は、同月28日、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由及び逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると判断して、勾留状を発付するとともに、接見等を禁止した（甲A3-13：勾留状）。

弁護人は、同年6月1日、第2勾留に対して、①約1年半もの長期にわたる任意捜査が先行し、多数の証拠が押収され、静夫氏ら3名及び大川原社の従業員らも任意の取調べに協力していたのであるから、身体拘束をしなければ収集できない証拠はなく、自白獲得を目的とする勾留である、②このような捜査状況からすると罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由はない、③静夫氏はこれまで任意取調べに応じており身柄引受人もいることから逃亡すると疑うに足りる相当な理由はない、④静夫氏は高齢であり複数の疾病を患っていることから勾留の必要性もない旨主張して準抗告を申し立てた（甲A3-14：準抗告申立書）。

しかし、同裁判所の品川しのぶ裁判官、深野英一裁判官及び渋谷俊介裁判官は、同日、「本件事案の性質及び内容、被疑者及び共犯者らの供述状況、被疑者と共犯者らの人的関係等に照らせば、被疑者が、罪体及び重要な情状事実に関し、共犯者らに働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められ、被疑者が逃亡すると疑うに足りる相当な理由及び勾留の必要性

も認められる」として、準抗告を棄却した（甲A3-15：決定書。以下、原裁判を含めて「第2勾留」という。）。）。。

(3) 第2勾留中における大川原社従業員の供述（前件控訴審判決66頁）

検察官は、第2勾留中である2020年（令和2年）6月2日、大川原社の安全保障貿易輸出管理最高責任者を務めていた[]氏（以下「[]氏」という。）に対する取調べを行った。[]氏は、検察官に対し、大川原社製の噴霧乾燥器が規制対象貨物に該当しないものとして輸出を行っていた経緯に関し、噴霧乾燥器内部には熱風が行き渡らず温度が上がりきらない部分があると考えており、その部分については菌を殺すほど温度が上がらないと認識していたこと、2013年（平成25年）か2014年（平成26年）頃、静夫氏とそのような趣旨の話をしたことがあることなどを供述し、検察官はこの内容を供述調書にした（甲C4：[]氏検面調書）。

また、大川原社のエンジニアリング部チームリーダーである原告[]氏も、同日、検察官の取調べに対し、噴霧乾燥器の乾熱で大腸菌などの一般生菌を殺菌することはできない旨供述し、「機械内部に粉が残っている状態だと、80℃以上で1時間以上熱風だけを送り込む運転をしても、大腸菌などの細菌を除去することはできないと思います」と供述していた（2020年（令和2年）6月2日付け供述調書）。

また、検察官は、同月3日、大川原社のエンジニアリング部の責任者代理である[]氏に対し取調べを実施した。[]氏は、噴霧乾燥器内部にはシリコン素材で熱伝導が悪く温度が上がり切らない箇所がある旨供述し、検察官はこの内容を供述調書にした（甲C5：[]氏検面調書）。

(4) 第2勾留延長

東京地方裁判所の岡田佳子裁判官は、塚部検事の請求を受けて、同年6月5日、証拠の解析及び精査、関係人取調べ、共犯者取調べ及び被疑者取調べが未了であるとして、静夫氏ら3名の勾留を10日間延長した（甲A3-13：勾留状）。弁護人は、同月8日、これに対して準抗告を申し立てたが（甲A3-16：準抗告申立書）、同裁判所の小林謙介裁判官、西山志帆裁判官及び松村光泰裁判官は、同月9日、「本件被疑事実は弁護人の指摘する先行事件の公訴事実と日

時及び輸出物品を異にするものである上、本件事案の性質に加え、被疑者及び共犯者並びに関係者らの供述内容等に照らせば、本件事案の全容を解明し、被疑者に対する適正な処分を決するためには、押収した証拠を精査した上で関係者の取り調べを再度実施するなど所要の捜査を遂げる必要があり、そのためにはなお相当の期間を要すると認められ、本件勾留期間延長請求が専ら被疑者らの自白獲得を目的としたものとはいえない」として、準抗告を棄却した（甲A3-17：決定書。以下、原裁判を含めて「第2勾留延長」という。）。

(5) 第2事件公訴提起

塚部検事は、同月15日、第2事件につき、大川原社及び静夫氏ら3名を追起訴した（甲A1-2：追起訴状）。なお、第2事件公訴提起では、本件噴霧乾燥器2に係る外為法違反の事実に加えて、本件各噴霧乾燥器に関し、経済産業大臣の許可を受ける必要がない貨物であると偽って申告して輸出したとの関税法違反の事実も併せて公訴提起された。

第7 大川原社による温度測定実験等（前件控訴審判決67、68頁）

大川原社は、第1逮捕を受けて、本件各噴霧乾燥器の殺菌性能に関する実験を実施することとし、■■■■氏を含む大川原社の従業員がこれに関与した。

大川原社の従業員は、2020年（令和2年）3月28日から温度測定実験を開始し、同日に本件噴霧乾燥器1、同年4月15日に本件噴霧乾燥器2の同型機を用いた最初の実験を行い、その後、より精度の高い実験を行うためにハイブリット記録計や温度センサーを調達した（甲B3-1）。同月24日には大川原社及び弁護人立会いの下で、本件噴霧乾燥器2の同型機を使用し、熱風の入口温度を250℃として空焚きの実験を行い、8箇所程度の温度を測定したところ、約2時間後の乾燥室内及びサイクロンの測定口内部の温度はいずれも80℃を超える程度であり、他の箇所に比して低温であった（甲B3-2）。さらに、同月28日、弁護人立会いの下で本件噴霧乾燥器1の同型機を使用し、熱風の入口温度を250℃として空焚きの実験を行い、20箇所程度の温度を測定したところ、約2時間後の乾燥室測定口の温度は43.9℃、サイクロン入口測定口の温

度は69.3℃という結果であり、比較的低温を示した箇所が複数ある結果になった（甲B3-3）。

上記の各実験結果を踏まえて、弁護人は、同月30日、■■■■氏にメールを送信し、粉体を使用した今後の実験においては、温度の上がらなかった箇所の粉体の付着についても確認したいなどと伝えた（甲B3-4）。そして、同年5月14日以降、大川原社は、粉体を使用した実験を行い、噴霧乾燥器内部の粉体の堆積状況を確認したり、より長時間の熱風を送り込んだ状態での温度測定を行ったりする実験を実施するなどした（甲B3-5～8）。

第8 保釈請求、がんの発覚等

1 1回目の保釈請求

弁護人は、第1事件公訴提起後である2020年（令和2年）4月6日、①罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由はないから権利保釈されるべきである、②静夫氏は高齢で糖尿病と不整脈を患っている、右大腿部の脂肪肉腫により組織を切除しているため歩行に支障をきたしており、身柄送検時に2回にわたり転倒するなど健康上の不安を抱えている、新型コロナウイルスの感染の危険がある、本件噴霧乾燥器の客観的性能について客観的データを踏まえて防御活動を行う必要性がある、妻も高齢であることなどから裁量保釈されるべきである旨主張して、東京地方裁判所に保釈を請求した（甲A3-7：保釈請求書）。

しかし、同裁判所の遠藤圭一郎裁判官は、同月8日、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、裁量で保釈を許可するのは適当と認められないとして、同請求を却下した（甲A3-8：決定書）。

これに対し、弁護人は、同月14日、本件の主たる争点は法令解釈にあり、仮に従業員の本件要件ハ該当性を認める供述があるとすれば、それは捜査機関が任意捜査の段階で示していたと思われる「噴霧乾燥器内部の微生物がほんの少しでも死ねば該当する」との解釈を前提とするものであり、供述を変遷させたものではないし、そもそも、客観的性能についての立証がなされれば、従業員の認識に関する供述は重要ではなく、罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由はない旨主張して、準抗告を申し立てた（甲A3-9：準抗告申立書）。

しかし、蛭田円香裁判官、坂田正史裁判官及び島尻大志裁判官は、同月15日、「本件の事案の性質・内容、見込まれる争点、証拠構造等に照らすと、被告人が、故意、共謀といった罪体や重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があり、刑訴法89条4号に該当する事由があると認められる。そうすると、被告人が高齢で持病があること、新型コロナウイルスの感染の危険があることなど弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当でないとした原裁判の判断は不合理ではない」として、準抗告を棄却した（甲A3-10：決定書。以下、原裁判を含めて「保釈請求却下1」という。）。

2 公判前整理手続の進行状況（第1事件の証明予定事実記載書等の提出）

2020年（令和2年）4月27日、第1事件が公判前整理手続に付された（甲A2-1）。東京地方検察庁検察官長好行（以下「長検事」という。）は、同年5月18日、証明予定事実記載書（甲A2-2）及び証拠調べ請求書（甲A2-3）を提出した。

3 2回目の保釈請求

弁護人は、第2事件公訴提起後である同年6月19日、東京地方裁判所に保釈を請求したが（甲A3-18：保釈請求書）、遠藤圭一郎裁判官は、同月23日、罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があり、かつ、裁量で保釈を許可するのは適当と認められないとして、同請求を却下した（甲A3-19：決定書）。

これに対し、弁護人は、同年7月3日、準抗告を申し立てたが（甲A3-21：準抗告申立書）、楡井英夫裁判官、赤松亨太裁判官及び竹田美波裁判官は、同日、「本件事案の性質・内容や、証明予定事実記載書面等が提出されたが、弁護人からは求釈明書において概括的な争点の主張がされるにとどまり、証拠意見も述べられておらず、今後争点及び証拠の整理が行われるという公判前整理手続の進行状況等に照らすと、共犯者や関係者への働きかけなどによる罪証隠滅のおそれがあり、刑訴法89条4号に該当する事実が認められる。そうすると、高齢の

被告人の健康状態や、新型コロナウイルスの感染の危険などの弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない」として、準抗告を棄却した（甲A3-22：決定書。以下、原裁判を含めて「保釈請求却下2」という。）。

4 公判前整理手続の進行状況（第2事件の証明予定事実記載書等の提出）

2020年（令和2年）6月23日、第2事件も公判前整理手続に付された（甲A2-4）、長検事は、同月30日に証明予定事実記載書2（甲A2-5）及び証拠調べ請求書（甲A2-6）を提出した。

また、弁護人は、同年8月14日、予定主張記載書面(1)（甲A2-7）及び証拠意見書（甲A2-8）を提出した。弁護人は、予定主張記載書面(1)において、①本件各噴霧乾燥器が②曝露防止性能を備えていない、④内部に熱風が当たらないために滅菌又は殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する、⑦「殺菌」とは殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊することをいうところ、本件噴霧乾燥器内部に薬物を行き渡らせることができる仕様ではないことなどから、輸出規制の対象ではないこと、②静夫氏ら3名は、規制対象となる噴霧乾燥器につき、本件噴霧乾燥器の上記各性能等から、規制対象には該当しないと認識していたことから、無罪であると主張した。

5 静夫氏の東京拘置所への移送

静夫氏は、2020年（令和2年）7月7日、東京拘置所に移送された。このとき、静夫氏は血液検査を行い、同月10日、血液検査の結果、血色素数（ヘモグロビン濃度）が10.9 g/dLを示していることが判明した（甲D1-1：各種検査報告）。これは、WHOが男性について貧血と定義する、13.0 g/dLを下回る数字だった（甲D4：「臨床における貧血・定義と分類：ヘモグロビンは加齢とともに変化するか？」）。もっとも、拘置所の医師はこれに対して特段の対応をしなかった。

6 3回目の保釈請求

弁護人は、2020年（令和2年）8月26日、検察官が公判前整理手続において証拠請求した供述調書の内容を引用しながら、故意及び共謀の立証に対する証拠としての重要性がないことを主張し、また、保釈条件として、①自宅に居住し、裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居しないこと、②大川原社の顧問に再就任せず、その他大川原社に一切関与しないこと、③事件関係者とは一切会わず、弁護士を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しないこと、④通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じ、弁護士を通して裁判所に報告すること、⑤上記①～④につき妻である原告■■■■氏が監視監督することを提案した上で東京地方裁判所に保釈を請求した（甲A3-26：保釈請求書）。

しかし、宮本誠裁判官は、同月31日、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、裁量で保釈を許可するのは適当と認められないとして、同請求を却下した（甲A3-27：決定書）。

これに対して、弁護人は、同年9月16日、準抗告を申し立てたが（甲A3-29：準抗告申立書）、蛭田円香裁判官、島尻大志裁判官及び佐藤みなと裁判官は、同日、「本件事案の性質・内容や、弁護人から提出された予定主張記載書面及び証拠意見書によれば、①本件噴霧乾燥器の政省令該当性、②被告人らの故意及び共謀の有無が争点になると見込まれるところ、主に②の点についての立証構造、見込まれる証人と被告人らとの関係等に照らすと、被告人が、罪体や重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、刑訴法89条4号に該当する事由があると認められる。そうすると、被告人の健康状態等についての所論を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理なものではない」として、準抗告を棄却した（甲A3-30：決定書。以下、原裁判を含めて「保釈請求却下3」という。）。

7 静夫氏の輸血処置及び消化管出血の疑い

東京拘置所の医師は、2020年（令和2年）9月25日、静夫氏から、3日前から少しふらつきがある、便秘だが力が入らない、体重が10kgくらい減少したなどの申出があったことから、血液検査を実施したところ、血色素量は7月10日の時点よりも大幅に低下した5.1g/dLであった（甲D1-2：各種検査報告、甲D1-3・3頁：東京拘置所診療録、甲D1-4：温度表、甲D6：勾留中記録）。

東京拘置所の医師は、本件患者に重度の貧血が認められたことから、静夫氏を病棟に収容して休養処遇とした上で（甲D1-5：視察表）、その同意を得て、静夫氏に対し、400mlの輸血を実施した（甲D1-6：輸血同意書、甲D1-7：輸血に関する各種チェックリスト）。また、消化管出血も疑い、腫瘍マーカー検査を実施し、便潜血検査を2回実施する方針とした。

東京拘置所の看護師は、同月28日、静夫氏の便が黒色便であることを確認した（甲D1-4）。また、東京拘置所の医師は、同日、本件患者の血液検査を実施したところ、血色素量が5.8g/dLであり（甲D1-2）、重度の貧血症状が継続していたことから、同日以降、各種検査により精査することにした。なお、東京拘置所の医師は、静夫氏から、消化管出血及び胃潰瘍の既往歴がないこと、内視鏡（胃カメラ）による検査を受けたのは10年前で、近年消化管に関する検査を受けていないことを確認した。

東京拘置所の医師は、同月30日、静夫氏を診察したところ、静夫氏は若干のふらつきがあると訴え、同日実施した血液検査では、血色素量は5.8g/dLであったため（甲D1-2）、同日及び同年10月1日にそれぞれ400mlを輸血するとともに（甲D1-7）、上部消化管内視鏡検査を実施することにし、絶食、点滴管理とした。

8 4回目の保釈請求

弁護人は、2020年（令和2年）9月29日、東京地方裁判所に保釈を請求した。弁護人は、請求書において、権利保釈に関する主張の前に、「第1」として「職権による保釈がなされるべきであること」を掲げ、静夫氏が71歳と高齢

で、かねて不整脈等の既往症があるところ、同月23日、強いめまいや視野が暗く狭くなる症状を発症し、同月25日、勾留中の東京拘置所医師の診察を受け、原因不明の腸内出血が疑われ、貧血症状等が出ており、400ccの輸血を受けたことなどを記載し、「直ちに被告人を身体拘束による心身の負担から解放するとともに、被告人の既往症を熟知している主治医による診察を受けさせることにより、これ以上の症状の重篤化を食い止めることが急務であって、速やかに保釈が認められるべきである」として、裁量保釈を求めた。また、保釈条件として、①自宅に居住し、裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居しないこと、②大川原社の顧問に再就任せず、その他大川原社に一切関与しないこと、③事件関係者とは一切会わず、弁護士を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しないこと、④相被告人（大川原氏及び島田氏）の居宅及び大川原社その他大川原社関係施設に行かないこと、⑤通話、メール及びインターネットの使用履歴を、毎月、弁護士を通して裁判所に報告すること、⑥上記①～⑤につき妻である原告■■■■氏が監視監督することを提案した（甲A3-32：保釈請求書）。

しかし、東京地方裁判所の本村理絵裁判官は、同年10月2日、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、裁量で保釈を許可するのは適当と認められないとして、その請求を却下した（甲A3-33：決定書。以下「保釈請求却下4」という。）。

9 静夫氏の胃がんの発覚

東京拘置所の医師は、2020年（令和2年）10月1日、静夫氏の上部消化管内視鏡検査を実施したところ、胃の幽門部横に大きな潰瘍を認め、胃がんが疑われたため、検体を採取した。また、東京拘置所の医師は、その検査で、活動性出血こそないものの、胃の辺縁に、再出血の懸念がある露出血管様突起があることを確認した。東京拘置所の医師は、同月5日、静夫氏の血液検査を実施した。血色素量は9.5g/dLであった。（甲D1-2、甲D1-4）

東京拘置所の医師は、同年10月7日、静夫氏に対し、生検の結果、幽門部にあった大きな潰瘍は悪性所見があり、おそらく胃の悪性腫瘍、すなわちがんであ

ること、このまま放置しては改善せず、転移、浸潤、幽門狭窄が進むおそれがあり、治療が必要な状態であることなどを説明した（甲D1-3・8頁、甲D1-8：視察表）。これに対し、静夫氏は、治療を希望し、「専門医にかかりたい、専門医を選びたい」と願い出た（甲D7-1：願箋）。

弁護人は、同月1日、同月6日及び同月8日、東京拘置所長に対し、至急、静夫氏を設備の整った外部の医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせるよう申し入れたが（甲D8の1～3：申入書）、東京拘置所長からこれに対する応答はなかった。なお、同月7日、東京拘置所内において、静夫氏について、同月14日に外部病院での診察を受けさせるための護送診療が手配されていたようであるが、静夫氏やその家族である原告らのほか、弁護人に対しても、その旨の通知はなされなかった。

10 公判前整理手続の進行状況（第1回打合せ）

内視鏡検査からがんの告知の間である2020年（令和2年）10月5日、第1回の打合せが行われた（甲A2-9：打合せメモ）。この打合せにおいて、裁判官、検察官及び弁護人は、本件各事件の争点が、①本件各噴霧乾燥器が「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という要件（本件要件ハ）を満たすか（客観面）、②静夫氏ら3名は、本件各噴霧乾燥器が改正法による規制対象に含まれるものと認識していたか（主観面）の2点であることを確認した。このとき、検察官は上記②の争点について、第1段階として、事実としての客観的性能に関する認識を静夫氏ら3名が有していたこと（事実認識としての故意）、第2段階として、法改正の過程におけるやり取りを経て、規制対象に含まれる認識を静夫氏ら3名らが有していたこと（違法性の意識）の2つが含まれるが、故意の立証としては前者が中心となると述べた。

11 勾留執行停止及び進行胃がんの診断

弁護人は、2020年（令和2年）10月8日、東京地方裁判所に対し、静夫氏の悪性腫瘍について [REDACTED] 医院において検査・治療を受けるため、同月16日午前8時から午後6時30分までの間、勾留の執行を停止

するよう職権発動を求めた（甲A3-35：勾留執行停止の申立書）。これを受けて、岡田佳子裁判官は、同月9日、同月16日午前8時から午後4時までの間、静夫氏の勾留の執行を停止した（甲A3-36：決定書）。

静夫氏は、同月16日、[REDACTED] 医院において診察を受け、進行胃がんであるとの診断を受けるとともに、精密検査が必要な状態であるとの説明を受けた（甲D1-9：診断書）。もともと、この際、[REDACTED] 医院では、勾留執行停止状態では時間の制約があるため検査はできないとして、検査及び治療は実施されなかった（甲D1-10：[REDACTED] 医院カルテ）。

12 5回目の保釈請求

弁護人は、2020年（令和2年）10月19日、従前の主張に加え、静夫氏が同月8日に進行胃がんと診断されたため、至急精密検査を受ける必要があるが、東京拘置所においてこれに対応せず、同月16日の勾留執行停止においても精密検査を受けることができていないから、裁量保釈されるべきである旨主張して、東京地方裁判所に保釈を請求した（甲A3-37：保釈請求書）。

しかし、牧野賢裁判官は、同月21日、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、裁量で保釈を許可するのは適当と認められないとして、同請求を却下した（甲A3-38：決定書。以下「保釈請求却下5」という。）。

13 東京拘置所長に対する治療の申入れ

弁護人は、5回目の保釈請求と並行して、2020年（令和2年）10月19日、東京拘置所長に対し、至急、静夫氏に対する検査及び治療を実施し、また、可能であれば設備の整った外部の医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせるよう申し入れ（甲D8の4：申入書）、同月21日にも、勾留執行停止状態の患者を受け入れることのできる医療機関が見つかっていないとして同様の申入れを行ったが（甲D8の5：申入書）、これらに対する東京拘置所長からの応答はなかった。

他方、東京拘置所の医師は、同月19日、[REDACTED] 医院の医師から、静夫氏について、早期の手術が望ましいが期間を指定されると同医院では対応できないと

断りの連絡を受けたため（甲D1-4・2枚目）、同月21日、静夫氏に対し、その旨伝えたところ、静夫氏は、医師に対して[]病院以外の外部病院を弁護人が探していると述べた。静夫氏は、同月22日、弁護人が対応できる医療機関を見つけられないので東京拘置所で精密検査及び治療を開始してほしいと願い出た（甲D7の2：願箋）。

1.4 勾留執行停止及び多発肝転移の発覚

弁護人は、2020年（令和2年）10月27日、東京地方裁判所に対し、悪性腫瘍（進行胃がん）について治療を実施する必要があるとして、同年11月5日午後2時から同月20日午後3時までの勾留の執行を停止するよう職権発動を求めた（甲A3-40：勾留執行停止の申立書）。弁護人は、申立書において、「被告人が勾留執行停止決定を得て[]病院を受診した際、診察を受けることはできたものの、担当医師より、[]病院では勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできないと回答され、精密検査を受けることができず、治療を開始する見込みもなかった」などと記載していた。本村理絵裁判官は、同年11月5日から同月20日までの間、勾留執行を停止した（甲A3-41：決定書）。

静夫氏は、同年11月5日、静岡県[]市にある自宅に帰宅し、同月6日、[]病院に入院した。同病院の医師は、同月9日、既に多発肝転移を来している状態であり、化学療法を先行する方針とし、同月10日から本件患者の進行胃がんの治療として、全身化学療法等を実施した（甲D1-11：[]病院カルテ・39、433頁）。

この頃、静夫氏は、余命半年から1年半くらいであるとの宣告を受けた（甲D1-11・284頁）。

1.5 公判前整理手続の進行状況（第2回打合せ）

2020年（令和2年）11月9日、第2回の打合せが実施された（甲A2-13：打合せメモ）。このとき、受訴裁判所である東京地方裁判所の渡邊一昭裁判官は、「当職としても、本件は長期間勾留したまま審理するのが相当な事案と

はいえず、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案であると考えている。」と述べた。

16 勾留執行停止期間の延長

弁護人は、2020年（令和2年）11月13日、東京地方裁判所に対し、全身化学療法のため入院が必要であることなどを理由に、同年12月14日午後3時までの静夫氏の勾留執行停止期間の延長の職権発動を促した（甲A3-43：勾留執行停止延長の申立書）。向井亜紀子裁判官は、同年11月16日、静夫氏の勾留の執行を同年11月20日から同年12月14日まで停止した（甲A3-44：決定書）。

17 勾留執行停止の指定条件の変更

弁護人は、2020年（令和2年）11月24日、東京地方裁判所に対し、静夫氏の二男である原告■■■■氏について、大川原社の従業員ではあるが、事件の対象となる輸出行為に関わっておらず、静夫氏を支え、家族としての交流を図る必要性が高いなどとして、指定条件の一つである「本件事件関係者に対し、面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない」という条件から原告■■■■氏を除くよう職権発動を求めた（甲A3-45：勾留執行停止の条件変更申立書）。これを受けて、岡田佳子裁判官は、同月25日、上記指定条件の「本件事件関係者」から原告■■■■氏を除く旨の決定をした（甲A3-46：決定書）。

18 6回目の保釈請求

弁護人は、2020年（令和2年）12月1日、公判前整理手続の内容を踏まえ、証拠関係に基づいて罪証隠滅を疑うに足る相当な理由が存在しないことを主張するとともに、静夫氏が肝臓への転移を伴う進行性の胃がんという重篤な疾患を抱えていることから、罪証隠滅の可能性は皆無であるし、通院加療で治療が尽きるものではなく、その後も長期間にわたる闘病生活を送ることになるから職権保釈がなされるべきである旨主張して、東京地方裁判所に保釈を請求した（甲A3-47：保釈請求書）。

しかし、三貫納隼裁判官は、同月4日、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、裁量で保釈を許可するのは適当と認められないとして、同請求を却下した（甲A3-48：決定書）。

これに対して、弁護人は、同月17日、準抗告を申し立てたが（甲A3-51：準抗告申立書）、守下実裁判官、家入美香裁判官及び一社紀行裁判官は、同日、「本件事案の性質及び内容の外、本件の争点及びこれに対する証明予定事実記載書面等により明らかにされた検察官の立証構造、会社関係者の供述調書を含む大半の請求証拠が不同意とされていること等に照らすと、被告人の当時の認識等に関し、共犯者や会社関係者に働きかけるなどの実効的な罪証隠滅の具体的可能性が認められ、刑事訴訟法89条4号に該当する事由がある。以上によれば、被告人の健康状態等に関する弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない」として、準抗告を棄却した（甲A3-52：決定書。以下、原裁判を含めて「保釈請求却下6」という。）。

19 勾留執行停止期間の延長

静夫氏は、2020年（令和2年）12月6日、出血コントロールができるようになったため、一時、[REDACTED]病院を退院した（甲D1-11・245頁）。弁護人は、同月7日、東京地方裁判所に対し、抗がん剤の投薬等の通院加療等が6か月にわたり必要となること等を理由に、同月14日午後3時までとされていた勾留執行停止期間について、令和3年6月7日午後3時まで延長するよう職権発動を求めた（甲A3-49：勾留執行停止延長の申立書）。本村理絵裁判官は、これを受けて、令和2年12月9日、前記日時まで勾留の執行を停止した（甲A3-50：決定書）。

20 公判前整理手続の進行（第3回打合せ）

2020年（令和2年）12月9日、第3回の打合せが実施された（甲A2-15：打合せメモ）。検察官は、同日付け「求釈明に対する回答書」において、大川原社の従業員の証人尋問請求の趣旨について、静夫氏ら3名の故意の立証に当たり、「従業員よりも本件各噴霧乾燥器を熟知している被告人らであれば、同

程度以上の認識を有していたはずである」との経験則に基づき、被告会社の従業員が当時、本件各噴霧乾燥器の要件該当性についていかなる認識を有していたかを間接事実として立証するものである旨回答していた。

これに対し、渡邊裁判官は、「これらの元となる供述調書は、検察官の証拠構造の証明予定事実記載書面にも記載されていないから、そもそも必要性があるのかという問題と、本当に全員調べる必要があるのかという問題がある」と述べた。

2 1 7 回目の保釈請求

弁護人は、検察官請求証拠のうち当初不同意としていたものの多くを同意の証拠意見に変更した上で（甲A2-14：証拠意見書）、2020年（令和2年）12月25日、東京地方裁判所に保釈を請求したところ（甲A3-53：保釈請求書）、鏡味薫裁判官は、同月28日、居住先を限定するとともに、本件事件関係者に対し、一切の接触をしてはならないなどの指定条件を付した上で、静夫氏の保釈を許可した（甲A3-54：決定書）。

これに対し、検察官は、同日、準抗告を申し立て（甲A3-55：準抗告及び裁判の執行停止申立書）、東京地方裁判所の佐伯恒治裁判官、室橋秀紀裁判官及び名取桂裁判官は、同日、「一件記録により認められる本件事案の性質及び内容、被告人及び共犯者らの供述内容、被告人と関係者らの人的関係等を考慮すると、被告人が、関係者に働きかけるなどして、罪体及び重要な情状事実について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。以上に加え、本件の争点及び証拠整理について、当事者間で事実上の検討が進んではいるものの、いまだ争点に関する検察官立証及び弁護人立証の予定が明確になったとまでは言い難く、第1回公判前整理手続期日も開かれておらず、前記罪証隠滅の具体的なおそれが大きく低下したとは認められないから、弁護人が主張する事情を考慮しても、被告人の保釈を許可した原裁判の判断は、その裁量の範囲を逸脱した不合理なものといわざるを得ない」として、保釈を許可した原決定を取り消し、保釈請求を却下した（甲A3-56：決定書。以下「保釈請求却下7」という。）。

2 2 静夫氏の緩和ケア病棟への入院

静夫氏は、2021年（令和3年）1月13日の受診時、入院加療が必要と判断され、化学療法を中止し、緩和ケア病棟に緊急入院することになった。（甲D 1-11・8、274頁）

2 3 勾留更新

第1事件については、公訴提起（2020年（令和2年）3月31日）がなされてから、同年5月21日に東京地方裁判所の藤井俊彦裁判官（甲A3-12：）、同年6月23日に宮本誠裁判官（甲A3-20）、同年7月22日に本村理絵裁判官（甲A3-23）、同年8月24日に藤井俊彦裁判官（甲A3-25）、同年9月23日に佐藤薫裁判官（甲A3-31）、同年10月22日に大伴慎吾裁判官（甲A3-39）、同年11月19日に本村理絵裁判官、同年12月21日に藤井俊彦裁判官、2021年（令和3年）1月21日に道垣内正大裁判官により、それぞれ勾留更新がなされた。

第2事件については、公訴提起（同年6月15日）がなされてから、同年8月5日に宮本誠裁判官（甲A3-24）、同年9月7日に道垣内正大裁判官（甲A3-28）、同年10月6日に藤井俊彦裁判官（甲A3-34）、同年11月4日に道垣内正大裁判官（甲A3-42：決定書）により、それぞれ勾留更新がなされた。

2 4 8回目の保釈請求、静夫氏の死亡及び公訴棄却決定

弁護人は、2021年（令和3年）2月1日、東京地方裁判所に保釈を請求した（甲A3-57：保釈請求書）。その3日後の同月4日、弁護人は、道垣内正大裁判官から、勾留執行停止がされているため権利保釈することができず、かつ、勾留執行停止の満期までまだ4か月程度あることから、現時点では職権保釈もできないため、保釈を取り下げしてほしい、取り下げない場合には却下となる旨の連絡を受け（甲E5：メール）、やむなく同請求を取り下げた（甲A3-58：取下書）。大川原氏及び島田氏は、同月5日、保釈された。

静夫氏は、同月7日、進行胃がんにより死亡した（甲D1-12：死亡診断書）。静夫氏に対する刑事裁判は、同年3月、被告人死亡により、公訴棄却決定により終結した（刑訴法339条1項4号）。

第9 各公訴提起後の状況（前件控訴審判決13～16、69、70頁）

1 公判前整理手続の進行状況

前記のとおり、東京地方裁判所の渡邊一昭裁判官は、本件各事件を公判前整理手続に付した（甲A2-1、4）。渡邊裁判官は、検察官及び弁護人とともに、2020年（令和2年）10月5日から2021年（令和3）年5月28日までの間に、本件各事件に関して8回の打合せを行い（甲A2-9、13、15、20、23、27、30、35）、同年7月及び8月中に証人尋問を行うための公判期日を取り決めるとともに、同年6月23日を第一回公判前整理手続期日として指定した（甲A2-35）。

2 検察官の証明予定事実記載書の内容

上記公判前整理手続を担当した東京地方検察庁所属の検察官は、2020年（令和2年）5月18日以降、東京地方裁判所に対し、本件各事件の公訴事実につき証拠により証明しようとする事実関係について、4通の証明予定事実記載書を提出した（甲A2-2、5、11、21）、証拠調べ請求をした（甲A2-3、6、17、22、24、25）。そのうち、同年6月30日付け証明予定事実記載書2（甲A2-5）には、①本件省令の定める規制要件の解釈は本件通達に定められているとおりであり、②本件各噴霧乾燥器内部は乾熱（空焚き状態）による方法を用いて腸管出血性大腸菌O157等を死滅させることができるという細菌の耐熱性実験結果及び本件各噴霧乾燥器内部の温度測定実験結果が得られていることなどから、本件要件ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当する旨記載され、また、同年10月26日付け証明予定事実記載書3（甲A2-11）には、③噴霧乾燥器の輸出規制の制定過程における経産省とのやり取り及び社内資料の記載内容等によれば静夫氏ら3名には本

件各噴霧乾燥器の規制要件該当性に関する認識があったことなどが記載されていた。

3 弁護人の予定主張記載書面の内容

大川原社及び静夫氏ら3名の弁護人は、公判前整理手続において、2020年（令和2年）8月14日以降、東京地方裁判所に対し、7通の予定主張記載書面を提出するとともに（甲A2-7、12、19、33、42、46）、証拠調べ請求をした（甲A2-10、26、28、29、34、37、39、43）。そのうち、最初に提出した8月14日日付け予定主張記載書面(1)（甲A2-7）には、①本件省令の定める規制要件についての捜査機関解釈は、本件省令にいう「殺菌」の意味について、AG合意の解釈（薬液消毒や曝露防止性能を必要とするというもの）とは異なる誤った理解を前提にしたものであり、乾熱による方法で特定の細菌を死滅させたとの実験結果をもって本件各噴霧乾燥器が本件要件を満たすとはいえないこと、②本件各噴霧乾燥器内部には90℃に達しない箇所が存在すること、③大川原社及び静夫氏ら3名には本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象物件に該当するとの認識がなかったことなどが記載されていた。

また、弁護人は、2020年（令和2年）10月19日付けで、本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」が最も温度の上がない箇所であり、当該箇所の最高温度は、空焚き状態でも、本件噴霧乾燥器1につき53.0℃、本件噴霧乾燥器2につき59.2℃であり、捜査機関解釈に従っても「殺菌」できないことを示す温度測定結果報告書等（甲B4、5）を証拠調べ請求した。

4 検察官による公判期日延期の求め

本件各事件の公判担当であった東京地方検察庁検察官の駒方希（以下「駒方検事」という。）は、第1回公判期日として指定されていた2021年（令和3年）6月23日に先立つ同月18日及び同月21日、東京地方裁判所に対して進行に関する上申書（甲A2-40）及び進行に関する上申書②（甲A2-41）をそれぞれ提出し、弁護人の証拠開示請求（甲A2-31、32）への対応等を行う必要があるほか、弁護人から提出された温度測定結果報告書を受けて本件各

噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に関する立証方針の再検討や再実験に時間を要すること、本件要件ハの解釈についての争点整理が十分に尽くされていないため、現状で公判前整理手続を終結して証拠調べを開始するのは相当ではないことから、従前の打合せで取り決めた公判期日を2か月程度延期するよう求めた。

これに対し、弁護人は、同月21日及び同月22日、裁判所に対し、訴訟進行を遅延させることのないよう求める意見書を提出した（甲A2-41、44）。

5 審理予定の策定

同年6月23日、第1回公判前整理手続期日が開かれ、公判における進行を確認した（甲A2-45）。同年7月16日、第2回公判前整理手続期日が開かれ、裁判所、検察官及び弁護人の間で、同年8月3日午前を第3回公判前整理手続期日、同日午後を第1回公判期日、同月5日を第2回公判期日とすることが確認され、さらに、検察官は同年7月中に主張関連証拠開示請求の対象となっている証拠について任意開示を行う予定であることを明らかにした（甲A-47）。

6 公訴取消し及び公訴棄却決定

駒方検事は、弁護人が提出した温度測定実験結果報告書等を受けて、捜査機関側でも改めて本件各噴霧乾燥器の温度測定実験を実施した。その結果、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度は、弁護人の実験結果と類似した内容であった。さらに、駒方検事は、本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所が50℃となることから、この温度で殺菌ができるかを確認するため、粉体となった乳酸菌に対して96時間にわたり50℃の乾熱を当てたが、乳酸菌は死滅しないことが判明した。

以上の実験結果を踏まえて、駒方検事は、同年7月30日、東京地方裁判所に対し、「各公訴事実記載の噴霧乾燥器について、『軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器』に該当することの立証が困難と判断されたため。」との理由を示した上で、本件各事件について公訴を取り消した（刑訴法257条、甲A1-3）。

同日、東京地検公判部は、報道機関向けの発表において、本件各事件の公訴取消しの理由について、「大川原社長らの弁護人から指摘を受け、地検や警視庁が起訴後に改めて調べた結果、同社製品は輸出許可の必要がない可能性が浮上した。再捜査しても証拠が集まるか不確実なため、起訴を維持して公判を続けるのは2人（引用者注：大川原氏及び島田氏）の負担になると判断し起訴を取り消した」、「捜査には反省点もある」等と述べた。（甲E2-1、2）

7 公訴棄却決定

東京地方裁判所は、同年8月2日、本件各事件について公訴棄却決定（刑訴法339条1項3号。甲A1-4）をし、予定されていた公判期日を取り消した（甲A2-48）。

第10 別件国賠訴訟における判断

1 警察官及び検察官の行為の違法性を内容とする国賠の提起

原告ら、大川原社、大川原氏及び島田氏は、2021年（令和3年）9月8日、本件各事件に係る警察官による逮捕及び取調べ並びに検察官による勾留請求及び公訴提起に違法があったと主張して、東京都及び国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償の支払を求める訴えを提起した（甲D4-1：訴状）。

2 違法性の認定及び判決の確定

東京地方裁判所（令和3年（ワ）第23302号。甲D4-2）は、2023年（令和5年）12月27日、静夫氏及び大川原社の従業員が、本件各噴霧乾燥器に温度が上がらない箇所として乾燥室測定口を指摘する供述をしていたにもかかわらず、それが最低温箇所に当たるかどうかを確認するための追加調査を怠ったことを理由として、警察官による各逮捕並びに検察官による第2事件勾留請求及び各公訴提起に違法があったと判断し、また、警察官が島田氏の取調べにおいて、本件要件ハの解釈をあえて誤解させた上、島田氏に本件各噴霧器が本件要件ハの殺菌をできる性能を持っていることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたことや、島田氏を欺罔して島田氏が了解していない内容の記載をし

た供述調書に署名指印させたことにつき、警察官による取調べに違法があったと判断して、原告らの請求を一部認容する判決をした。

これに対し、双方が控訴した。東京高等裁判所（令和6年（ネ）第453号。甲D4-3）は、2025年（令和7年）5月28日、第一審が違法性を肯定した点に加え、捜査機関が本件要件への解釈について合理性を欠く解釈を採り、これについて経産省の担当課の部署からその問題点について指摘を受けながら解釈の合理性について再考することがなかったことも理由に追加して、警察官による各逮捕並びに検察官による第2勾留請求及び各公訴提起行為の一部に違法があったと判断し、原決定の損害賠償額を増額し、東京都及び国に対し、合計約1億6500万円の支払を命じる判決をした（同年6月12日確定）。

第11 捜査機関による謝罪及び捜査・公判上の問題点等の公表

1 捜査機関による謝罪

警視庁副総監の鎌田徹郎及び東京地方検察庁公安部長の森博英は、2025年（令和7年）6月20日、大川原社本社を訪れ、大川原氏と島田氏に対し、本件各事件の捜査等について謝罪した。本件各事件の公訴提起をした塚部検事は、「より慎重に起訴の判断をすべきだった。おわびする」とのコメントを伝えた。（甲E2-3）

また、警視庁副総監の鎌田徹郎、東京地方検察庁次席検事の市川宏、最高検察庁公安部長の小池隆は、同年8月25日、静夫氏の墓前を訪れ、本件各事件の捜査等について謝罪した。鎌田副総監は、「警視庁としては、この度の過ちを二度と繰り返さないため、再発防止策をしっかりと徹底していく所存です」と述べた（甲E2-4）。

2 最高検察庁による本件各事件の捜査・公判上の問題点の公表

最高検察庁は、2025年（令和7年）8月7日、「噴霧乾燥器の輸出に係る外国為替及び外国貿易法違反等事件における捜査・公判上の問題点について」

（甲E1。以下「最高検報告書」という。）を公表した。最高検報告書の中で、

最高検察庁は、本件各事件に関する捜査機関の問題点・反省点として次の内容を記載している。

(1) 身柄拘束の要否に関する問題点・反省点

身柄拘束の要否については、「慎重に検討すべきものであり、（中略）同業他社の1社を除き、噴霧乾燥器の輸出に当たって経産省への輸出許可の申請をしていなかったことや、仮にX社（引用者注：大川原社）が本件各噴霧乾燥器について輸出許可の申請をしていれば許可されたと思われることなどの事情が認められた。これらの事情は、本件が輸出許可申請手続をとらなかっただけのいわゆる形式犯的事案にとどまるか否かに関わることであり、（中略）逮捕・勾留の必要性にも影響し得ることであった」にもかかわらず、逮捕の方針の是非も含め、捜査の方針を慎重に検討しなかった（甲E1・33頁）。

(2) 捜査機関解釈の採否に関する問題点・反省点

捜査機関解釈を採用したことについては、「本件当時、噴霧乾燥器を不正輸出したとの事実で立件された先例はなく、本件省令をはじめとする関係法令の解釈に関する司法判断は示されていなかったのであるから、本件の捜査に当たっては、関係法令の制定経緯や制定趣旨を十分確認することが必要であった」にもかかわらず、慎重な検討を行わなかった（甲E1・35頁）。

(3) 最低温箇所の捜査に関する問題点・反省点

最低温箇所に関する捜査については、「警視庁公安部が実施した前記各実験の結果は、本件各噴霧乾燥器の内部における最低温箇所及びその温度を絶対的・客観的に示す証拠とは言い難く、飽くまでも噴霧乾燥器の専門家による理論上の推測に基づいた実験で特定された最低温箇所の温度を示すものであり、前記各実験における測定箇所以外の箇所が最低温箇所である可能性を客観的に排斥するものとは言い難いものであった」にもかかわらず、証拠価値の評価を誤り、消極証拠である、測定口等の温度が上がりにくい箇所がある旨の従業員供述の検討が不足していた（甲E1・36、37頁）。

(4) 保釈請求への対応に関する問題点・反省点

保釈請求への対応については、「そもそも勾留の前提・根拠となる『被告人が罪を犯したと疑うに足る相当な理由』を欠くものであったと評価せざるを得な

い」のであり、保釈請求に反対したことは不適切な対応であった（甲E1・42頁）。

また、静夫氏の保釈請求に反対し続け、勾留執行停止中に進行胃がんにより死亡したことについては、「10月19日の保釈請求の時点においては、（中略）C氏（引用者注：静夫氏）の病状が生命に直接関わり得る重篤なものであることを容易に把握できた」のであり（甲E1・43、44頁）、「医療機関によっては、勾留執行停止の状態の患者を受け入れることについて難色を示されることもあるほか、検査や治療の内容等が制限される場合もあるから、検察官としては、そのような事情も踏まえた上で、C氏が必要かつ適切な医療措置を受けることが可能となるようにするという観点から、（中略）そもそもC氏の病状等を考慮してもなお、罪証隠滅の現実的なおそれが認められるのか、保釈は不相当と考えられるのかについて、改めて慎重に検討」することが求められていたにもかかわらず、これを行わなかった（甲E1・44頁）。

さらに、「（噴霧乾燥器に関する規制導入までの大川原社と経産省との）折衝経緯について、A氏（引用者注：大川原氏）、B氏（引用者注：島田氏）及びC氏（引用者注：静夫氏）やX社従業員が、口裏合わせを行うなどして現に虚偽の供述等を作成したと疑われるような具体的な事情は見当たらず、この折衝経緯等を証明する証拠としても、電子メールや会議録等の客観証拠のほか、（中略）経産省関係者の供述が存在していたのであるから、それでもなお、この折衝経緯等に関し（中略）罪証隠滅を行うおそれが具体的・実質的にどの程度あるのかについては、証拠関係を踏まえて更に検討する余地があった」にもかかわらず、これを行わなかった（甲E1・45、46頁）。

IV 国家賠償責任

相嶋静夫氏は、無実であり、本来であれば家族と共に穏やかな生活を送っていたはずであった。しかし、突如として長期間の身体拘束を受け、その結果、家族や医師による支援から隔絶された状態に置かれ、自由を奪われたまま、適切な治療を受ける機会を失い、死亡するに至った。

このような結果を招いた直接の要因は、身体拘束を継続した裁判官の判断にある。裁判官は、法令解釈及び事実関係を精査することなく、罪証隠滅や逃亡のおそれを安易に肯定し、重大な疾病に罹患し死期が迫る状況にあっても、保釈や勾留取消しをしなかった。しかも、このような判断は一人の裁判官によって行われたものではなく、30名を超える裁判官によって反復されている。これは刑事司法に内在する構造的・組織的な問題を示すものである。

すなわち、我が国の刑事司法においては、憲法及び法が本来要求する厳格な身体拘束の要件が、抽象的かつ被疑者・被告人に不利な方向で解釈され、逮捕・勾留及びその更新が広く認められる一方、保釈については制限的に運用されている。このような運用は「人質司法」と評され、長年にわたり批判が積み重ねられてきた。しかし、立法・行政・司法のいずれにおいても十分な是正はなされていない。

また、憲法は、身体拘束の適法性を基礎付ける具体的理由の提示を要請している。これは、防御の機会を保障し、上級審及び社会による検証を可能にするためである。しかし、裁判所は、捜査の秘密や公判記録の非公開性を理由として、その判断において具体的根拠を示さない。

このような運用の帰結が、本件の結果をもたらした。それにもかかわらず、裁判官らは、なおその判断の過程及び原因について十分な検証を行っていない。検証を欠く以上、再発防止は期待し得ない。

本件において、身体拘束に関する各処分 of 具体的根拠を明らかにすることを妨げる事情はない。被告は、37名の裁判官それぞれが、いかなる具体的根拠に基づいて上記の判断に至ったのかを明らかにすべきである。そうでなければ、「人質司法」は存在しないとする国の主張は根拠を欠くものといわざるを得ない。

以下、本件各処分について国家賠償請求権が成立することを論じる。

まず、各裁判官の判断が公務員による職務として行われたことを述べた後（後記第1）、違法性判断の前提として、刑事手続上の身体拘束に関して定めた憲法上の規律を整理した上で（後記第2・1）、裁判官による身体拘束の判断についてのあるべき違法性の判断枠組みを述べる（後記第2・2）。次に、本件各処分について、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を精査することにより、各判断が逮捕及び勾留に関する処分の要件の充足がないままに、又は、裁量の範囲を逸脱してなされた違法なものであることを示す（後記第2・3）。

第1 公権力の行使に当たる公務員該当性・職務関連性

本件で問題とする裁判官の判断は、別紙3（本件各処分）①から④までのとおりである（以下「本件各処分」という。）。本件各処分を行った各裁判官は、いずれも公権力の行使に当たる国家公務員であり、本件各処分はいずれも職務を行うについてなされたものである。

第2 違法性

1 裁判官の身体拘束に関する判断の違法性の前提となる憲法の規律

「はじめに」で述べたとおり、日本国憲法は、31条、33条及び34条で身体拘束の厳格な規律を定める。

憲法33条は、独立した裁判官のみに身体拘束の最終権限を委ねている。合衆国憲法第4修正を踏まえて、裁判官に客観的で具体的な合理性審査に基づく厳格な身体拘束の運用を求めている。憲法33条に基づき、刑事訴訟法では逮捕状や勾留状の発付権限は裁判官に限定されている（199条、207条）。

憲法34条は、逮捕と勾留について、最低限守られるべき手続的保障を定めたものである。この規定の保障内容が4つにわたることもすでに詳論した。A情報として身体拘束の理由を確知させること、B適格な弁護人によって身柄拘束からの解放を目指した弁護活動を行ってもらふ権利を保障すること、C拘禁には、継

継続的な身柄拘束である拘禁を正当化する十分な理由 (adequate cause) を必要とすること、D拘禁者が、被拘禁者とその弁護人が出席する公開の法廷で、拘禁の「正当な理由」を証拠によって立証することである。

しかし、これらの保障は刑事訴訟法で十分に実現されておらず、かつその後の最高裁判所の規則等により、とりわけDの要求、すなわち、公開の法廷で拘禁の正当性を審議して、正当性が認められない場合には、直ちに釈放を命ずるという救済制度は、法律として存在しなくなった。しかし、裁判官は、法律が定める逮捕・勾留の要件を証拠に基づいて厳格に判断するという憲法上の職責を果たすにあたり、事実を取り調べることができる（刑訴法43条3項、刑事訴訟規則33条3項、4項）。必要に応じて事実を取り調べて、逮捕・勾留の要件の有無を確認することは、憲法31条が要求する裁判官の責務である。

裁判官の身柄拘束に関する判断の違法性を検討する際には、これらの憲法上の規律を無視することはできない。裁判官の判断の中に憲法を無視するものがあり、その違法性が民事裁判で問われたならば、これらの憲法の要請を実現するために、厳格な違法審査が不可欠である。司法の独立とは、憲法の要請を実現するために憲法が自ら組み込んだ統治のルールである。司法が市民の権利を侵害したと指摘され、憲法価値の回復や実現を求めて民事裁判が提起されたときに、司法の独立を口実に緩やかな審査がなされることを、憲法は許容していない。

2 違法性の判断枠組み

(1) 本件において用いるべき違法性の判断枠組み

本件各処分（逮捕、勾留、接見等禁止、勾留延長、保釈請求却下及び勾留更新）の違法性については、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案し、合理的に判断すれば、逮捕及び勾留に関する処分の要件又は権利保釈除外事由が充足されておらず、又は、権利保釈の要件に該当しないときであっても裁量保釈における裁量の範囲を逸脱していたといえる場合には、その裁判は国賠法1条1項の適用上違法である。

検察官の公訴提起については、「公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、右公訴の提起は違

法性を欠く」とする判断枠組みが採用されている（最高裁昭和53年10月20日判決・民集32巻7号1367頁、最高裁平成元年6月29日判決・民集43巻6号664頁参照）。すなわち、有罪判決を期待できる合理的理由が欠如しているにもかかわらず公訴提起をした場合に違法となるとする判断枠組みである（いわゆる合理的理由欠如説。西埜章『国家賠償法コンメンタール』〔第3版〕（勁草書房、2020年）432、433頁）。この判断枠組みは、検察官による勾留請求の違法性判断においても用いられている（甲D4-3：前件控訴審判決122頁）。

検察官による勾留請求は、身体拘束の契機となる点において、被疑者の名誉及び身体その他の基本的権利に重大な影響を及ぼすものである。検察官による公訴提起は身体拘束を直接伴うものではないものの、被疑者を刑事訴追の対象とし、被疑者段階の勾留を自動的に被告人勾留（刑訴法60条）に切り替える効果を持つとされ、その後の刑事訴訟手続を通じて名誉及び身体その他の基本的権利に重大な影響を及ぼすものである。

これに対し、裁判官による逮捕及び勾留に関する処分は、捜査機関の請求を受けて、被疑者・被告人の身体拘束の可否を終局的に判断するものであり、検察官による勾留請求や公訴提起よりも、一層直接的、終局的かつ強力に、その身体、自由や名誉を制約するものである。裁判官による勾留決定や保釈請求却下については、当然ながら、検察官による勾留請求以上に慎重な判断が求められる。

したがって、本件各処分の違法性については、検察官の勾留請求や公訴提起の違法性判断に用いられる判断枠組みを下回る基準を設けるべきではなく、本件各処分が合理的理由を欠く場合には、国家賠償法1条1項の適用上、違法である。

(2) 「争訟の裁判」に関する最高裁判決の判断枠組みを用いるべきでないこと

ア 「争訟の裁判」に関する最高裁判例

最高裁昭和57年3月12日判決・民集36巻3号329頁（以下「昭和57年判決」という。）は、「裁判官がした争訟の裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によつて是正されるべき瑕疵が存在したとしても、これによって当然に国家賠償法1条1項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問

題が生ずるわけのものではなく、右責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと同様の特別な事情があることを必要とする」との判断枠組みを示している。

しかし、以下に述べるとおり、本件は、昭和57年判決の射程外であり、また、その判断枠組みを拡張することもできない。

イ 「争訟の裁判」に当たらず、昭和57年判決の射程外であること

昭和57年判決は、裁判官の行う「争訟の裁判」の国賠法上の違法性について判断したものである。昭和57年判決のいう「争訟の裁判」とは、権利又は法律関係の存否について当事者間に争いがある場合に、当事者の一方の申立てに基づいて、裁判所が双方当事者を手続に参与させた上で、公権力をもってその争いを裁断する作用ないし手続をいう（深見敏正『国家賠償法』〔改訂版〕222頁）。

これに対し、保釈に関する決定を含め、逮捕及び勾留に関する処分は、刑訴法に基づく身柄の処遇に関する裁判であり、当事者間の権利義務関係について裁判所が紛争を裁断するという「争訟」の性質を有するものではない。実質的にみても、逮捕及び勾留に関する処分は、いずれも捜査機関による請求と資料に基づいて行われ、対審構造（口頭弁論及び証拠調べ手続）を欠いており、また、運用実態としても武器対等（身体拘束の根拠となる捜査資料へのアクセス）などの十分な手続保障がなされておらず、「争訟の裁判」とは性質が異なる。

したがって、本件各処分は、昭和57年判決にいう「争訟の裁判」には当たらないから、昭和57年判決の判断枠組みを本件に適用することはできない。

ウ 昭和57年判決の判断枠組みを裁判官の逮捕及び勾留に関する処分に拡張することは不当であること

昭和57年判決の判断枠組みは、「裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使した」ことの例示として、「裁判官が違法又は不当な目的をもつて裁判をした」ことを挙げる。しかし、仮にこの例示が裁判官に悪意があ

る場合に限定する趣旨であるとすれば、この判断枠組みを裁判官の逮捕及び勾留に関する処分にまで拡張することは極めて不当である。

(7) 国賠法1条1項の文言及び趣旨に反すること

国賠法1条1項は明文で「故意又は過失」を要件としており、「不当な目的」（悪意）に限定する解釈は、法文に明らかに反する。また、裁判官が「不当な目的」（悪意）をもって裁判を行うことはおよそ想定し難く、その立証も事実上不可能である。そうすると、このような限定は、結果として、裁判官の行為について国家賠償法1条1項の適用を排除するに等しく、国賠法が本来予定する、違法な公権力行使に対する被害者救済機能や、公務員の違法行為の是正機能を空洞化する。

(4) 上訴審による是正が期待できないこと

裁判官が事実認定又は法令解釈において合理性を欠く判断をした場合であっても、上訴審によってその誤りが是正されることが期待できるのであれば、上訴制度の枠内での救済を図れば足りるという考え方もあり得る。

しかし、上訴審を担う裁判官も人間である以上、誤りが生じないとはいえない。とりわけ、裁判官の逮捕及び勾留に関する処分は、対審構造の下で当事者双方が主張・立証を尽くすことが保障されている訴訟手続とは異なり、対審構造を欠いている。運用実態としても、弁護人が捜査機関側の見立てや捜査資料の内容を確認した上で反論する機会は全く保障されていない（なお、本来、こうした運用実態は、憲法31条及び憲法34条後段に反するものである。）。また、裁判官は限られた時間内で令状審査を行うことが求められている（刑訴法207条5項参照）。このように、対審構造を欠き、運用実態としても、弁護人が捜査機関側の見立てや捜査資料の内容を確認した上で反論を行う機会が保障されておらず、迅速性や捜査の密行性が優先されている手続の下においては、令状審査は捜査機関の一方的な見立てを基礎とする判断とならざるを得ない。そのため、裁判官が誤った判断に至るリスクは、訴訟手続に比してはるかに高い。そして、このように手続保障が不十分であるという実態は、上訴審においても同様である。ま

た、逮捕及び勾留に関する処分に付記される理由は、Ⅲ第6及び第8において引用したとおり、通常、法律の条文を指摘するだけの極めて抽象的なものにとどまる。それゆえ、いかなる事実及び判断過程に基づいて当該処分が行われたのかは明らかでなく、弁護人がその適否を具体的に争うことも、上訴審が事後的に審査することも困難である。そうすると、通常の「争訟の裁判」と異なり、誤った令状審査が行われた場合に、その誤りが上訴審によって是正される可能性は構造的に低い。

加えて、裁判所全体において「人質司法」の運用が常態化しているという問題がある。逮捕及び勾留に関する処分は、憲法及び自由権規約が保障する人身の自由を制約するものであるから、本来、厳格な基準の下で運用されなければならない。それにもかかわらず、我が国の刑事司法においては、被疑者・被告人が否認している場合や関係者が多数存在する場合に「罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を緩やかに認め、原則と例外が逆転した違憲な運用が常態化している。こうした運用の下では、上訴審もまた同様の運用の下で判断を行うことから、誤った身体拘束が上訴制度の枠内で是正されることは期待できない。

このように、現状の制度・運用は、上訴制度の枠内での救済を強調して国家賠償制度における是正・救済を否定する前提を欠いているのである。

(ウ) 回復不能な重大な権利侵害が生じること

逮捕及び勾留といった身体拘束は、それが開始された時点で被疑者・被告人の身体、財産及び名誉のほか社会生活上の利益全般に対する重大な権利侵害が既に生じており、後に誤りが判明したとしても事後的に回復することはできない。それにもかかわらず、国賠法上の違法性が認められる場合を悪意に限定するとすれば、誤った身体拘束に対する重要な救済手段を奪うこととなり、国賠法1条1項が公権力による権利侵害に対する救済を図った趣旨に反する。とりわけ、民事訴訟のような対審構造の下での私人間の紛争とは異なり、国家権力により突然身体自由を奪われる被疑者・被告人にその誤判のリスクを負わせることは極めて不当である。

(I) 小括

以上に述べた国賠法の規定の趣旨並びに令状審査の手続的特性及び運用実態を踏まえると、逮捕又は勾留に関する処分は、「争訟の裁判」とは異なり、上訴によって権利救済が図られない可能性が高く、しかも、その権利侵害は回復不能かつ重大なものとなる。このようなリスクを一般市民に一方的に負担させることは、公権力による権利侵害に対する救済を目的とする国賠法の趣旨に明らかに反する。

したがって、裁判官の逮捕及び勾留に関する処分の違法性判断について、昭和57年判決が示した「争訟の裁判」に関する判断枠組みをそのまま拡張し、「不当な目的」で裁判をした場合に限定して国家賠償責任を認めることは、不当である。

(3) 仮に昭和57年判決の判断枠組みを参考にするとしても「違法又は不当な目的」で裁判をした場合に限定されないこと

仮に昭和57年判決の判断枠組みを参考にするとしても、違法性が肯定される場合を、裁判官が「違法又は不当な目的」で裁判をした場合に限定することはできない。すなわち、上述の事情を踏まえれば、昭和57年判決が述べる「裁判官に付与された権限の趣旨に明らかに背いて権限を行使したと認めうるような特別の事情」とは、逮捕又は勾留に関する処分においては、「通常の裁判官が当時の資料、状況の下で合理的に判断すれば」、令状を「発付しなかったであろうと認められるのに、これを発付したような場合」であり、「このような場合には、当該令状発付が国賠法上も違法と判断される」（大阪高裁平成28年4月22日判決・判例時報2315号61頁）のである。

したがって、仮に昭和57年判決の判断枠組みを参考にするとしても、裁判官の逮捕及び勾留に関する処分の違法性が肯定されるのは、違法又は不当な目的がある場合（悪意のある場合）に限られず、合理的理由を欠く場合（過失による場合）も含まれる。

(4) 小括

以上によれば、本件各処分については、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案し、合理的に判断すれば、逮捕及び勾留に関する処分の要件が充足されておらず、又は、権利保釈の要件に該当しないときであっても裁量保釈における裁量の範囲を逸脱していたといえる場合には、その裁判は国賠法1条1項の適用上違法となる。

3 違法性の当てはめ

(1) はじめに

本項では、37名の裁判官の行った身体拘束に関する判断が、いずれも憲法と法律が厳格に求める合理的な判断ではなかったことを明らかにする。

37名の裁判官が行った処分の一覧は、別紙3①から⑳までのとおりである。以下、次の4つの段階に分けて、それぞれの裁判官の判断に具体的な合理的理由がなかったことを主張する。

i	2020/3/11第1逮捕 (①)	
ii	2020/3/13第1勾留 (②) から 2020/7/22勾留更新4 (⑩) まで	弁護人の予定主張記載書面(1)が提出されるまで
iii	2020/8/24勾留更新5 (⑪) から 2020/9/23勾留更新7 (⑬) まで	弁護人の予定主張記載書面(1)が提出されてから静夫氏の体調悪化が発覚するまで
iv	2020/10/2保釈請求却下4 (⑭) から 2021/1/21勾留更新13 (㉑) まで	静夫氏の体調悪化が発覚した後

これらの各段階における本件各処分の違法に関する主張の概要は、次のとおりである。

i の第1逮捕について、主に、一件記録上、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由及び逮捕の必要性がないことを認識することができたから、逮捕状を発付した裁判官の判断が合理的理由を欠くものであったことを主張する。

ii の第1勾留から勾留更新4までの各処分については、i の主張に加え、主に、一件記録上、勾留の理由又は必要性がないことあるいは権利保釈に該当する事由があることを認識することができたし、少なくとも裁判官が憲法31条及び憲法34条後段に基づき、適切な事実の取調べ（刑訴法43条2項、刑訴規則33条3項）をしていれば、これらを容易に認識することができたことから、勾留を継続した裁判官の判断が合理的理由を欠くものであったことを主張する。

iii の勾留更新5から勾留更新7までについては、i 及びii の主張に加え、主に、公判前整理手続における争点整理状況を踏まえれば、同様に、勾留の理由又は必要性がないことあるいは権利保釈に該当する事由があることを認識することができたはずであるから、勾留を継続した裁判官の判断が合理的理由を欠くものであったことを主張する。

iv のそれ以降の各処分については、i からiiiまでの主張に加え、静夫氏の体調が著しく悪化し、胃がんと診断され、身体拘束を継続すれば生命に重大な危険が及ぶ状態にあったことを踏まえれば、身体拘束を継続することは、(1)自由権規約7条及び憲法13条が禁止する「非人道的な取扱い」に当たり違憲・違法であった、(2)勾留の理由及び必要性を欠く状態にあったから、勾留更新してはならず、また、職権で勾留を取り消すべきであった、(3)少なくとも裁量保釈すべきであったにもかかわらず、これをしなかったことは裁量権行使の逸脱・濫用があったことを主張する。

なお、①から③④までの本件各処分については、各時点における個別の事情も存在することから、i からivまでの処分の違法性が、各段階において全て同一の事情に基づくとは主張するものではない。また、本件各処分には、接見等禁止、勾留延長及び勾留更新の判断も含まれるが、これらの処分は、勾留の要件を満たさず、権利保釈除外事由にも該当しない場合には、当然に違法である。そこで、以下においては、そもそも本件各処分が逮捕・勾留の要件を満たさず、また、起訴後においては権利保釈除外事由に該当しないことを中心に論じる。

(2) i 第1逮捕(①)：嫌疑の相当性(刑訴法199条2項本文)及び逮捕の必要性(同項ただし書)の判断が不合理であること

ア 「罪を犯したことを疑うに足る相当な理由」の判断が不合理であること

(7) 罪刑法定主義及び縮小解釈の必要性

まず前提として、本件各事件は、刑事事件であるから、罪刑法定主義に照らし、法令の規定内容が漠然として不明確であった場合には、刑罰法規としてみ限りその規定の効力に疑義を生じかねないのであるから、法令の規定が不明確とみられる場合には限定的に縮小解釈をするのが相当である(甲D4-3：前件控訴審判決76頁)。また、本件当時、噴霧乾燥器を不正輸出したとの事実で立件された先例はなく、本件省令を始めとする関連法令の解釈に関する司法判断は示されていなかったのであるから、その要件該当性については、慎重に判断する必要がある(甲E1：最高検報告書33頁)。

裁判官による逮捕・勾留に関する処分は、被疑者・被告人の身体拘束の可否を直接かつ終局的に決するものであるから、捜査機関による逮捕状等の請求に比して一層慎重な判断が要請される。そのため、法令の規定が不明確な場合における縮小解釈の要請は、裁判官による勾留に関する処分にはとりわけ強く妥当する。

逮捕における「罪を犯したと疑うに足る相当な理由」(刑訴法199条2項)とは、証拠資料に裏付けられた客観的・合理的な嫌疑があることをいう(大阪高裁昭和50年12月2日判決・判タ335号232頁、東京地裁平成16年3月17日判決・判タ1150号160頁参照)。前記のとおり、法令の解釈自体が明確でない場合は、限定的に縮小解釈をした上で嫌疑の有無について判断すべきである。法令解釈は、証拠の収集による事実関係の解明とは異なり、被疑者を身柄拘束した上でなされる捜査によって明確化される性質のものではないから、逮捕段階であるからといって、緩やかな解釈を許容する理由はない。すなわち、逮捕令状の発付を担当する裁判官は、法令の規定内容が不明確な場合は縮小解釈を行わなければならない。縮小解釈の結果、犯罪構成要件に該当しないときは、犯罪の嫌疑を欠くこととなる。

(イ) 本件における客観的・合理的な嫌疑の不存在

本件において、経産省作成に係る平成30年（2018年）8月10日付け捜査関係事項回答書（甲C6（刑甲15））には、捜査機関から提供された資料の内容を前提とした上で、結論として、本件噴霧乾燥器1が本件省令の規制対象に「該当すると思われる」との記載があるにとどまり、経産省が本件要件ハについていかなる解釈を前提として当該結論に至ったのかは、全く示されていない。

法の解釈及び適用は裁判官の職責であるから、裁判官は、本件省令のように高度に専門的かつ技術的な事項を定める刑罰法規に該当するか否かを判断するに当たっては、経産省が示す一応の結論を確認するのでは足りず、少なくともその前提として、本件省令を定めた経産省がいかなる解釈を採用しているのかを自ら把握し、その解釈が相当な根拠のあるものであるか否かを確認する必要があった。それにもかかわらず、裁判官はこのような確認すらしていない。

また、経産省の捜査関係事項回答書（甲C6）を前提としても、捜査機関解釈が経産省の採用する解釈と一致しているかどうかは必ずしも明らかでなく、経産省が捜査関係事項回答書（甲C6）の前提として採用する解釈の根拠も不明であった。そうすると、本件要件ハの内容は不明確というほかないから、裁判官としては、本件要件ハを限定的に縮小解釈をしなければならなかった。このような縮小解釈を前提とすれば、乾熱によって装置内の細菌の一部を死滅し得るにすぎない本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当すると認めるに足りる証拠資料は存在しなかった。それにもかかわらず、裁判官は、その前提となる解釈内容や根拠を確認しないまま、本件要件ハの縮小解釈を行うことなく、犯罪の嫌疑を肯定して逮捕状を発付した。

このように、第1逮捕は、証拠資料に裏付けられた客観的・合理的な嫌疑を欠き、裁判官は、そのことを容易に認識することができたにもかかわらず、本件省令の解釈が不明確な状態を前提として、本件省令の規定を縮小解釈することなく、静夫氏について「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは合理的理由を欠く。

イ 「逮捕の必要性」の判断が不合理であること

逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があると認める場合においても、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡するおそれがなく、かつ、罪証を隠滅するおそれがない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない（刑訴法199条2項但書、刑訴規則144条の3）。犯行発覚から相当期間が経過し、その間に逃亡及び罪証隠滅が行われていない場合、逮捕の必要性が否定される（甲E6：小松京子「逮捕の必要性」高麗邦彦／芦澤政治編『令状に関する理論と実務I別冊判例タイムズ34号』（判例タイムズ社、2012年）94頁）。

本件で捜査が開始されたのは2018年（平成30年）10月である。それから第1逮捕まで約1年半が経過していたが、静夫氏がその間に罪証隠滅を図ったことはなかった。既に任意捜査段階で多くの役員や従業員の供述調書が作成されていたのであるから、静夫氏が役員や従業員との口裏合わせをするおそれはなかった。そもそも口裏合わせをするならそれまでにいつでも可能だったがそのような事情はなかった。また、安定した生活基盤を有していた静夫氏が逃亡する具体的な根拠は皆無であった。

さらに、噴霧乾燥器を輸出する複数の同業他社のうち、許可を得ていた会社は一社のみであった上、仮に刑事裁判において大川原社の本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断されたとしても、大川原社が経産省に輸出許可申請をしていれば、経産省はこれを許可したと考えられた。すなわち、本件は、実質的な法益侵害の存在しない、形式犯的性質を有する行政法規違反にとどまる事案であった（甲E1・最高検報告書33頁）。しかも、経産省は、規制対象貨物につき許可が取得されていないことが明らかとなった場合、事実解明と再発防止を目的とした「事後審査」を行うものとされており、これにより行政法規違反の是正を図るのが通常である（甲E3：安全保障貿易に関する無許可輸出等の審査）。そして、事後審査の結果、該非判断の誤りが発覚した場合においても、報告書の提出で終了する事案がほとんどであり、刑事処分がなされた例は見当たらず、行政処分がなされることすら極めてまれであった（甲E4：外為法違反事例につい

て（2019年度～2024年度））。このように、本件は、そもそも刑罰権発動の必要性が極めて低い事例であり、そのため身体拘束の必要性も極めて低い事例であった。

このことは、罪証隠滅を疑うに足る相当の理由の判断においても、逃亡のおそれの判断においても、十分に考慮されるべきであった。すなわち、上記のとおり、本件各事件は、ほとんどの場合に報告書の提出で終了するような行政手続上の誤りに関するものであったから、大川原社の顧問の立場にあった静夫氏があえて罪証を隠滅して重い処分を受けるリスクを負ったり、家族関係や職業上の基盤を放棄して逃亡するとはおよそ考え難い。

そうすると、裁判官は、逮捕状請求時点において、「明らかに逮捕の必要がない」ことを、一件記録上、認識し得たというべきである。

それにもかかわらず、裁判官は、捜査機関や経産省に対して、輸出を許可したと考えられる事案であるか否かや、「事後審査」を経ずに刑事手続をとる理由等について確認を経ることもなく逮捕状を発付している。

したがって、逮捕の必要があるとしてなされた第1事件における逮捕状の発付は、合理的理由を欠く。

(3) ii 第1勾留(②)から勾留更新4(⑩)まで：勾留の理由及び必要性の判断が不合理であること

ア 「罪を犯したと疑うに足る相当な理由」（刑訴法60条1項柱書）の判断が不合理であること

(ア) 本件要件ハの解釈について

まず前提として、本件各事件は、刑事事件であるから、前述のとおり限定的に縮小解釈をするべきであったし（甲D4-3：前件控訴審判決76頁）、司法判断の先例もなく、行政実務も固まっておらず、同業他社のほとんどが許可を得ていない事案であったから、その要件該当性については、慎重に判断する必要がある（甲E1：最高検報告書33頁）。そして、裁判官による勾留に関する処分は、捜査機関による逮捕状等の請求に比して一層慎重な判断が要請されるか

ら、法令の規定が不明確な場合における縮小解釈の要請は、勾留に関する処分にはとりわけ強く妥当する。

勾留における「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」（刑訴法60条1項柱書）とは、証拠資料に裏付けられた客観的・合理的な嫌疑があることをいい、逮捕における嫌疑よりも高度なものであることを要する（仙台地裁平成10年5月19日判決・判時1662号121頁参照）。前記のとおり、法令の解釈自体が明確でない場合は、限定的に縮小解釈をした上で嫌疑の有無について判断すべきである。そして、法令解釈は、証拠の収集による事実関係の解明とは異なり、被疑者の身柄を拘束した上でなされる捜査によって明確化される性質のものではないから、勾留段階であるからといって、緩やかな解釈を許容する理由はない。そうすると、法令の規定内容が不明確な場合は縮小解釈を行わなければならない、縮小解釈を前提として犯罪構成要件に該当しないときは、証拠資料に裏付けられた客観的・合理的な嫌疑を欠くこととなる。

以上の視点に立ち、以下、勾留が違法であったことを指摘する。

a 捜査機関解釈

前記のとおり、本件省令を制定した経産省が本件要件ハの「殺菌」について、いかなる根拠に基づきいかなる解釈を採用しているかということは明らかでない。経産省の捜査関係事項回答書（甲C6）を前提としても、捜査機関解釈が経産省の採用する解釈と一致しているかどうかすら明らかでなく、また、経産省が捜査関係事項回答書（甲C6）の前提として採用する解釈の根拠も不明であった。このように解釈が不明確な状態を前提として、静夫氏について「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断すること自体、そもそも合理的理由を欠く。

それを措くとしても、以下に詳論するとおり、捜査機関解釈に依拠して「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断することも合理的理由を欠く。

b 一件記録から認識し得る捜査機関解釈の不合理性

裁判官が勾留に関する処分の基礎としたと考えられる捜査資料上、本件要件ハの解釈に関するものとしては、次の資料が挙げられる（なお、「刑甲」「刑乙」に続く番号は公判前整理手続において証拠調べ請求された番号を指す。）。

㊦ 法令の解釈を示すもの

- ・ 2017年（平成29年）12月22日付け捜査報告書（ガイドンス・適用法令の解釈）（甲C7（刑甲72））
- ・ 2017年（平成29年）12月26日付け分析結果報告書（甲C8（刑甲70））
- ・ 2018年（平成30年）1月5日付け捜査報告書（殺菌の解釈）（甲C9）
- ・ 2018年（平成30年）2月1日付け資料入手結果報告書（輸出管理品目ガイドンス）
- ・ 2018年（平成30年）3月20日付け複写報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集〔改正第22版〕）（甲C10（刑甲71））

㊧ 本件改正の経緯を示すもの

- ・ 2018年（平成30年）12月17日付け出力印字結果報告書（本社第424号メール）（甲C11）
- ・ 2019年（平成31年）1月25日付け員面調書（静夫氏）（甲C12（刑乙12））
- ・ 2019年（平成31年）2月15日付け員面調書（島田氏）（甲C13（刑乙19））
- ・ 2019年（平成31年）2月22日付け員面調書（島田氏）（甲C14（刑乙21））
- ・ 2019年（平成31年）3月6日付け捜査関係事項照会書に対する回答について
- ・ 2019年（平成31年）4月19日付け員面調書（島田氏）（甲C15（刑乙25））

- ・ 2019年（令和元年）7月30日付け員面調書（ 氏）
- ・ 2019年（令和元年）10月28日付け員面調書（大川原氏）（甲C16（刑乙6））
- ・ 2019年（令和元年）11月19日付け員面調書（大川原氏）（甲C17（刑乙7））

㊦ AG合意における解釈を示すもの

- ・ 2017年（平成29年）12月22日付け捜査報告書（ガイダンス・適用法令の解釈）
- ・ 2018年（平成30年）1月23日付け出力印字及び反訳結果報告書（AGの規制内容）
- ・ 2018年（平成30年）2月6日付け出力印字及び翻訳結果報告書（AGにおける用語の定義）
- ・ 2019年（令和元年）8月9日付け証拠品複写報告書

まず、関係法令上、本件要件への規定する「殺菌」の定義を具体的に明確にする規定は存在しない。このことは、前記㊦記載の各資料からも明らかである。そうすると、その意味内容を確定するには制定経緯及び制定趣旨から合理的に判断するほかない。なお、捜査機関は、細菌等に関する有識者の聴取結果を踏まえ、「殺菌」とは機器装置内に存在する特定又は不特定多数の病原菌等の有害な菌を全て死滅させることをいうとする解釈（捜査機関解釈）を採用していたが（甲C9）、これは、輸出管理規制を所掌する経産省が明らかにしている見解ですらなく、また、本件省令の制定経緯や制定趣旨を把握している立場にあった者の見解を基にしたものでもないから、本件省令の解釈として相当の根拠を有するものではない。

事実経過（Ⅲ第3）で述べたとおり、平成25年に本件改正がなされた経緯は、AG合意に基づき外為法の輸出規制の対象となる貨物を追加することにあつた。また、AG合意への対応のほかに、その機会に新たに規制対象貨物の範囲を

拡大させようとした具体的事情は認められない。そして、本件省令の規制対象の 3 要件は、AG 合意の 3 要件と実質的に同一であり、イ及びロ要件における具体的数値の内容も AG 合意のままであった。これらの事情は、前記④記載の各資料からも明らかである。これらの事情を踏まえれば、本件要件ハについても AG 合意で定められた内容に従って解釈するのが自然である。

前記④記載の 2019 年（令和元年）8 月 9 日付け証拠品複写報告書によれば、大川原社は、同月 2 日付け「外為法第 48 条第 1 項の定める許可の必要な『噴霧乾燥器』にかかる該非判定について、社内規程を作成するにあたっての考え方（輸出令第 1 条、同令別表第一・三の二(二)5 の 2、貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第 5 号の 2 関連）」と題する資料を作成しているところ、当該資料 5 頁には、本件要件ハについて、AG の主要参加国である米国の政府発行の解説書である『AG コモンコントロールリストハンドブック』（以下「AG ハンドブック」という。）のテクニカルノートが引用されている。このテクニカルノートには、「『殺菌』（Disinfected）とは、殺菌効果を持った化学物質の使用により当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することを意味する」との記載がある。なお、このテクニカルノートは、クロスフローろ過装置に関する「殺菌」の定義として定められたものであるが、本件要件ハも、クロスフローろ過装置の規制要件（貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項 4 号ロ（一）「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）に倣ったものであるから、両者において「殺菌」の概念を異にすべき理由はない。そうすると、AG 合意は、化学物質の使用による殺菌をその対象としているというべきであるから、乾熱殺菌を含むとする捜査機関解釈は AG が示す定義に反する。

また、⑤記載の 2018 年（平成 30 年）1 月 23 日付け出力印字及び反訳結果報告書（AG の規制内容）によれば、AG ハンドブックには、「スプレードライは長年、食品、セラミック及び製薬業界において多く利用され、コーヒーやミルク、顔料、金属及び化学製品の多種多様な粉末を製造してきた。しかし、運転条件や要求される粉体サイズが大きく異なるため、これらの製品製造で使用される噴霧乾燥器は AG の規制項目に該当する可能性はかなり低い」との記載もある。噴霧乾燥器には、通常、付属ヒーターにより内部に熱風を送ることができる

機能が備えられていることから、乾熱で特定の菌を死滅させる可能性があることをもって規制対象として扱われるとすれば、およそ全ての噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することとなる。しかし、上記記載は、それとは異なり、市場に流通する多くの噴霧乾燥器はこれに当てはまらないとの前提に立つものである。そうすると、捜査機関解釈のように、乾熱殺菌を行い得る構造を備えていれば足りるとして、噴霧乾燥器であればおよそ該当する解釈を採用することは上記記載と整合しない。

さらに、㊦記載の2018年（平成30年）2月6日付け出力印字及び翻訳結果報告書（AGにおける用語の定義）によれば、AGハンドブックには、「殺菌（Disinfection）病原性その他の微生物を破壊すること。殺菌とは、病原性微生物として認識されている大多数の菌を死滅させることを言う」との記載もある。特定の菌を死滅させることで足りるとする捜査機関解釈は、AG合意における「殺菌」が大多数の菌を死滅することを要請していることとも整合しない。

加えて、㊦記載の2017年12月22日付け捜査報告書（ガイダンス・適用法令の解釈）によれば、経産省と連携して輸出管理規制の運用支援を行っているシステックが発行している『輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材 2017年3月第9版』には、AG合意は「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いることが（悪用；デュアルユース）できる装置」を規制する趣旨であり、「これらの規制貨物・技術に全般的に共通する仕様は、研究や製造・保存過程において病原性微生物、ウィルス、毒素等の感染を防止するための洩れ・拡散を防止対策された機構・構造を具備していることである」と記載されている。また、規制の対象となる噴霧乾燥器の特徴として、「定置した状態で、内部の滅菌又は殺菌をすることが可能なものが規制対象とされているが、これは、即ち装置を分解せず組み立てた状態で、乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌ができる構造を示している」と記載されている。このことからすれば、本件省令2条の2第2項5の2の対象となる噴霧乾燥器には曝露防止性能が備わっていることが前提であると解するのが自然であり、これを要件としない捜査機関解釈は、AG合意の趣旨と乖離する。

以上の資料を踏まえれば、本件要件ハの「殺菌」とは、少なくとも、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて該装置中の全ての潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味するものであって、空焚き等の物理的な方法により特定の微生物の感染能力を破壊することは含まないと解するのが相当であり、加えて、曝露防止性能を備えていることが必要であったと解することが自然である（このことは、甲D4-3：前件控訴審判決83、84頁においても認定されている。）。すなわち、捜査機関解釈は、①殺菌方法（乾熱殺菌が含まれるか否か）、②対象（一種類の微生物の死滅で足りるか否か）、③規制趣旨から導かれる性能（曝露防止性能が不要か否か）のいずれの面においても、AG合意の内容を逸脱するものであった。

裁判官は、一件記録から、捜査機関が採用した本件要件ハの解釈がAG合意の内容を逸脱するものであることを認識し得たし、少なくとも、捜査機関解釈が相当な合理性を欠くことを認識し得たから、本件省令をAG合意で定められた内容に従って合理的に縮小解釈した上で、嫌疑の相当性について判断しなけばならなかった。そして、上記のように合理的に縮小解釈した場合には、本件各噴霧乾燥器が規制対象となると疑うに足りる証拠はなかった。

それにもかかわらず、裁判官が、捜査機関解釈に依拠して、静夫氏に「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは合理的理由を欠く。

○ 適切な手続保障がなされていれば認識し得た捜査機関解釈の不合理性

憲法31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われまい」と規定し、憲法34条後段は、何人も「正当な理由」がなければ拘禁されまいと規定する。また、我が国が1976年（昭和51年）に批准した自由権規約は、9条4項において、「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。」と規定する。自由権規約9条4項の趣旨は、被疑者・被告人が、相手方当事者である捜査機関の主張・立証を了知し、それに対して意見を述べる機会が保障されなければならないというものである。

そうすると、裁判官は、刑訴法43条3項及び刑訴規則33条3項に基づく事実の取調べとして、静夫氏に対し、捜査機関解釈の内容及びその根拠を示した上で、反論の機会を与える義務があった。このことは、前記a及びb記載のとおり、捜査機関解釈の採用に疑義を生じさせる事情が存在する場合においては、なおさら強く要請される。しかも、上記の点は専ら法令解釈に関する問題であるから、静夫氏に対して捜査機関解釈の内容やその根拠を開示したとしても、捜査機関の証拠収集に何らかの影響を与える可能性もなかった。

本件において、静夫氏は、本件要件ハの制定経緯及びAG合意の内容について十分な知見を有しており、かつ、捜査機関解釈の不合理性を裏付ける資料も存在していたことから、本件各処分（②以降）の各段階において、捜査機関解釈の内容及び根拠が示されていれば、これに対して具体的な反論を行うことが可能であった。

すなわち、静夫氏は、大川原社に30年以上勤務し、主に技術開発部門に携わるなど、大川原社製の噴霧乾燥器の性能について熟知していた（2019年（平成31年）1月15日付け供述調書）。静夫氏は、前記Ⅱ第3・6のとおり、本件省令の改正に当たり、2012年（平成24年）1月24日、噴霧乾燥器に関する技術的知見を有する者として、経産省及びシステックとの会議に参加し、改正省令の規定のあり方について、AG合意の趣旨を踏まえた上で、「殺菌ができるものでは菌が残っている状態もあるので、生物兵器製造装置としては適さず、他の製造装置で規定されている考え方と同じく『蒸気滅菌』にするべき」との具体的な意見を述べていた（2019年（平成31年）3月6日付け捜査関係事項照会書に対する回答について）。そして、静夫氏は、任意捜査が始まった後である2019年（平成31年）1月16日、大川原氏及び島田氏に対し、捜査機関が「殺菌」を広い意味で解釈しているようであるという情報を共有した上、本件改正の過程において、AG参加国からは「乾熱滅菌」を規制範囲に含めるべきという意見が示されたにすぎないのに、本件省令において「滅菌又は殺菌」という文言が用いられた結果、捜査機関が「乾熱殺菌」にまで規制が及ぶと解釈していることを疑問視する趣旨のメールを送信していた（甲B2）。さらに、静夫氏は、同月25日、公安部の取調べにおいても、AG参加国が「乾熱滅菌」を包含

すべきであると主張したにすぎないにもかかわらず、本件要件ハに「殺菌」という表現を用いたことにより、特定の菌を1%でも殺せれば足りるとする幅広い解釈を許容する表現になったことを問題視する供述（甲C12）や、AGハンドブックには「殺菌」の定義が示されている旨の供述をしていた（甲B1）。これらの事情を踏まえると、勾留に関する処分の各段階において、本件要件ハの捜査機関解釈及びその根拠とされた資料が静夫氏に開示されていれば、静夫氏が、捜査機関解釈とAG合意との不整合を指摘することは容易であった。

加えて、前記のとおり、AGハンドブックのテクニカルノートには、「殺菌（Disinfected）が、殺菌効果を持った化学物質の使用により当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することを意味する」との記載がある。この記載を踏まえれば、捜査機関解釈が不合理であることはより一層明らかであった。この資料は、AGのウェブサイト上で公開されているものであって、大川原社においても既に輸出に関する内部の検討資料として用いられていたものである（2019年（令和元年）8月9日付け証拠品複写報告書）。また、弁護人も、遅くとも2020年（令和2年）3月24日までには、検察官に対し、規制内容とAG合意の原文が異なることについて指摘していた（甲D4-3・119、120頁）。そうすると、やはり勾留に関する処分の各段階において、本件要件ハの捜査機関解釈及びその根拠とされた資料が静夫氏に開示されていれば、静夫氏やその弁護人が、AGハンドブックのテクニカルノートを捜査機関解釈の不合理性を示す根拠資料として指摘することは容易であった。

以上によれば、裁判官が、本件各処分（②以降）の各段階において、本件要件ハの捜査機関解釈及びその根拠とされた資料を開示し、これに対する反論を行う機会を付与していれば、静夫氏又はその弁護人は、捜査機関解釈がAG合意の内容から逸脱するものであることを具体的な根拠とともに指摘することができたのであり、裁判官も、この指摘を受けていれば、その不合理性をより一層容易に認識し得た。それにもかかわらず、裁判官が、このような事実の取調べを怠り、その結果、本来依拠すべきでない捜査機関解釈に依拠して静夫氏に「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは合理的理由を欠く。

(イ) 本件各噴霧乾燥器の「殺菌」性能について

捜査機関解釈に関する不合理性に加え、仮に捜査機関解釈に依拠したとしても、本件各噴霧乾燥器に「殺菌」性能があると疑うに足りる相当な理由はなかったから、この点においても、裁判官が静夫氏に「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは合理的理由を欠くものであった。

a 一件記録上から認識し得る「殺菌」性能

一件記録上、本件各噴霧乾燥器の「殺菌」性能に関するものとしては、次の資料が挙げられる。

㊤ 細菌の死滅条件を示すもの

- ・ 2018年（平成30年）1月18日付け資料入手結果報告書（乾熱による各種芽胞の死滅時間）
- ・ 2018年（平成30年）2月19日付け捜査関係事項照会回答書（[redacted]大学 [redacted]氏）
- ・ 2018年（平成30年）7月31日付け員面調書（[redacted]大学 [redacted]准教授 [redacted]氏）（甲C18（刑甲11））
- ・ 2018年（平成30年）9月13日付け員面調書（[redacted]大学 [redacted]氏）（甲C19（刑甲10））

㊦ 本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を示すもの

- ・ 2018年（平成30年）3月14日付け聴取結果報告書（[redacted]株式会社 [redacted]氏）
- ・ 2018年（平成30年）4月10日付け温度測定結果報告書（RL-5内部における最低温を示す箇所）（甲C20（刑甲8））
- ・ 2018年（平成30年）12月11日付け員面調書（[redacted]氏）
- ・ 2020年（令和2年）6月2日付け検面調書 [redacted]氏）（甲C4（刑甲62））
- ・ 2020年（令和2年）6月2日付け検面調書（静夫氏）

- ・ 2020年（令和2年）6月3日付け検面調書（ 氏）（甲C5（刑甲69））

㊦ 本件各噴霧乾燥器の性能を示すもの

- ・ 2018年（平成30年）7月23日付け温度計算結果報告書（RL-5バグフィルタ下部）（甲C21（刑甲9））
- ・ 2019年（平成31年）5月15日付け温度測定結果報告書（ 株式会社L-8i）（甲C22（刑甲43））

本件噴霧乾燥器1の最低温箇所が「バグフィルタ下部」であることを示すものとして存在する資料は、前記㊦（本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を示すもの）記載のとおり、同業他社（噴霧乾燥器メーカー）である 株式会社の技術営業部本部長が、「実際にどの場所が低くなるのかを計測したことはなく、あくまで理論上の考えである」との留保の下、装置末端の排風機後の管、サイクロンの下部（回収容器との接合部分）又はバグフィルタの回収容器との接合部分が最低温箇所である可能性がある」と述べる内容の聴取結果報告書及びこれを踏まえて本件噴霧乾燥器1（RL-5）と同型機において10箇所の測定を行った温度測定結果報告書に限られる。これらはいずれも、最低温箇所についての仮説的検討にすぎず、上記温度測定結果報告書における測定箇所以外の箇所が最低温箇所である可能性を客観的に排斥するものであるとはいえず、本件各噴霧乾燥器における最低温箇所を特定するものとして十分な証拠価値を有する資料ではない。

また、捜査機関が最低温箇所と特定した箇所について温度測定を行った実験の結果を記載した書類は、前記㊦（本件各噴霧乾燥器の性能を示すもの）記載のとおり、空焚き状態で行った実験で、本件噴霧乾燥器1（RL-5）と同型の機器の「バグフィルタ下部」については110℃以上が5時間4分継続する、本件噴霧乾燥器2（L-8i）と同型の機器の「ダクト内」については110℃以上が4時間27分継続する結果が得られたというものであった。

他方、大川原社の噴霧乾燥器の設計等を担当していた技術者である[]氏は、2018年（平成30年）12月11日、公安部の取調べにおいて、「滅菌については、オープン型、クローズド型に限らず薬剤や熱風がいきわたらない箇所が装置内部のどこかに発生するため、できません」と供述していた（㊤記載の2018年（平成30年）12月11日付け員面調書 []氏）。この供述は、「滅菌」に関するものではあるものの、捜査機関解釈においても特定の細菌については滅菌に近い程度が求められていることからすれば、熱風が行き渡らない箇所が存在するとの指摘は、本件各噴霧乾燥器の「殺菌」性能そのものに疑義を生じさせる事情である。

また、第2勾留中の2020年（令和2年）6月2日には、大川原社の専務取締役であり、安全保障貿易輸出管理最高責任者を務めていた[]氏が、「私は、スプレードライヤの内部に、熱風が行き渡らずに、温度が上がりきらない部分があると考え、その部分に関しては、菌を殺すほど温度が上がらないだろうと思いました」と供述していた（㊤記載の検面調書（甲C4））。さらに、同日、大川原社のエンジニアリング部チームリーダーである[]氏も、噴霧乾燥器の乾熱で大腸菌などの一般生菌を殺菌することはできない旨供述し、「機械内部に粉が残っている状態だと、80℃以上で1時間以上熱風だけを送り込む運転をしても、大腸菌などの細菌を除去することはできないと思います」と供述していた（㊤記載の2020年（令和2年）6月2日付け検面調書（静夫氏））。加えて、同月3日、大川原社のエンジニアリング部の部責代理である[]氏は、「箇所によっては、温度が上がり切らない部分もあるので、その部分に菌が入り込んでしまった場合には、菌を殺すことができる温度まで上がらず、その部分の菌を殺すことができずに残ってしまうこともあると思います」「（温度が上がり切らない箇所というのは）熱伝導が悪いシリコンゴムを使っているガスケット、のぞき窓の緩衝材、サイクロンと、同じく熱伝導が悪いシリコンスポンジを枠に使っているマンホール部分などです」と供述していた（㊤記載の検面調書（甲C5））。このように、同業他社よりも本件各噴霧乾燥器の構造及び性能について熟知している大川原社の役員及び従業員が、「バグフィルタ下部」や「ダクト内」のほかに温度が上がり切らない箇所が存在すること及び粉体の本件各噴霧乾

燥器内に残留している場合には上昇温度が異なることを示唆する供述をしていた（なお、本段落に記載した事情は、本件各処分⑫以降の違法性を基礎付ける事情である。）。

他方、捜査機関解釈を支持するものは、前記④（細菌の死滅条件を示すもの）記載の資料のうち、乾熱滅菌器を用いて110℃で2時間の乾熱を条件とした殺菌試験を行った場合、大腸菌が死滅するという実験結果が得られたものなど、限られている。しかし、これらの実験は、いずれも、実際に噴霧乾燥器内部に細菌の粉体が堆積した状態で行った実験ではなく、また、粉体化した菌を用いたものでもなかった。本件要件ハは、粉体製造後の噴霧乾燥器内部の滅殺菌をすることができることを要求するものであるから、現に滅殺菌をすることができるかを実証するには、噴霧乾燥器内部に細菌の粉体が堆積した状態で、乾熱を用いて装置内部に堆積した粉体となった細菌を殺滅できるかを実験する必要がある。そうすると、上記各実験結果をもって直ちに本件各噴霧乾燥器において同程度の殺菌が行えるものと評価することはできない。

以上の資料を総合すれば、裁判官は、仮に捜査機関解釈を前提としたとしても、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハにいう「殺菌」性能を肯定するに足りる根拠がないことを認識し得たはずである。

なお、捜査資料中には、本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象に該当すると思われる旨の経産省回答書（甲C6）も存在するが、当該回答書は、専門外の分野に関する聴取事項を含む学者等専門家からの聴取結果報告書等が多数添付された捜査関係事項照会書を前提に、同照会書の添付資料の内容を前提とすれば規制対象となる使用の噴霧乾燥器に該当すると思われるという内容であり、その証拠価値は低いものであった。

したがって、裁判官が、捜査機関解釈に依拠した上で本件各噴霧乾燥器に殺菌性能を備えている相当な理由があるとして、静夫氏について「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは、合理的理由を欠く。

b 適切な手続保障がなされていれば認識し得た「殺菌」性能

さらに、裁判官が、本件各処分（②以降）の各段階において、捜査機関が本件各噴霧乾燥器に「殺菌」性能を有すると判断した根拠となる資料を被疑者又は弁護人に開示し、これに対する反論を行う機会を付与していれば、「殺菌」性能を肯定するに足りる根拠が不十分であることを認識することができた。

すなわち、静夫氏は、2019年（平成31年）1月28日、供述調書は作成されなかったものの、公安部の取調べにおいて、マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等、極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない旨を具体的に供述していた（甲D4-3・71頁、甲B6。なお、温度計視座、差圧計座及び導圧管等とは、乾燥室等の測定口部分を指している。）。また、2018年（平成30年）12月の取調べにおいて、大川原社の取締役である■■■■氏や技術者である■■■■氏も、測定口に熱風が流れないなどと指摘していることからしても（甲D4-3・59、60頁）、大川原社製の噴霧乾燥器内部には構造上、殺菌可能な温度に達しない箇所があることは、静夫氏のみならず大川原社の技術者であれば認識することができる事情であった。そうすると、捜査機関による温度測定報告書等の資料が開示されていれば、静夫氏は、自らが最低温箇所に該当すると考えていた箇所の測定が行われていないことを把握することができ、その点に関する捜査の不足を具体的に指摘することができた。

また、弁護人においても、第1勾留中の2020年（令和2年）3月28日には既に本件噴霧乾燥器1の温度測定実験に着手していたことからすると（甲B3）、捜査機関による温度測定報告書等の資料が開示されていれば、大川原社の想定する最低温箇所について測定が行われていないことを把握することができ、この点について反論することができたほか、より効果的な実験及び反証を行うことができた。

以上によれば、裁判官が、勾留に関する処分の段階において、捜査機関が本件各噴霧乾燥器に「殺菌」性能を有すると判断した根拠となる資料を静夫氏又は弁護人に開示し、これに対する反論を行う機会を付与していれば、静夫氏は、「殺菌」できない箇所が存在することを具体的な根拠とともに明らかにすること

ができた。そうすると、裁判官も、本件各処分（②以降）に際し、「殺菌」性能を肯定するに足りる十分な根拠がないことを、より一層容易に認識し得た。

したがって、裁判官が、このような事実の取調べを怠り、捜査機関解釈に依拠した上で本件各噴霧乾燥器に殺菌性能を備えている相当な理由があるとして、静夫氏について「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは、合理的理由を欠く。

イ 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」（刑訴法60条1項2号、89条4号）の判断が不合理であること

(ア) 具体的な資料によって裏付けられた高度の蓋然性が必要であること

勾留の判断が人身の自由という重大な権利を制約するものであることを踏まえれば、勾留の要件解釈及びその適用は厳格な基準の下に運用されなければならない。 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」とは、単なる抽象的なおそれでは足りず、具体的な資料によって裏付けられた高度の可能性のあることを要し

（最高裁第一小法廷平成26年11月17日決定・集刑315号183頁、最高裁第一小法廷平成26年11月28日決定・刑集68巻9号1020頁、最高裁第二小法廷平成27年10月22日決定・集刑318号11頁、最高裁第一小法廷令和7年11月27日決定参照）、「誰が見てもその資料に基づけば大体罪証を隠滅すると認められる場合」を指す。このことは、刑訴法制定の際の国会審議で政府委員が自ら説明するところでもあり（甲E7、8：昭和23年6月21日及び24日、第2回国会衆議院司法委員会における政府委員の説明）、その後この解釈は変更されていない。

(イ) 一件記録から認識し得る「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の欠如

本件各事件においては、長期の任意捜査が先行していたことから、客観証拠は既に押収済みであり、罪証隠滅の対象、態様、その余地、そして主観的可能性はいずれも極めて限られており、具体的なものではなかった。

a 罪証隠滅の対象

静夫氏が罪証を隠滅する対象として観念し得るのは、㊦本件各噴霧乾燥器の性能及び輸出の事実に対する認識（故意）、㊧本件各噴霧乾燥器の輸出規制該当性に対する認識（違法性の意識／情状）、㊨本件各噴霧乾燥器の輸出に係る大川原氏及び島田氏との間の謀議の存在（共謀）の3つに限られていた。実際に静夫氏の勾留や保釈請求却下等に対する準抗告を棄却した決定も、「故意、共謀の存在や犯行に至る経緯等の重要な情状事実」を罪証隠滅の対象として挙げている。

b 罪証隠滅の態様

罪証隠滅の態様としては、静夫氏の勾留や保釈請求却下等に対する準抗告を棄却した決定が挙げるものとして、「共犯者や関係者に働きかける」ことがある。これは、すなわち、共犯者とされた大川原氏及び島田氏並びに従業員に対し、静夫氏に有利な虚偽の供述をするよう働きかけることを意味するものと思われる。

c 罪証隠滅の余地（客観的可能性及び実効性）

本件各事件は、長期にわたる任意捜査が先行し、先行する捜索差押えが実施されてからも相当期間が経過していたが、静夫氏が罪証隠滅を図ったことはなかった。

前記㊦（故意）については、静夫氏が本件各噴霧乾燥器の性能について熟知していることは、その経歴に関する本件会社の客観的資料や、本件改正の際の経産省との交渉経過に関する資料（甲C11）によって既に証拠化されており、それを隠滅することは現実的に不可能であった。また、本件各噴霧乾燥器の輸出の事実に対する認識については、従業員から静夫氏に対する工事決定通知書のメール送信記録（2020年5月27日付け出力印字結果報告書（相嶋静夫メール出力））によって既に証拠化されており、それを隠滅することは現実的に不可能であった。このように、静夫氏の故意は、既に客観的証拠及び多数の供述証拠が存在していたことから、仮に静夫氏が従業員等に働きかけたとしても、これらの認識を実効的に隠滅することは不可能であった。

前記④（違法性の意識）については、本件改正の際の経産省との交渉経過に関する資料（甲C11）によって既に証拠化されており、それを隠滅することは現実的に不可能であった。また、そもそも情状に関する証拠にとどまるから、その隠滅を身体拘束によって防ぐ必要性も低いものであった。

前記⑦（謀議）については、2013年（平成25年）9月頃に、静夫氏、大川原氏及び島田氏の3人で、大川原社製の噴霧乾燥器を本件省令の要件に該当しないものとする方針を話し合ったことについて、大川原氏及び島田氏の供述調書が作成されていたほか、多数の従業員も、静夫氏から本件噴霧乾燥器が「非該当」であるとの説明を受けていたことを供述していた。また、静夫氏の大川原社内での地位や意思決定権限の所在についても、客観的資料及び多数の関係者の供述により明らかとなっており、静夫氏がこれを隠滅することは現実的に不可能であった。このように、本件各噴霧乾燥器の輸出に関する謀議については、既に多数の供述調書が存在し、捜査機関において当該謀議の存在を立証することが可能な状態にあったため、仮に静夫氏が従業員等に働きかけたとしても、これらの認識を実効的に隠滅することは不可能であった。

d 罪証隠滅の主観的可能性

長期にわたる任意捜査の過程において、大川原社の関係者に対し合計291回もの取調べが行われていた。静夫氏は、仮に従業員等に働きかけようと考えたのであれば、任意捜査の開始時点からその機会を有していたにもかかわらず、実際には、そのような行動に出た形跡は一切認められない。むしろ、従業員の供述調書の中には、本件各噴霧乾燥器の「殺菌」性能や静夫氏の関与について、「殺菌」の解釈によっては不利に作用し得る内容も含まれていた。このような従業員の供述が存在すること自体、静夫氏による働きかけがなかったことをうかがわせる。

このように、約1年半にわたり任意捜査が継続する中で、静夫氏が何らの働きかけにも及んでいないという事実は、静夫氏において罪証隠滅を図ろうとする主観的可能性がないことを強く基礎付けるものである。

これに対し、検察官は、保釈請求に対する意見書において、大川原社が自社ホームページ上に本件各噴霧乾燥器が輸出規制の対象外であるとの見解を掲載していたことをもって、従業員の供述をコントロールしている可能性が高い旨を繰り返し主張していた。しかし、そもそも、法令解釈及びこれに対する当てはめは、裁判所によって最終的に確定されるべき事項である。そして、その前提となる本件各噴霧乾燥器に関する客観的証拠は押収済みであったのだから、大川原社が特定の見解を示したからといって、これが「罪証」として隠滅される性質のものではない。

e 小括

以上のとおり、裁判官が、本件において、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」があると判断したことは、合理的理由を欠く。

(ウ) 適切な手続保障と事実調べがなされていれば認識し得た「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の欠如

加えて、裁判官が、本件各処分（②以降）の各段階において、捜査機関が罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由があると判断した根拠となる資料を静夫氏又は弁護人に開示し、これに対する反論を行う機会を付与していれば、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」がないことをより一層容易に認識することができたことは前述と同様である。

また、本件は、仮に大川原社が本件各噴霧乾燥器について経産省に輸出許可申請をしていれば、経産省はこれを許可していたと考えられ、形式犯的性質を有する事案であったし、そもそも通常は「事後審査」によって対応される類型の違反であるから、裁判官が捜査機関に対してこの点を確認していれば、罪証隠滅を図る主観的可能性の高い事案ではないことも裁判官にとって容易に認識することができた。

それにもかかわらず、裁判官が、このような手続保障と事実の取調べを怠り、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」として要求される具体的な資料によって裏付けられた高度の可能性があると判断したことは、合理的理由を欠く。

ウ 「逃亡すると疑うに足る相当な理由」（刑訴法60条1項3号）の判断が不合理であること

静夫氏について、捜査開始以降、逃亡をうかがわせる事情はなかった。また、静夫氏は正業に従事し、安定した生活基盤を有していた上、妻及び同僚が身元引受人として監督を誓約していたのであって、居所不定や所在不明となるおそれもなかった。また、本件各事件は、形式犯的性質を有する事案で、通常は「事後審査」によって対応される類型の違反であるから、高齢の静夫氏が家庭と仕事を捨てて逃亡することなどおよそ想定し得なかったことも、前述のとおりである。

したがって、裁判官が「逃亡すると疑うに足る相当な理由」があると判断したことは、合理的理由を欠く。

エ 勾留の必要性の判断が不合理であること

静夫氏は、当時71歳と高齢であり、高血圧、糖尿病及び不整脈という複数の基礎疾患に加え、右大腿部手術の後遺症も有していたことから、身柄拘束によって健康状態が悪化するおそれがあった。現に、静夫氏は、身柄を検察官に送致された際、押送車両の乗降時に2度も転倒しており、勾留が身体に与える負担が大きいことは明らかであった。

また、静夫氏は、大川原社の顧問として正業に従事し、静岡県■■■■市に所在する会社施設において、噴霧乾燥器に関する技術的指導を担う立場にあった。静夫氏が勾留されれば、装置試験等の重要業務に重大な支障が生じ、同社の事業継続そのものに深刻な影響を及ぼす状況にあった。

加えて、本件は、公訴事実とされている輸出行為はそもそも許可が必要なものであったのか否かが争点の1つであり、本件噴霧乾燥器の性能やこれに対する認識等、薬学的あるいは技術的に専門性の高い事項が問題となっていた。そうすると、これらの点について、静夫氏を筆頭とするエンジニアらの説明を踏まえつつ客観的なデータを見ながら弁護人と密に相談することが静夫氏の防御上極めて重要である（これが罪証隠滅に当たらないのはいうまでもない。）。しかし、接見室での接見のみでは、大量の資料の臨機応変な授受は困難であるし、弁護人との

相談も事実上短時間にとどまらざるを得ないから、データを踏まえて静夫氏と弁護人らとの間で十分な認識の共有を図ることは事実上不可能である。そのため、こうした防御活動も妨げられることとなる。

このように、静夫氏が勾留によって被る身体的・社会的な不利益及び防御上の不利益は極めて大きいものであったのに対し、前記イ(ア)ないし(イ)に述べたとおり、逃亡及び罪証隠滅を疑うに足る相当な理由はいずれもなく、勾留理由は存在しなかった。

それにもかかわらず、勾留による不利益より勾留によって得られる利益が大きいたして、裁判官が静夫氏について勾留の必要性があると判断したことは、著しく合理性を欠く。

オ 小括

したがって、第1勾留(②)から勾留更新4(⑬)までの各処分は、いずれも勾留の理由及び必要性を欠くものであって、その判断は合理的理由を欠くものであるから、違法である。

(4) iii 勾留更新5(⑭)から勾留更新7(⑳)まで：勾留の理由及び必要性の判断が不合理であること

2020年(令和2年)8月14日、公判前整理手続において、弁護人の予定主張記載書面(1)が提出された。これにより、争点は、①本件各噴霧乾燥器が「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」という要件(本件要件ハ)を満たすか(客観面)、②静夫氏ら3名は、本件各噴霧乾燥器が改正法による規制対象に含まれるものと認識していたか(主観面)の2点であることであることが明らかとなった。

具体的には、弁護人は、予定主張記載書面(1)において、㊦「定置した状態で」とは「装置を分解せず、組み立てた状態で」を意味し、装置使用者が装置内部の菌体に曝露せずに殺菌又は滅菌できることを要求する趣旨であること、㊧「内部」とは噴霧乾燥器の運転後に製造された粉体が残留し得る箇所をいうこと、㊨「殺菌」とは薬液殺菌、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用により装置中の

潜在的な微生物の感染力を破壊することをいうことを主張した上で、本件各噴霧乾燥器は、曝露防止性能を備えず、熱風が当たらない箇所が複数存在して滅菌又は殺菌が不可能であり、また、薬液を装置の隅々にまで行き渡らせて装置中の潜在的微生物の感染力を破壊できる仕様でもないから、本件要件ハに該当しない旨を主張した。そして、静夫氏ら3名も概ねこのように理解していた旨を明らかにした。この弁護人の主張は、前記(3)ウ(7)記載のとおり、AG合意の内容に従って本件要件ハを適切に解釈した場合の解釈に沿うものであった。

したがって、少なくとも弁護人が予定主張記載書面(1)を提出した後においては、保釈及び勾留更新の可否は、公判において主張することが予定される弁護人主張内容を踏まえて判断されるべきであった。しかしながら、本件各処分に係る裁判官の判断は、次のとおり、より一層合理性を欠くものであった。

ア 「罪を犯したと疑うに足る相当な理由」(刑訴法60条1項柱書)の判断が不合理であること

弁護人の予定主張記載書面(1)の提出により、前記のとおり、本件各事件の争点が①本件各噴霧乾燥器の性能及び②規制要件該当性の認識にあり、これらの前提として本件要件ハの解釈が主たる争いであることが明らかになった。そして、弁護人の主張する解釈がAG合意の内容及び趣旨に沿ったものであることが裁判官にとって確定的に明らかとなった。

弁護人の予定主張の内容を踏まえ、裁判官が改めて一件記録を検討すれば、捜査機関が採用した本件要件ハの解釈が、AG合意の内容に沿わない広きに失するものであることを、より一層容易に認識できた。

それにもかかわらず、iiiの段階において、裁判官が、なお静夫氏について「罪を犯したと疑うに足る相当な理由」があるとして身体拘束を継続した判断は、合理的理由を欠く。

イ 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」（刑訴法60条1項2号、89条4号）の判断が不合理であること

弁護人の予定主張記載書面(1)の提出により、本件要件ハの解釈に主たる争いがあることが明らかになった。法令解釈及びこれに対する当てはめは、裁判所によって最終的に確定されるべき事項であり、被告人がこれを「隠滅」することは不可能である。

また、仮に従業員等の供述について働きかける可能性が抽象的には残るとしても、主観面としては、規制要件該当性の認識（違法性の意識）が争われているにすぎない。静夫氏は本件各噴霧乾燥器の客観的性能及び輸出の事実に対する認識を争っておらず、また、謀議の存在についても争っていない。

そうすると、結局、この段階において罪証隠滅の高度な可能性を基礎付け得る具体的事情は存在しない。

それにもかかわらず、iiiの段階において、裁判官が、なお静夫氏について「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」があるとして身体拘束を継続した判断は、合理的理由を欠く。

(5) iv 保釈請求却下4(㉔)から勾留更新13(㉔)まで：自由権規約及び憲法違反であること、職権で勾留を取り消すべきであったこと、裁量保釈の判断が不合理であること

ア ivの段階における各処分的前提となる事情

ivの段階における各処分に先立ち、静夫氏の体調が著しく悪化し、進行胃がんと診断されるなど、身体状況に重大な変化が生じていたほか、公判前整理手続における三者間の打合せも相当程度進行し、争点や証拠調べ請求の対象が絞り込まれるなど、争点整理の進行状況にも重要な変化があった。

そこで、まずは、ivの段階における各処分的前提となる事情の変化について、体調の変化（後記(ア)）及び公判前整理手続の進行状況（後記(イ)）に分けて詳述する。

(7) 静夫氏の著しい体調の悪化

a 保釈請求（4回目）までの経過

2020年（令和2年）9月23日頃、静夫氏は強いめまいがするようになるとともに、視野が暗く狭くなる症状を発症した。同月25日にはさらに症状が悪化し、声を出すのも辛い状態となったため、東京拘置所に常駐する医師の診察を受けたところ、貧血の症状がみられたため、すぐに400ccの輸血を受けることとなった。医師によると、貧血の症状が出ていること、便が黒く、排便後に肛門を拭くと血がついていること等の所見から、腸内で出血が疑われ、全身状態良好とはいえない状態であった（甲D1-3、甲D6）。

このことは、同月29日付け保釈請求書（4回目。甲A3-32）にも詳細に記載されていた。

b 保釈請求（5回目）までの経過

その後、静夫氏は、同年10月1日までの間に3回、合計1200ccもの輸血を必要とするほど病状が悪化した。同月1日に静夫氏が東京拘置所内で内視鏡検査を受けたところ幽門部（胃の出口に当たる部分）に大きな潰瘍が認められ、胃がん疑いと診断され、病理検査の結果、悪性腫瘍であると診断された（甲D1-3、甲D6）。

静夫氏は、同日頃から、固形物を食べることができず、液体状の栄養剤しか摂取できない状態となり、体重も急激に減少し、輸血後も体調が悪化したままの状態にあった（甲D1-3、甲D1-13：23条照会回答書）。

静夫氏は、同月7日には、東京拘置所の医師から胃がんであると告知された（甲D1-3、13）。がん治療においては初期の精密検査と治療開始の時期が予後を左右する決定的な要素である。特に、ステージ診断、原発性か転移性かの判別、他部位転移の有無などにつき全身検索を行い、速やかに治療方針を確立する必要がある。静夫氏は、進行胃がんであり、刻々と病状が進行する状況にあったから、一刻も早く精査及び治療を受ける必要があった。しかし、東京拘置所内では、治療はおろか必要な検査すら実施されていなかった。

その後、静夫氏は、弁護人の職権発動を求める申出により、同月16日の午前8時から午後4時までの間の勾留執行停止決定を受け、同日、[REDACTED] 医院を受診

した。このとき、静夫氏は、進行胃がんであるとの診断を受けたものの、時間の制約があることなどから、検査及び治療までは受けることができなかった（甲D 1－10）。

静夫氏の親族及び弁護人は、勾留執行停止状態の患者を受け入れることができる医療機関を探していたが、受け入れ可能な医療機関は見つかっていなかった。

以上の経過は、同月19日付け保釈請求書（5回目。甲A 3－37）に詳細に記載されており、同請求書には医師の診断書等も添付されていた。

c 保釈請求（6回目）までの経過（勾留執行停止中）

静夫氏は、同年11月5日、弁護人の職権発動を求める申出により、同日から20日まで勾留の執行を停止する旨の決定を受け、同月6日、[REDACTED]病院を受診したところ、医師の指示により即日入院するとともに、肝臓への癌の転移が発見され「多発肝転移」を疑う所見があるとされた。静夫氏は、同月10日頃から化学療法及び経静脈栄養を開始した。この頃、静夫氏は、余命半年から1年半くらいであるとの宣告を受けた。静夫氏は、同年12月6日に退院が予定されていたものの、化学療法の継続が予定されていた。さらに、静夫氏は、肝臓への転移を伴う進行胃がんという重篤な疾病であることから、通院加療で治療が尽きるものではなく、その後も闘病生活を送ることとなることが予想された。（甲D 1－11・435頁）

以上の経過は、同年12月1日付け保釈請求書（6回目。甲D 1－47）に詳細に記載されていた。

(イ) 公判前整理手続の進行状況

a 保釈請求（5回目）までの経過

上記の事情と並行して、弁護人は、同月19日付けで温度測定結果報告書（甲B 4、5）を証拠調べ請求するとともに、同日付け保釈請求書（5回目。甲D 1－37）にこれを添付した。温度測定結果報告書には、本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」が最も温度の上がらない箇所であり、当該箇所の最高温度は、空焚き状態でも、本件噴霧乾燥器1につき53.0℃、本件噴霧乾燥器2につき59.2℃にとどまるとの実験結果が記載されていた。

b 保釈請求（6回目）までの経過（勾留執行停止中）

同年11月9日に行われた第2回の打合せにおいて、受訴裁判所である東京地方裁判所の渡邊一昭裁判官は、「当職としても、本件は長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえず、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案であると考えている」と述べた（甲A2-13）。

イ 自由権規約7条違反であること

我が国が1979年（昭和54年）に批准した自由権規約は、7条において「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けない」と定めている。

被拘禁者の生命又は健康に重大な危険が及び、医療上の必要性が認められる場合において、これを放置し、又は適時適切な治療を受ける機会を確保しないまま身体拘束を継続することは、当該被拘禁者に著しい身体的・精神的苦痛を与えるものであり、同条のいう「非人道的な取扱い」に該当する。さらに、余命が限られた状態にある被拘禁者については、残された時間をいかに過ごすかという人格的利益が強く保障されるべきであるところ、そのような状況においてなお身体拘束を継続し、家族との時間や穏やかな生活の機会を奪うことは、人間の尊厳を著しく損なうものであり、同条のいう「品位を傷つける取扱い」にも該当する。

本件においては、静夫氏は重篤な疾病に罹患し、速やかな精査及び治療を要する状態にあったのみならず、余命が限られた状況にあったにもかかわらず、裁判官らはこれらの事情を十分に考慮することなく身体拘束の継続を許容した。その結果、静夫氏は回復不能な身体的・精神的苦痛を被るとともに、晩年を尊厳のある形で過ごす機会を奪われた。

したがって、静夫氏に極度の貧血症状が認められた2020年（令和2年）9月25日以降、勾留を取り消すことなく身体拘束を継続した行為（保釈請求却下4〔㊴〕以降の各処分）は、自由権規約にも違反するものであって、違憲・違法である。

ウ 憲法13条違反であること

憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と定め、生命・自由及び幸福追求に対する権利に対し最大限の尊重を要求している。刑事訴訟法1条は「刑事事件につき、公共の福祉と個人の基本的な人権の保障を全う」することを求めている。

勾留や保釈却下の際に考慮される、罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれは、刑事手続の適正な遂行を確保するための要請にすぎない。これらの要請を満たせばいかなる場合にも身体拘束が正当化されるわけではない。とりわけ、被告人が進行胃がんになり患し、生命に危険が及んでいる場合にまで身体拘束を継続することは、その者を刑事手続の維持のための手段として扱うことにほかならない。このような取扱い、個人の生命を公益に従属させるものであつて、憲法13条の要請に反する。それにもかかわらず、裁判官は、静夫氏を個人として尊重せず、身体拘束を継続させた。

したがって、静夫氏に極度の貧血症状が認められた2020年（令和2年）9月25日以降、勾留を取り消すことなく身体拘束を継続した行為（保釈請求却下4〔㉔〕以降の各処分）は、憲法13条にも違反するものであつて、違憲・違法である。

エ 職権で勾留を取り消さない判断が不合理であること

勾留の理由も必要性もなかったのであるから、裁判官は、勾留更新をしてはならず、また、職権で勾留を取り消さなければならなかった（刑訴法87条1項）。

(7) 「罪を犯したと疑うに足る相当な理由」（刑訴法60条1項柱書）の判断が不合理であること

本件各事件は、前記(2)及び(3)記載のとおり、当初から、本件要件ハを合理的に解釈すれば、嫌疑の相当性が認められない事案であつた。また、最低温箇所についても、大川原社の役員や従業員から、捜査機関側の見立てに反する具体的な事実を指摘する供述があつた。

加えて、2020年（令和2年）10月19日以降の段階においては、弁護人から温度測定結果報告書が新たに提出され、仮に捜査機関解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器に「殺菌」性能がないことを直接基礎付ける客観的証拠が示されていた。これらの事情を踏まえれば、この時点において、捜査機関解釈を採用したとしても、静夫氏が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由はなかった（なお、これは保釈請求却下5〔㉔〕以降に生じた事情である。）。

それにもかかわらず、嫌疑の程度について実質的な再検討を行うことなく、なお身体拘束を継続した判断は、合理的理由を欠く。

（イ） 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」（刑訴法60条1項2号、89条4号）の判断が不合理であること

仮に、前記Ⅲまでの段階において、静夫氏が従業員等に働きかけて罪証隠滅を図る抽象的な可能性が存在したとしても、ivの段階においては、そのような抽象的な可能性すら消滅していた。

すなわち、前記のとおり、2020年（令和2年）9月25日以降、静夫氏の体調は著しく悪化し、同年10月16日には進行胃がんと診断され、治療に専念することが不可欠な状態に置かれていた。そのため、自らの生命健康を害する危険を冒してまで、従業員等に働きかけて罪証を隠滅する客観的可能性はなく、また、罪証隠滅を図ろうとする主観的可能性もない。

また、当時、新型コロナウイルス感染防止のため、多くの医療機関において、家族以外の者との面会を制限する措置が行われていた。静夫氏が入院することになった[]病院でも同様であった。このような措置については、各医療機関のウェブサイト等において公表されており、裁判官にとっても、当時の一般的な医療体制として容易に認識し得る事情であった。静夫氏は、入院下で治療が必要な状態に置かれていたのであるから、入院中に従業員等に接触して罪証隠滅を図ることは事実上も不可能であった。加えて、仮に退院した場合であっても、新型コロナウイルスへの感染が静夫氏の健康状態に重大な影響を及ぼすことは明らかであるから、自己の健康状態を犠牲にして家族以外の者と接触することはおよそ考えられない状況にあった。

さらに、受訴裁判所の裁判官は、検察官及び弁護人との打合せにおいて、「本件は長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえず、可能であれば保釈する方向で検討すべき事案である」と述べていた。これは、争点及び請求証拠の立証趣旨を把握した受訴裁判所の裁判官自身が、法令解釈及びその当てはめが中心的に争われている本件各事件の事案の性質や、静夫氏の置かれている状況等を踏まえて、「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」がないと評価していたことを端的に示すものである。（なお、本段落の事情は勾留更新11〔㊹〕以降の事情である。）

それにもかかわらず、なお罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由があるとして身体拘束を継続した判断は、合理的理由を欠く。

なお、捜査機関は、静夫氏が2021年（令和3年）2月7日に死亡した事実について、同年3月4日の打合せで弁護人の指摘を受けるまで把握していなかった（甲A2-23）。仮に現実的な罪証隠滅のおそれが存在したのであれば、検察官としては、その防止のため、勾留執行停止中においても被告人の動静を継続的に把握・監督する必要があるはずである。しかし、前記のとおり、検察官は静夫氏の死亡という重大な事実すら長期間把握していなかったのであり、このことは、罪証隠滅のおそれが現実的なものではなかったことを強く基礎付けるものである。

（ウ） 「逃亡すると疑うに足る相当な理由」（刑訴法60条1項3号）の判断が不合理であること

仮に、前記iiiまでの段階において、静夫氏が逃亡する抽象的な可能性があったとしても、ivの段階においては、そのような可能性すら消滅していた。

すなわち、静夫氏は重篤な疾病の発覚後、医療機関への入院又は自宅における療養の下で継続的ながん治療を受けることが不可欠な状態にあった。また、当時、新型コロナウイルスが蔓延していたことから、静夫氏が医療機関又は自宅を離れて逃亡することは、死亡に直結する健康上の重大なリスクを伴うものであった。逃亡すれば治療を受けられず死に直結するのだから、逃亡することは現実的に不可能であった。

それにもかかわらず、なお逃亡すると疑うに足る相当な理由があるとして身体拘束を継続した判断は、合理的理由を欠く。

(I) 勾留の必要性の判断が不合理であること

a 勾留執行停止前（保釈請求却下4〔㉔〕～勾留更新10〔㉔〕）

静夫氏は、2020年（令和2年）9月25日以降、体調が著しく悪化し、複数回にわたり合計1200ccの輸血を受けたが、体調は回復せず、同年10月1日には、胃がん疑いと診断され、病理検査の結果、悪性腫瘍であると診断された。

同月16日には進行胃がんと診断され、病期診断のための精密検査及び治療開始について一刻を争う極めて切迫した状況に置かれていた。がん治療においては、初期段階における精密検査及び治療開始の遅れが予後に重大な影響を及ぼすことは医学的にも明らかであり、静夫氏のように転移を伴う進行がんの場合には、治療開始の遅延が生命予後を左右する。それにもかかわらず、勾留の継続により、静夫氏は拘置所内において必要な精密検査及び治療を受けることができず、適切な医療へのアクセスが著しく制限されていた。静夫氏の親族及び弁護人は、勾留執行停止状態の患者を受け入れることができる医療機関を探していたが、受け入れ可能な医療機関は見つかっていなかった（なお、本段落の事情は、保釈請求却下5〔㉔〕以降の事情である。）。

以上のような状況は、各保釈請書にも記載されており、裁判官も認識していた。

そうすると、勾留の継続によって静夫氏が被る不利益は、勾留の必要性よりもはるかに大きい。

したがって、勾留更新をし、また、勾留を取り消さなかった裁判官の判断は合理的理由を欠く。

b 勾留執行停止後（勾留更新11〔㉔〕～勾留更新13〔㉔〕）

同年11月5日以降、同月20日までの終期で勾留の執行が停止されたものの、同月8日、静夫氏に多発肝転移が発覚し、同月10日頃には余命半年から1

年半程度であると宣告された。静夫氏の勾留の執行停止には期間が定められていたことから、治療方針の選択や長期的な通院・入院計画の策定にも重大な支障が生じ、治療への専念が困難となるのみならず、精神的にも過酷な負担を強いられていた。他方、仮に罪証隠滅又は逃亡の高度の可能性があったとすれば、たとえ短期間でも勾留の執行を停止すればこれらを実現することは可能なはずだが、同年10月16日に[] 医院での検査のために勾留執行停止がなされていた期間を含め、静夫氏が罪証隠滅又は逃亡を図ろうとした形跡は一切ない。前記のとおり、本件各事件の主たる争点は法令解釈にあり、そもそも罪証隠滅の現実的可能性は存在しなかった。加えて、重篤な疾病の下で継続的な治療を受ける必要があった静夫氏にとって、従業員等に働きかけるなどの態様によって罪証隠滅を図ったり、逃亡するなどとは到底考え難い状況であった。静夫氏を保釈することにより訴訟の適正な進行が害されるおそれは存在しなかった。

そうすると、勾留の継続によって静夫氏が被る不利益は、勾留の必要性よりもはるかに大きい。

したがって、勾留更新をし、また、勾留を取り消さなかった裁判官の判断は合理的理由を欠く。

オ 裁量保釈しない判断が不合理であること

刑訴法90条に基づく裁量保釈は、被告人の身体状況、生活関係、事件の性質及び訴訟の進行状況等を総合考慮し、身柄拘束を継続することが相当でない場合に認められるべきものである。また、その当否の評価は措くとしても、裁判所実務においては、本来は高度の可能性を意味する「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」が広く肯定される傾向があり、その結果として、刑訴法89条に基づく権利保釈が極めて限定的にしか認められていない運用が存在する。このような運用の下においては、裁量保釈は、個別事案に即した人身の自由の保障を実質化するための重要な調整機能を担う制度として、適切に運用されなければならない。そうすると、裁量保釈の判断に当たっては、「最大の尊重」を求める憲法13条及び「非人道的な取扱いを受けない」権利を定める自由権規約7条の規定を

踏まえ、被告人に生じている具体的かつ重大な不利益の内容を十分に考慮しなければならない。

また、勾留執行停止がなされたことは保釈の必要性がないことを意味しない。保釈による身柄拘束からの解放は継続的・安定的なものである。医療機関への入院及び通院による継続的な治療を期待することができる。これに対して、勾留の執行停止は、あくまで一時的に身柄拘束を解く例外的な措置にすぎない。期限の定められた執行停止では、中長期的な治療計画（手術、継続的な化学療法、緩和ケア等）の策定は著しく困難である。一般に、終期の定められた勾留執行停止状態の患者を受け入れることに難色を示す医療機関は少なくなく、検査や治療の内容等が制限されることもある（甲E1・44頁）。がん治療のような継続的・包括的な医療が必要な状況において、勾留の執行停止は保釈の代替措置たりえない。仮に医療機関において治療を開始できていたとしても、勾留執行停止状態にあることは、医療機関による治療計画の策定を困難にするのみならず、患者である被告人においても、治療に専念することを妨げる。さらに、余命が限られている被告人にとっては、期間の制約のある勾留執行停止下に置かれたままの状態であることが、残された時間を人として尊厳ある形で過ごす機会を著しく制約することにもなる。裁判官においても、これらの事情は当然認識しているはずであるから、裁量保釈の判断に当たっては、生命維持及び治療の実効性の観点のほか、限られた余命をどのような環境で過ごすことになるのかという観点からも、身柄拘束を継続することが相当か否かを判断すべきであった。

（7） 勾留執行停止前（保釈請求却下4【⑭】～勾留更新10【⑳】）

勾留執行停止前の状況は、前記ウ（x）a記載のとおりである。

静夫氏の生命及び健康に対する切迫した危険、治療の必要性及び不可逆性、勾留継続による重大かつ回復不可能な不利益を十分に考慮することなく、実質的な根拠に乏しい勾留理由が存続することのみを理由として保釈請求を却下した判断は、裁量保釈制度の趣旨を没却するものであり、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものというほかない。

したがって、裁量保釈をせず、身体拘束を継続した裁判官の判断は合理的理由を欠く。

(イ) 勾留執行停止後（勾留更新１１〔㉑〕～勾留更新１３〔㉓〕）

勾留執行停止前の状況は、前記ウ(エ)ｂ記載のとおりである。

余命の限られていた静夫氏が、残された時間を人として尊厳ある形で過ごす機会を奪われる不利益を十分に考慮することなく、実質的な根拠に乏しい勾留理由が存続することのみを理由として保釈請求を却下した判断は、裁量保釈制度の趣旨を没却するものであり、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものというほかない。

したがって、裁量保釈をせず、身体拘束を継続した裁判官の判断は合理的理由を欠く。

(6) 小括

以上のとおり、本件各処分はいずれも、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案し、合理的に判断すれば、逮捕及び勾留に関する処分の要件が充足されていないこと、権利保釈除外事由がないことは明らかであった。また、権利保釈の要件に該当しない場合であっても裁量保釈における裁量の範囲を逸脱していたものであった。さらに、静夫氏に極度の貧血症状が認められた２０２０年（令和２年）９月２５日以降、身体拘束を継続した行為（保釈請求却下４〔㉔〕以降の各処分）は、上記のほか、憲法１３条にも違反し、また自由権規約７条の「非人道的な取扱い」に当たり許されないものであった。

よって、国賠法１条１項の適用上違法である。

第３ 故意又は重過失

本件各処分は、裁判官が、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案すれば、本件各処分の要件に該当しないことを容易に認識できたにもかかわらず、これを看過してなされたものである。

とりわけ、静夫氏の体調が悪化して以降は、勾留理由の程度と比較して、静夫氏の生命に対する危険が著しく大きく、勾留を取り消し、又は裁量保釈をすべきことは明白であった。それにもかかわらず、再検討を行うことなく漫然と身体拘束を継続した判断は、裁判官として通常尽くすべき注意義務を著しく怠ったものというべきである。

したがって、本件各処分は、いずれも故意又は重過失によるものである。前記第2・2に示した判断枠組みによれば、過失があれば違法となるが、仮に原告らの主張とは異なる判断枠組みを採用したとしても、なお違法である。

第4 損害及び因果関係

1 静夫氏に生じた精神的損害

(1) 身体拘束それ自体により生じた精神的損害

静夫氏は、一つのことを探求し、科学と合理性に依拠して行動する人物であった。そして、大川原社製の噴霧乾燥器も、人々の生活を豊かにするため、静夫氏の科学的知見の下で開発された製品の一つであった。また、静夫氏は、晩年を過ごす地として、平成30年（2018年）4月に富士山がよく見える静岡県■■■■市の家を購入し移住した。静夫氏は、■■■■市に引っ越してからは、近所の人を自宅に招いて花見をするなど、積極的な交流をしていた。長年、仕事一筋で働いてきた静夫氏であったが、当時70歳となり、落ち着いた第二の人生を送るため、■■■■市に引っ越してからは家族との交流を増やし、近所とも良好な関係を築こうとしていた。

しかし、無実の静夫氏は、裁判官のした身体拘束の判断によって、突如長期間にわたる身体拘束を受けた。静夫氏は、噴霧乾燥器の性能を熟知する技術者の立場から、本件で問題とされた噴霧乾燥器では「殺菌」することができず、軍事兵器への転用もできないことを捜査機関に繰り返し説明していた。しかし、静夫氏が依拠していた科学と合理性に基づく主張は、捜査機関だけでなく裁判官にも顧みられることなかった。裁判官は、静夫氏の主張を十分に聴取、検討することなく、かえって、「罪証を隠滅し逃亡するおそれがある」と評価したのである。また、身体拘束後、面会は1日に1回しかできず、面会の時間も20分と極めて限

られていた。そのため、静夫氏は自由に家族と会うこともできない状態に置かれ、自宅から家族や近所の人と共に富士山を見ることもできず、平穏に過ごしていたはずの時間を奪われた。

このように、静夫氏が裁判官によってされた2020年（令和2年）3月11日から同年11月5日までの身体拘束及びそれに伴う苦痛は耐え難いものであった。

これらの事情を総合すれば、静夫氏が本件各処分による身体拘束そのものにより被った精神的苦痛は極めて重大であり、これを慰謝するに足りる金額は500万円を下らない。

そして、当該損害に係る損害賠償請求権のうち、静夫氏の妻である原告[]氏が2500万円を、静夫氏の子である原告[]氏及び原告[]氏が各1250万円を、それぞれ相続した。

(2) 名誉の侵害により生じた精神的損害

2020年（令和2年）3月11日の逮捕直後、逮捕の事実について、静夫氏の実名とともに複数の報道機関により大々的に報道されたことで、静夫氏の名誉は著しく毀損された（甲D9）。その後の再逮捕及び起訴についてもその実名とともに報道されており、これにより静夫氏の名誉はさらに毀損された（甲D10）。

静夫氏が本件各処分による名誉の侵害により被った精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は500万円を下らない。

そして、当該損害に係る損害賠償請求権のうち、静夫氏の妻である原告[]氏が250万円を、静夫氏の子である原告[]氏及び原告[]氏が各125万円を、それぞれ相続した。

(3) 取調受忍義務を伴う取調べにより生じた精神的損害

2020年（令和2年）3月11日（第1逮捕）から同月31日（第1事件公訴提起）まで及び同年5月26日（第2逮捕）から同年6月15日（第2事件公

訴提起)までの合計41日間(同年5月31日の勾留執行停止の日を除く。)、取調受忍義務を伴う取調べを受けたことにより精神的苦痛を受けた。

静夫氏が本件各処分により被った精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は500万円を下らない。

そして、当該損害に係る損害賠償請求権のうち、静夫氏の妻である原告[REDACTED]氏が250万円を、静夫氏の子である原告[REDACTED]氏及び原告[REDACTED]氏が各125万円を、それぞれ相続した。

(4) 医療の選択に係る自己決定権

静夫氏は、本件各処分(勾留執行停止前のもの)による身体拘束がなされていたが故に、自らの希望する時期に、自らの希望する医療機関において診療を受ける機会を奪われた。現に、静夫氏は、身体拘束中、東京拘置所長に対し、「専門医にかかりたい、専門医を選びたい」と記載した願箋(甲D8の1)を出していた。

静夫氏が本件各処分(勾留執行停止前のもの)による医療の選択に係る自己決定権の侵害により被った精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は500万円を下らない。

そして、当該損害に係る損害賠償請求権のうち、静夫氏の妻である原告[REDACTED]氏が250万円を、静夫氏の子である原告[REDACTED]氏及び原告[REDACTED]氏が各125万円を、それぞれ相続した。

(5) 勾留執行停止後も不安定な状態に置かれたこと

静夫氏は、同年11月5日に勾留執行停止決定を得たものの、死亡に至るまで、身体拘束が再開される現実的なおそれに晒され、長年勤務し続けていた会社関係者との自由な面会も許されないまま療養生活を送ることを余儀なくされ、強い不安と苦悩を抱え続けた。

静夫氏の体調悪化後、医療の勾留執行停止後も勾留取消しや保釈がなされなかったことにより被った精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は500万円を下らない。

そして、当該損害に係る損害賠償請求権のうち、静夫氏の妻である原告■■■■氏が250万円を、静夫氏の子である原告■■■■氏及び原告■■■■氏が各125万円を、それぞれ相続した。

(6) 死亡（生存の相当程度の可能性）

静夫氏は、2020年（令和2年）7月7日の東京拘置所移送時には既に貧血の状態にあった上、9月下旬以降、著しい体調悪化及び貧血症状を呈し、至急入院の上、専門的治療を受ける必要がある状態にあった。さらに同年10月7日には胃がんであることが判明し、早期治療の必要性は明白であった。

それにもかかわらず、本件各処分（勾留執行停止前のもの）による身体拘束がなされていたが故に、貧血の症状を呈した後、すぐに専門医のいる医療機関を受診することができなかった。

静夫氏は、逮捕される前は月に1回の頻度で近所の病院の診察を受け、また、2か月に1回は、血液検査を受けて、健康を保つために自身で体調の管理をしており、また、原告■■■■氏は医療従事者であることからすれば、仮に身体拘束を受けていなければ、早期の段階で専門的治療を受けていた可能性が高い。

このように、本件各処分（勾留執行停止前のもの）による不当な身体拘束が存在しなかったならば、静夫氏は、より早期に適切な医療を受け、治療の選択肢を広げ、現実よりも長期間生存することが可能であった相当程度の可能性がある。

そうすると、本件各処分（勾留執行停止前のもの）は、静夫氏の生存の相当程度の可能性を侵害したものである。

静夫氏が本件各処分（勾留執行停止前のもの）による生命の侵害により被った精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は3000万円を下らない。

そして、当該損害に係る損害賠償請求権のうち、静夫氏の妻である原告■■■■氏が1500万円を、静夫氏の子である原告■■■■氏及び原告■■■■氏が各750万円を、それぞれ相続した。

(7) 小括

以上のとおり、静夫氏は、本件各処分により、多くの権利又は法律上の利益を侵害された。そして、静夫氏に発生した各損害に係る損害賠償請求権のうち、静夫氏の妻である原告■■■■氏が合計5000万円を、静夫氏の子である原告■■■■氏及び原告■■■■氏が各2500万円を、それぞれ相続した。

2 原告らに生じた固有の慰謝料

原告らは、静夫氏が身体拘束され、その後、病状が相当悪化したのちに勾留の執行停止がされるも身体拘束がいつ再開されるか分からない不安定な状態の中、静夫氏との最期の時間を過ごすことを余儀なくされた。原告らは、夫であり父である静夫氏との最期を平穏に過ごすという機会を本件各処分により奪われた。

(1) 原告■■■■氏

静夫氏の妻である原告■■■■氏は、■■■■市の自宅から1日ばかりで数十回にわたり東京拘置所まで赴き、静夫氏と限られた時間の面会を重ねていたが、静夫氏は次第に衰弱していくばかりであった。2020年（令和2年）11月5日に勾留の執行停止により入院した静夫氏の様子を見たが、静夫氏の健康状態は勾留中の生活により著しく悪化していた。同年12月頃には、静夫氏は水を飲んでも嘔吐する状態となっていた。原告■■■■氏は、2020年（令和2年）12月末の時点で、そのような状態の夫を目の当たりにし、翌2021年（令和3年）1月13日に予定されている診察まで夫の命がもつかどうか、切迫した不安を抱きながら生活せざるを得なかった。原告■■■■氏は、本件各処分により夫が長期間身体拘束された結果、本来であれば夫婦として共に過ごすことができた時間を喪失し、とりわけ夫の最晩年において、夫婦として平穏に生活する機会を奪われた。

(2) 原告■■■■氏

原告■■■■氏は、静夫氏の長男であり、医療従事者として病院に勤務している。原告■■■■氏は、静夫氏の逮捕後、接見等禁止決定により面会すら禁じられていた。2020年（令和2年）9月下旬、原告■■■■氏は、弁護人を通じて静夫氏が

重度の貧血で輸血を受けたことを知らされ、さらにその後、内視鏡検査の結果悪性腫瘍であったことを知らされた。

原告■■■氏は、医療従事者としての知見から、当該状態が生命に重大な危険を及ぼし得るものであること、また、がん治療においては検査及び治療開始の時期が予後を左右する決定的要素であることを認識していた。そのため、拘置所内において適切な医療が提供されないまま病状が進行し、父が命を落とすのではないかとの切迫した心配を抱かざるを得なかった。それにもかかわらず、同年10月に胃がんの告知がなされた後も、勾留取消しも保釈もなされず、適時の治療開始は実現しなかった。結果として、体調の異変が認められてから治療開始までに約2か月を要し、その間に病状は進行し、多発肝転移を来すに至った。

原告■■■氏は、医療従事者として、治療開始の遅延がこのような結果をもたらし得ることを十分に理解しながら、裁判官らの判断により父の治療機会が失われていく過程を見守るほかなかった。このような状況に置かれたことによる精神的苦痛は、極めて重大である。

(3) 原告■■■氏

原告■■■氏は、静夫氏の二男であり、本件各事件以前から大川原社に勤務する技術者である。原告■■■氏自身も任意捜査に協力し、複数回にわたり取調べを受けた。そして、出張中に突如として静夫氏らの逮捕の事実を知らされた。静夫氏らの逮捕・勾留により、大川原社は取引上の打撃を受け、原告■■■氏は、その影響を直接受ける立場において、執務に従事することを余儀なくされた。2020年（令和2年）9月下旬、原告■■■氏は、弁護人を通じて静夫氏が重度の貧血で輸血を受けたことを知らされたが、その後も、勾留取消しも保釈もなされず、ようやく勾留執行停止がなされた後も、しばらくの間、「事件関係者」として面会を禁じられていた。原告■■■氏は、自身の勤める大川原社の顧問であり父でもある静夫氏が逮捕・勾留され、就労先においても私生活においても大きな打撃を受ける中での執務を余儀なくされた上、さらに、父の健康状態に重大な不安を抱えながらも長期間にわたり面会すら許されない状況に置かれたのであり、その精神的苦痛は極めて甚大なものであった。

(4) 小括

以上のとおり、静夫氏の死亡により原告らが被った精神的苦痛は甚大であり、原告ら各自に固有の慰謝料請求権が認められる。その額は、各自2000万円を下らない。

3 原告■■■■子氏に生じた経済的損害

原告■■■■氏は、夫の身体拘束により、■■■■市にある自宅から東京都葛飾区にある東京拘置所まで連日面会に通うことを余儀なくされた。その回数は、20回以上である。自宅の最寄り駅である■■■■駅から東京拘置所の最寄り駅である小菅駅までは在来線で片道2980円であるから（甲D11）、原告■■■■氏が被った損害は11万9200円を下らない。

4 弁護士費用

本訴訟にかかる弁護士費用は、上記損害の合計額の10%に相当する。原告■■■■氏につき701万1920円、原告■■■■氏及び原告■■■■氏につき各自450万円を下らない。

5 既払金

原告らは、静夫氏の身柄拘束に係る刑事補償及び捜査機関の行為を原因とする損害賠償として、国及び東京都から一定の金員の支払を受けた。その額は、原告■■■■氏につき365万1949円、原告■■■■氏及び原告■■■■氏につきそれぞれ182万5974円である。本訴訟における請求はこれらを上記損害から控除したものである。

6 小括

以上を整理すると、原告■■■■氏は7347万9171円、原告■■■■氏及び原告■■■■氏は各4767万4026円の国家賠償請求権を有する。

V 結語

よって、裁判官による本件各処分はいずれも違法であるから、国家賠償法1条1項に基づき、原告■■■■は、被告に対し、7347万9171円、原告■■■及び原告■■■は、被告に対し、各4767万4026円の損害賠償及び令和3年2月7日から支払済みまで年3%の割合の各遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

証 拠 方 法

証拠説明書(1)記載のとおり

添 付 書 類

- 1 訴状副本 1通
- 2 訴訟委任状 3通

以上

(別紙 1)

関係法令の定め

1 外国為替及び外国貿易法（外為法）

(1) 48条1項

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(2) 69条の6第2項（平成28年6月2日時点、平成29年法律第38号による改正前のもの）

次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が1000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一 特定技術であって、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機のうち政令で定めるもの（以下この項において「核兵器等」という。）の設計、製造若しくは使用に係る技術又は核兵器等の開発、製造、使用若しくは貯蔵（次号において「開発等」という。）のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術として政令で定める技術について、25条1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二 48条1項の特定の種類の貨物であって、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、25条4項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者又は48条1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をした者

(3) 69条の6第2項（平成30年1月21日時点）

次の各号〔略〕のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

(4) 72条1項（平成28年6月2日時点、平成29年法律第38号による改正前のもの）

法人〔かっこによる注記略〕の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、69条の6から前条まで（70条の2を除く）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(5) 72条1項（平成30年2月21日時点）

法人〔かっこによる注記略〕の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 69条の6第2項10億円以下（当該違反行為の目的物の価格の5倍が10億円を超えるときは、当該価格の5倍以下）の罰金刑〔以下略〕

2 輸出貿易管理令（輸出令）

(1) 1条（輸出の許可）1項

外為法48条1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域〔噴霧乾燥器については全地域〕を仕向地とする輸出とする。

(2) 13条（核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物）

法69条の6第2項2号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項（(5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。）及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。

* なお、第2事件当時の政令は条が繰り下がって14条となっている。

(3) 別表第1・3の2の項〔中欄〕

- (1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であって、経済産業省令で定めるもの
 - (2) 次に掲げる貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの
- 5の2 噴霧乾燥器 [他の各号につき略]

3 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（本件省令）2条の2第2項（令和7年11月14日号外経済産業省令第72号による改正前のもの）

輸出令別表第1の3の2の項(2)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

5号の2 噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4Kg以上400Kg以下のもの

ロ 平均粒子径10 μ m以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10 μ m以下の製品を製造することが可能なもの

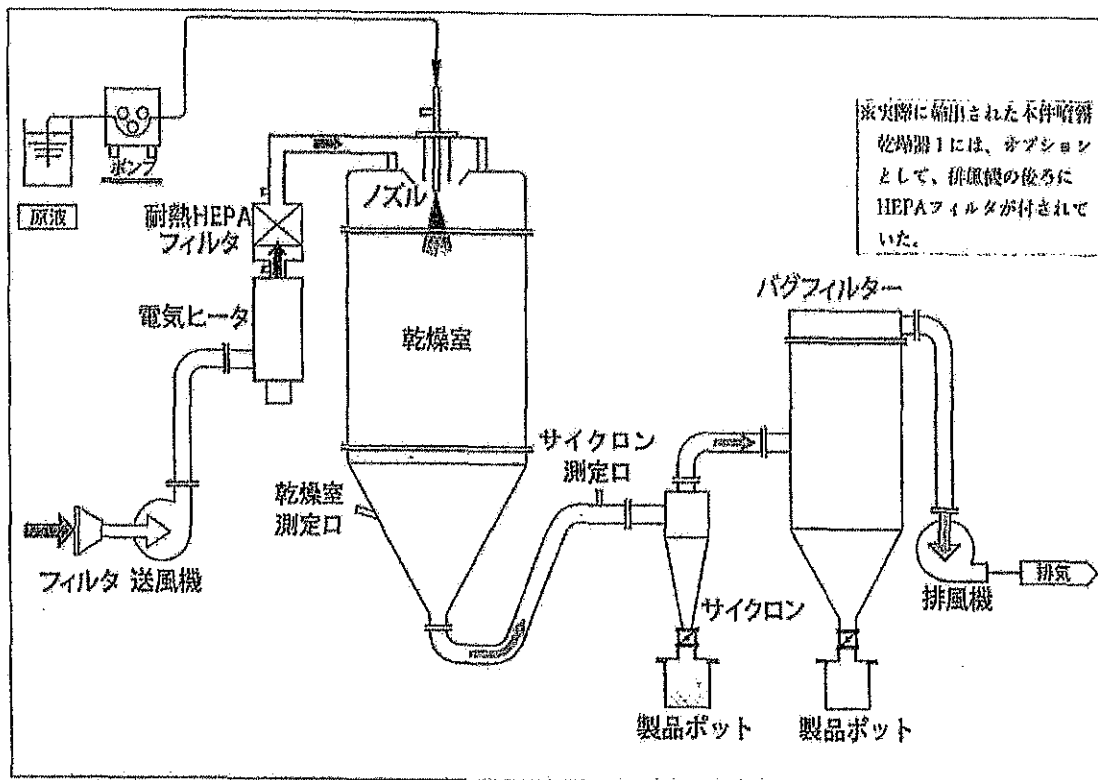
ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（本件要件

ハ） [他の各号につき略]

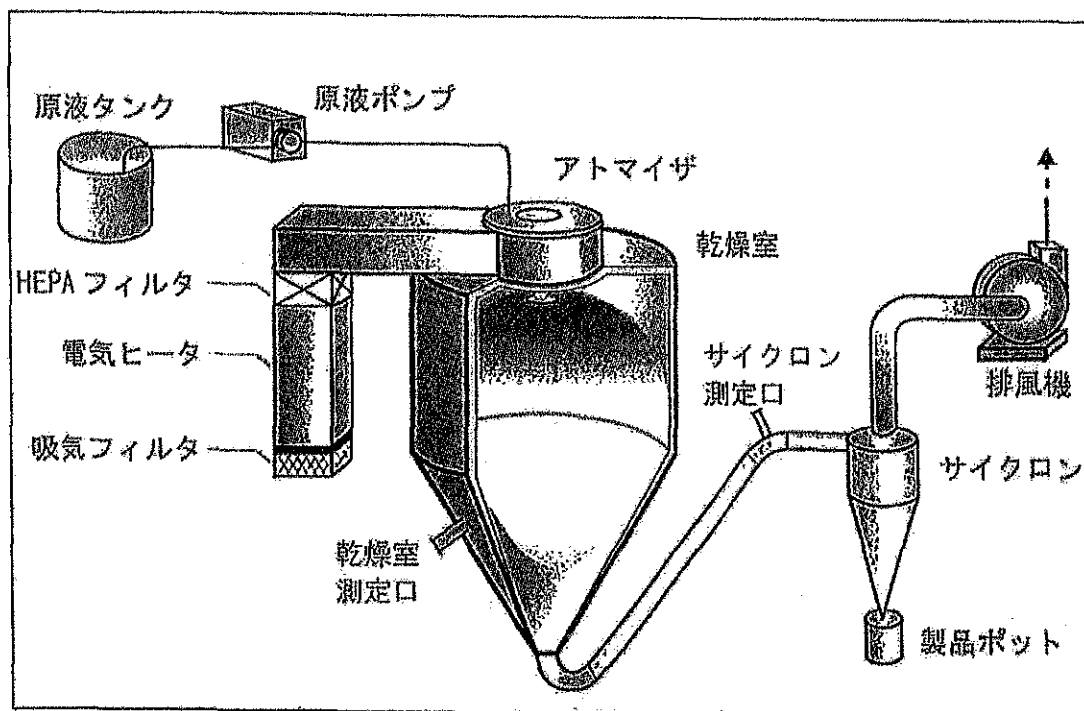
以上

(別紙 2)

本件噴霧乾燥器 1 (R L-5 型) ・基本モデル図



本件噴霧乾燥器 2 (L-8 i 型) ・基本モデル図



(別紙 3)

本件各処分

	番号	日付	出来事・処分	証拠番号	担当裁判官
		2016/5/31 (平成28年)	第2事件公訴事実第1 (関税法違反) 記載の申告日 機種「RL-5」		
		2016/6/2	第2事件公訴事実第1 (関税法違反) 第1事件公訴事実 (外為法違反) 記載の輸出日 機種「RL-5」		
		2017/5 (平成29年)	警視庁公安部は捜査を開始		
		2018/2/19 (平成30年)	第2事件公訴事実第2の1 (関税法違反) 記載の申告日 機種「L8-i」		
		2018/2/21	第2事件公訴事実第2の1 (関税法違反) 第2事件公訴事実第2の2 (外為法違反) 記載の輸出日 機種「L8-i」		
		2018/10/3	警視庁公安部は、大川原社の搜索差押えを行い、パソコン、書類、サーバコンピュータなどを押収した		
			静夫氏、大川原氏、島田氏のほか大川原社の従業員ら関係者50名が任意での取調べに応じた (合計291回、大川原氏40回、島田氏39回、静夫氏18回)		
i	①	2020/3/10 (令和2年)	第1事実につき逮捕状発付	甲A3-1	岡野清二
		2020/3/11	第1事実につき静夫氏らを逮捕		
		2020/3/12	第1事実につき勾留請求		
ii	②	2020/3/13	第1事実につき勾留+接見等禁止	甲A3-2	世森ユキコ
		2020/3/16	勾留に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-3	
	③	2020/3/17	第1勾留に対する準抗告棄却	甲A3-4	吉崎佳弥 井下田英樹 池田翔平
	④	2020/3/19	第1勾留延長	甲A3-2	島田一
		2020/3/27	第1勾留延長に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-5	
		2020/3/27	勾留理由開示		

⑤	2020/3/27	第1勾留延長に対する準抗告棄却	甲A3-6	石田寿一 家入美香 一社紀行
	2020/3/31	検察官が本件被疑事実1について静夫氏らを起訴（第1事件）		
	2020/3/31	静夫氏 顧問契約終了		
	2020/4/6	静夫氏保釈請求（1回目）	甲A3-7	
	2020/4/7	検察官意見（不相当であり却下すべき）		
⑥	2020/4/8	保釈請求を却下（1回目）	甲A3-8	遠藤圭一郎
	2020/4/14	保釈請求却下1に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-9	
⑦	2020/4/15	保釈請求却下1に対する準抗告棄却	甲A3-10	蛭田円香 坂田正史 島尻大志
	2020/4/27	第1事件が公判前整理手続に付された		
	2020/5/18	検察官は証明予定事実記載書及び証拠調べ請求書を提出		
	2020/5/20	弁護士、求釈明書提出（本件要件ハの各文言の解釈及び証拠構造等）		
⑧	2020/5/21	第2事実につき逮捕状発付	甲A3-11	長野慶一郎
⑨	2020/5/21	勾留更新1（罪証隠滅、逃亡）	甲A3-12	藤井俊彦
	2020/5/26	第2事実につき静夫氏らを逮捕		
	2020/5/27	第2事実につき勾留請求		
⑩	2020/5/28	本件噴霧乾燥器2の輸出につき勾留+接見等禁止	甲A3-13	宮本誠
	2020/5/29	勾留執行停止決定（5/31 10:00～18:30 義父の葬儀参列のため）		
	2020/6/1	勾留に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-14	
⑪	2020/6/1	第2勾留に対する準抗告棄却	甲A3-15	品川しのぶ 深野英一 渋谷俊介
⑫	2020/6/5	第2勾留延長	甲A3-13	岡田佳子
	2020/6/8	勾留延長に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-14	

	⑬	2020/6/9	第2 勾留延長に対する準抗告棄却	甲A3-17	小林謙介 西山志帆 松村光泰
		2020/6/15	検察官が第2 事件について静夫氏らを追起訴		
		2020/6/19	静夫氏保釈請求（2 回目）	甲A3-18	
		2020/6/22	検察官意見（不相当であり却下すべき）		
	⑭	2020/6/23	保釈請求を却下（2 回目）	甲A3-19	遠藤圭一郎
	⑮	2020/6/23	勾留更新2（罪証隠滅、逃亡）	甲A3-20	宮本誠
		2020/6/23	第2 事件が公判前整理手続に付された		
		2020/6/30	検察官は証明予定事実記載書2 及び証拠調べ請求書を提出		
		2020/7/3	保釈請求却下2 に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-21	
	⑯	2020/7/3	保釈請求却下2 に対する準抗告棄却	甲A3-22	楡井英夫 赤松亨太 竹田美波
		2020/7/7	静夫氏が東京拘置所に移送された		
		2020/7/10	静夫氏の血液検査の結果が判明し、血色素数（ヘモグロビン濃度）が10.9g/dlを示した。拘置所の医師は対応せず		
	⑰	2020/7/22	勾留更新3（逃亡、罪証隠滅）	甲A3-23	本村理絵
	⑱	2020/8/5	勾留更新4（逃亡、罪証隠滅）	甲A3-24	宮本誠
		2020/8/14	弁護士は予定主張記載書面(1)、証拠意見書を提出した		
iii	⑲	2020/8/24	勾留更新5（逃亡、罪証隠滅）	甲A3-25	藤井俊彦
		2020/8/26	静夫氏保釈請求（3 回目）	甲A3-26	
		2020/8/28	検察官意見（不相当であり却下すべき）		
		2020/8/29	静夫氏は胃痛を訴えた。医師はFK配合散（胃薬）を処方した		
	⑳	2020/8/31	保釈請求3 を却下（3 回目）	甲A3-27	宮本誠
		2020/9/4	静夫氏は再び胃痛を訴えた。医師はFK配合散の処方をつづけた		

	⑳	2020/9/7	勾留更新 6 (逃亡、罪証隠滅)	甲A3-28	道垣内正大
		2020/9/10	静夫氏は黒色便を認識した		
		2020/9/16	保釈請求却下 3 に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-29	
	㉑	2020/9/16	保釈請求却下 3 に対する準抗告棄却	甲A3-30	蛭田円香 島尻大志 佐藤みなど
	㉒	2020/9/23	勾留更新 7 (逃亡、罪証隠滅)	甲A3-31	佐藤薫
		2020/9/25	静夫氏は、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、その後、同日から 3 回にわたり輸血処置 (合計 1200cc) を受けた。その際、東京拘置所内の医師より、黒色便がみられることから消化管出血が疑われると診断された		
		2020/9/28	静夫氏は、貧血所見を確認するため再度血液検査を受けた。血色素数は 5.1g/dl と低下していた。同日 400ml の輸血が実施された		
		2020/9/29	静夫氏保釈請求 (4 回目) 体調が著しく悪化していることを主張	甲A3-32	
		2020/9/30	静夫氏は消化管出血の疑いと診断され「全身状態良好とはいえない」と記録された		
		2020/10/1	静夫氏は、東京拘置所内での内視鏡検査 (胃カメラ) の結果、幽門部 (胃の出口に当たる部分) に大きな潰瘍が認められ、胃がん疑いと診断され、病理検査の結果、悪性腫瘍であると診断された 弁護士は、東京拘置所長に対し、「至急設備の整った外部医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせる」よう申し入れた		
		2020/10/1	検察官意見 (不相当であり却下すべき)		
iv	㉓	2020/10/2	保釈請求を却下 (4 回目)	甲A3-33	本村理絵
		2020/10/5	第 1 回公判前打合せ 争点は、①本件各噴霧乾燥器が「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」の要件を満たすか (客観面)、 ②被告人らは、本件各噴霧乾燥器が本件改正法による規制対象に含まれるものと認識していたか (主観面) の 2 点である		

②⑤	2020/10/6	勾留更新 8 (逃亡、罪証隠滅)	甲A3-34	藤井俊彦
	2020/10/6	静夫氏は、東京拘置所長に対し、至急設備の整った外部医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせるよう申入れ		
	2020/10/7	静夫氏に胃がんの告知		
	2020/10/8	静夫氏は、東京拘置所長に対し、至急設備の整った外部医療機関に搬送し、専門医による診察、検査及び治療を受けさせるよう申入れ		
	2020/10/8	勾留執行停止の申立て (10/16 8:00~18:30) 悪性腫瘍について検査する必要性について主張	甲A3-35	
	2020/10/9	検察官意見 (しかるべく。ただし16:00まで)		
	2020/10/9	勾留執行停止決定 (10/16 8:00~16:00)	甲A3-36	岡田佳子
	2020/10/16	静夫氏は、 [REDACTED] 医院において診察を受け、「進行胃がん」「病気診断のため精密検査が必要な状態である」と診断された。ただし、「事前連絡なく来院されても診療はできない。改めて事前連絡の上来院してほしい」と告げられ、検査、治療は行われなかった また「患者の健康状態によって実施できる検査の内容及びそれに要する期間は変動するため、検査内容及び期間を事前に確定することはできない」「勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできない」との回答があった		
	2020/10/19	静夫氏保釈請求 (5 回目) 胃がんと発覚した後、検査・治療を受けられていないことを主張	甲A3-37	
	2020/10/19	弁護人は温度測定結果報告書を含む証拠の証拠調べ請求書を提出		
	2020/10/20	検察官意見		
②⑥	2020/10/21	保釈請求を却下 (5 回目)	甲A3-38	牧野賢
②⑦	2020/10/22	勾留更新 9 (罪証隠滅、逃亡)	甲A3-39	大伴慎吾
	2020/10/26	検察官は証明予定事実記載書 3 を提出		

	2020/10/27	弁護人 勾留執行停止の申立て	甲A3-40	
	2020/10/28	勾留執行停止決定（11/5～11/20）	甲A3-41	本村理絵
②⑧	2020/11/4	勾留更新10（罪証隠滅、逃亡）	甲A3-42	道垣内正大
	2020/11/5	弁護人は予定主張記載書面(2)を提出 静夫氏は11/5市の自宅に帰宅		
	2020/11/6	弁護人は予定主張記載書面(2)を提出 静夫氏は、病院を受診。胸・ 腹・骨盤CTを施行。多発肝転移が判明した ため手術不適応となり化学療法（抗がん 剤）を行うこととなった。即日入院		
	2020/11/9	第2回公判前打合せ 裁判官「当職としても、本件は長期間勾留 したまま審理するのが相当な事案とはいえ ず、可能であれば保釈する方向で検討すべ き事案であると考えている。もっとも、実 質証拠が全部不同意のままの現状では、保 釈の判断は困難ということなのではない か。」		
	2020/11/10	化学療法及び経静脈栄養開始。歩行できる までに回復したが、根治が望めず、余命が 半年から1年半程度と宣告された		
	2020/11/14	弁護人 勾留執行停止の申立て	甲A3-43	
	2020/11/16	勾留執行停止決定（11/20～12/14）	甲A3-44	向井亜紀子
②⑨	2020/11/19	勾留更新11（罪証隠滅、逃亡）		本村理絵
	2020/11/24	弁護人は、原告氏の接触禁止を解除す るよう勾留執行停止の指定条件の変更の申 立て	甲A3-45	
	2020/11/25	勾留執行停止の指定条件の変更	甲A3-46	岡田佳子
	2020/12/1	静夫氏ら保釈請求（6回目） 肝臓への移転を伴う進行胃がんであり重篤 な疾病である旨主張	甲A3-47	
	2020/12/3	上申書（被告人の所在場所の追加）		
	2020/12/3	検察官意見（不相当であり却下すべき）		
③⑩	2020/12/4	保釈請求を却下（6回目）	甲A3-48	三貫納隼
	2020/12/6	静夫氏一時退院。病院近隣のマンションで 療養を継続		

	2020/12/7	勾留執行停止の申立て	甲A3-49	
	2020/12/9	第3回公判前打合せ		
	2020/12/9	勾留執行停止決定（12/14～6/7）	甲A3-50	本村理絵
	2020/12/17	検察官は証拠調べ請求書を提出		
	2020/12/17	保釈請求却下6に対する弁護士準抗告申立て	甲A3-51	
③①	2020/12/17	保釈請求却下6に対する準抗告棄却	甲A3-52	守下実 家入美香 一社紀行
③②	2020/12/21	勾留更新12（罪証隠滅、逃亡）		藤井俊彦
	2020/12/25	弁護士は証拠意見書を提出し、検察官が請求している証拠のうち当初不同意としていたものの多くを同意に変更		
	2020/12/25	静夫氏保釈請求（7回目）	甲A3-53	
	2020/12/28	検察官意見（不相当であり却下すべき）		
	2020/12/28	保釈許可	甲A3-54	鏡味薫
	2020/12/28	保釈許可に対する検察官準抗告	甲A3-55	
③③	2020/12/28	原決定を取り消し、保釈請求を却下（7回目）	甲A3-56	佐伯恒治 室橋秀紀 名取桂
	2021/1/13	化学療法が中止となり、緩和ケア病院に入院		
	2021/1/18	第4回公判前打合せ		
	2021/1/18	弁護士は証拠調べ請求書2を提出		
③④	2021/1/21	勾留更新13（罪証隠滅、逃亡）		道垣内正大
	2021/1/29 (令和3年)	弁護士は証拠意見書を提出し、検察官請求証拠の一部の証拠意見を同意に変更		
	2021/2/1	静夫氏保釈請求（8回目）	甲A3-57	
	2021/2/4	保釈請求取下げ。東京地裁は大川原氏及び島田氏について保釈決定。検察官が準抗告を申し立てたが棄却された	甲A3-58	
	2021/2/5	大川原氏及び島田氏が保釈された		

		2021/2/7	静夫氏は胃がんにより死亡		
		2021/2/25	検察官 証明予定事実記載書 4 提出		
		2021/3/4	第 5 回公判前打合せ		
		2021/3/30	第 6 回公判前打合せ		
		2021/5/7	第 7 回公判前打合せ		
		2021/5/28	第 8 回公判前打合せ		
		2021/6/1	裁判所争点整理案		
		2021/6/18	検察官が進行に関する上申書提出（期日延期を求める）		
		2021/6/21	検察官が進行に関する上申書②提出（期日延期を求める）		
		2021/6/23	第 1 回公判前整理手続期日		
		2021/7/16	第 2 回公判前整理手続期日		
		2021/7/30	検察官が公訴取消申立書を提出 「各公訴事実記載の噴霧乾燥器について、 『軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器』に該当することの立証が困難と判断されたため」		
		2021/8/7	公訴棄却決定		

以上

(別紙)

当事者目録

〒418- [redacted] 静岡県 [redacted]
原 告 相 嶋 [redacted]

〒 [redacted]
原 告 相 嶋 [redacted]

〒 [redacted]
原 告 相 嶋 [redacted]

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-7 第6東ビル901

高野隆法律事務所 (送達場所)

Tel 03-5825-6033 FAX 03-5825-6034

上記訴訟代理人弁護士 高 野 隆

同 吉 田 京 子

同 南 里 俊 毅

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂5-8 恵比寿亭ビル402

宮村・井桁法律事務所

Tel 03-5946-8107 FAX 03-6667-4129

同 井 桁 大 介 (連絡担当訴訟代理人)

〒171-0022

東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル4階

弁護士法人東京パブリック法律事務所

同 谷 口 太 規

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-47-9 ザ・パークレックス代々木3階

Kollectアーツ法律事務所

同 趙 誠 峰

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-20-6 花岡ビル4階

法律事務所LEDGE

同 戸 田 善 恭

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館3階

後藤・しんゆう法律事務所

同 城 使 洸 司

同 拌 地 旦 展

〒120-0034 東京都足立区千住3-98-604 千住ミルデイスII番館

弁護士法人北千住パブリック法律事務所

同 矢 内 太 道

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 平 口 洋